

舞樂圖說

舞樂は總て外國傳來の樂曲なり神功征韓の御時吉士舞を傳へしぞ其初なるべき大嘗風俗允恭御喪に新羅樂生の歌舞せし事あり百濟高麗も此前後相競ひて諸學術を傳へしかば此國々の音樂も其中に在りしは推して知らるる繼體帝は百濟より五經博士を徵され篤く文教を敷き給ひき此博士は交代して其任に當れば音樂師も同じく交代して參來りしならん欽明の朝に百濟より樂工三人を貢して前者に代へんと請へるは其證とすべし

佛法興隆せさせ給はんをり聖德太子の申さく三寶佛法に供養するには蕃樂を必要とす世人これを學習せざる者多し學習するも亦精練せず自今樂工を世業とし其課役を免せしめんと奏請の如く勅許ありて難波の四天王寺に樂所を置きたり蕃樂といふは三韓樂にて後世は高麗樂と總稱す右韓島蘇(周禮に九州之外、謂之蕃國)

是歲推古百濟人味摩之といへるもの來化す吳の伎樂を習得すと聞えければ諸氏の子弟に命ありて從學せしむ天王寺樂人は秦姓にて東儀林園岡の四家あり推古の朝より世業として存在せる蕃族なるべし但し從來傳習せし者謂之坐部の伎にて吹彈のみならん吳の伎樂よりぞ始て立部即ち舞伎を傳へしならんか又樂の左右に分るるに及び三韓樂を右方とす故に東儀は左右兩流に分れ岡は左舞(次の左右舞の條を見よ)を專習すといふ韓佛法を案するに高麗國は北支那より傳へ百濟國は南支那より傳ふ百濟の吳伎樂といふも其傳來を知るべしこの伎樂は中世まで諸大寺に存せし如くなれど今は法隆寺東大寺に其舞面を見るのみ

孝德天智兩帝は唐の制度と取捨して政體を革正せさせ給ひ學校を建てられ遣唐使留學生など來往も絶えざれば支那音樂を傳へしは此時代に起りしを知るべきなり 天武帝は逆取順守の治績を擧げ給はんすとて曾て上下を和睦せしめ天下の靜平を求めんは禮と樂とにありと宣ひて五節の舞曲を親製せさせ給ひき又大極殿前に數多の

男女を召し踏歌支那を行はしめ又三韓の樂をも奏させ給ふ 持統帝も漢人の踏歌を御覽ありき
 大寶令の制定あり雅樂寮に唐樂師十二高麗百濟新羅樂師各四を置く樂生合て一百二十人外に伎樂師腰鼓師あり
 二年正月御宴に五常樂太平樂の唐樂曲目始て見ゆ慶雲元年には遣唐使粟田真人は樂曲を齎し歸れり左舞皇帝
 天平七年遣唐學生真吉備吉備大臣歸朝して律管樂譜を獻す其明年天竺僧仙那寶羅門林邑僧佛哲林邑今來化す佛哲は
 天竺樂を熟知したれば聖武帝の毘盧遮那佛建立あるべき時機とて大に悦び給ひ樂生をして其樂を受けしむ爰に
 初て印度樂を傳ふ從來の支那樂に合せて佛寺齋會は必これを奏せしむ萬秋樂外來樂曲の歌章を傳へざるは伽陀
 梵唄すべて僧侶の自唱するもの伶人たゞ管鼓の吹奏に止る此佛會の慣例より遂に歌章を傳へざるに至りしなり
 奈良樂人は上奥芝辻窪の五家にて共に狛姓あり支那印度の樂を世業として今日に傳へたり樂曲の左方方に
 分るゝ支那印度は共に左舞に屬す故に南都は春日社人に右方人を置き右舞を掌らしむ
 平安定都の明年延曆十四新京樂の曲詞を作りて踏歌を奏せしむ又神泉苑にて太子起舞せられし事あり又難波行幸に
 天王寺の舞御覽ありき左舞右舞の別も此頃より起りしと覺ゆ下條左右舞を見よ
 大同四年雅樂師の改定あり唐韓の外に林邑樂師即ち印度羅樂師今の濟州島此時を置く 此時代より渤海樂の傳來
 あるなり
 渤海は靺鞨なり右舞新羅韓の條渤海國は神龜中より交聘あれど表文に不遜の言辭多しとて善隣の道も圓熟なら
 ざりき延曆十四年の聘使は上表の辭氣その體裁を得しかば朝廷以て盛事とし群臣奉賀せし事あり是よりさき
 韓半島は新羅これを統一せしかば勢威を待みて我國に服従すること昔日の如くならずされば渤海の代て歡遇
 を受くる事となり從て其國風の音樂をも多く納れられしと思はる右舞此等の樂曲は從來高麗樂中に混入して

會て區別せし人なし余は新に高麗樂渤海樂と分稱し左方も亦唐樂天竺樂と分ち雅樂は總て四部となせり
 奈良の朝は外國樂を佛供養の具とせしが嵯峨帝の音樂を好ませ給ふより遊幸飲宴には唐樂高麗樂を奏させられ
 新羅人沙良眞熊の琴の秘曲を傳ふとて右近衛將監を授け給ふ此時代より伶人は衛府の官をかくる事となり爾來
 一千餘歳の例官となりたり
 武官にして音樂を司る當初必其事由あるべし私に想ふ此帝は即位の初め戒心まし〜田村麿を近衛大將とし
 親任させ給ひしも夫れがためならんかくてより近衛の官人は殊に近く召置かれ遊幸内宴にも御側を離れし
 めざる事となる上の好む所は下これより甚しき習ひにて扈從の武官中には聖旨に應じて奏樂の御相手つかう
 まつる者も出で遂に一の慣例を作りしなるべしされど親衛武士の歌舞するは大伴部佐伯部の御門守護の任と
 して久米舞を奏せし古きためしもあるなり
 仁明帝も亦音律に精通まし〜伶官尾張濱主を唐に遣りて樂曲の秘奧を究めしむ其歸るや斯道更に微妙に入り
 上下の學習おこたらず清和光孝醍醐村上の歷朝ます〜其盛行を見る敦實親王宇多雅信大臣の如き歌舞堪能の
 聞え高しされば高麗の樂譜に準據して新に仁和樂延喜樂胡蝶等を作らせ給ひき延喜樂
 一條帝も聲律にたけ給ひ神樂催馬樂の譜を新定せられ長保四年始て内侍所にて神樂を奏させ給ふ神樂條參看
 佛法の崇信より宮中に法會を修せしめ王法と佛法と混同して政事を執り行せられ古來の神樂は神事にのみ用の
 朝儀宴遊より齋會慶塔等總て唐樂高麗樂を連奏せしめたり
 京都伶官は多戸部豐原安倍山井の諸氏あり多氏最舊家にて世々神樂を奉仕す唐樂高麗樂の盛に行るゝこれを
 兼業し自然近衛左右の奉行たる三十九年仁和二子孫其業を襲き五世にして公用に至り右舞を柏光季に傳へ

多氏は右舞を専修す寛和二年豊原氏は延喜中に興り山井安倍の二氏は猶其後に**出づ**戸部氏は瀆主の裔なれども其家は絶ゆる足利季世なるべし

堀川帝九十も心を神樂雅樂に寄せられ秘曲の絶えなんとせしを繼がせ給ひし事などあり朝歌酒の傑を見此時代は兵馬の任を源平武士に委ねられしが武士も亦音樂を好み義家八幡義光新羅の故事は世の傳ふる所なり佐藤其後清盛は嚴島に樂所を建て天王寺の樂人を分移せしめたり

樂曲の數は和名抄に一百六十曲を收む唐天竺百三十曲此書は延長中の撰といへば醍醐の御宇なり爾後興廢増減もありつらん百五十年の後は其傳へたるもの半に過ぎず續教訓抄所載

樂書は三五要錄仁智要略仁智要略學譜十一卷共教訓抄十卷天福中續教訓抄十四文永中共ニ斯道の要書と云つべし

伯近眞は光高七世の孫にて仁治三年卒六十朝葛は其孫なり元弘三年卒八十此家は奈良樂人の中なりや或説に山城伯の地に居住して姓となすとあり

體源抄十三豊原統秋正四位下の著なり此人は實德二年に生れ大永四年に卒す七十應仁亂後に此大著述ありしなり昔傳拾葉群書一覽所引に近來樂道の達者豊原統秋といふもの亂世に生れながら古き反故を集めて樂の來歴を明かにして一家に傳ふ夫れを體源抄と名づくとあり

體源とは豊原の隱字この人は後柏原帝の御師範とぞ又道遙院の高弟にて歌道にもたけ風流なる隱君子といふ戰亂百年申すもかしこけれど朝廷の陵夷きはまりぬされど大永二年後柏原御即位踏歌節會に舞樂三番、萬歲樂地久、皇帝新鳥蘇、大平樂長保樂、右舞は多氏にて左舞は奈良樂人參勤とあり 爾後京中は年毎に荒れすさび公卿は次第に諸國に散逸してければ伶人も其職を守ること能はざりけん

後陽成後水尾兩聖主相續きて登極し給ひ殊に豐臣關白德川將軍は世を太平に導かんと政治を敷き禮樂再興り樂曲も復古の盛運に遭遇したれば舊伶官も歸住し奈良天王寺よりも徴されたり

聚樂第行幸天正十六年四月五番の舞樂は萬歲樂延喜樂、太平樂伯餘、陵王納蘇利、採桑老古鳥蘇、還城樂拔頭なり太閤記一に此時の狀を叙して曰く樂奉行四辻大納言、樂屋左右に侍りて瓜の紋つきたる五間の幕を張り樂屋の前に火焰の飾りせし大太鼓あり羯鼓鉦鼓笛箏、調子を取て亂聲を吹く振鉦を始めけり夫れより萬歲樂に移る裝束は赤地紋紗唐錦はかま赤地金襴打掛雞冠石帶絲鞋以下甚た以て美麗なり採桑老は天王寺の伶人舞ひ侍るなり天子より白き御衣くだされけり云々長慶子にて吹をさめにけるとかや

二條城行幸寛永三年九月舞樂三番なり萬歲樂延喜樂、青海波敷手、陵王納蘇利にて青海波は公達方四辻四洞これを舞ひ其舞容の優美なるは今も語艸に残れり今日御藏の樂服樂具はこの兩次の調製に係る物多しと聞く

元祿に至り伶官安倍季尙正四位下樂家錄五十卷の著あり分類次序よく整ひて樂書の集大成といふべし季尙寛永五年正徳には伯近家從四位下の樂名考一あり同時に新井君美石江戸にて樂考一を作れり季尙寛永五年

本圖の序に高島融齋が其幼より觀しといふ舞樂の數々を列ねたり天正このかた再興ありし舞樂の年中行事とも見るべし仍て左に標記して其時日と場所とを示さん

- 舞御覽正月十七日 海涼殿
- 天王二月廿二日 聖靈會
- 石清水八幡二月廿五日 山男
- 葵加茂神社例祭 四月第二四日
- 住吉神社三月八日 大乗會七月
- 手向山八幡東大寺守護神 例祭九月三日
- 氷奈良町氏神 例祭九月
- 稻伏見ならん御火たき 荷跡社共十一月なり
- 春日社 十一月廿七日なり
- 北加茂臨時會十一月第二四日 祭男山に對して北祭といふ

元治甲子刊行の都錦朝官名簿に樂人を列載する九十一人衛府官四十五父子の并記もあるべけれども其盛なるを仰ぐべし
 多氏二十人東儀氏十五窪氏八園氏七辻氏六安倍氏五芝氏五奥氏五林氏五岡氏五豊原氏三山井氏三
 明治維新は百度更革にて七年に至り雅樂にも制限を設けらる京都南都天王寺の三樂所は各其傳來する所ありて
 曲譜上に多少の相違あるなり此時彼此斟酌して一定の樂譜を作らる故に舊譜新譜の稱あり又舞樂も十番二十曲
 を定め朝儀に用ひさせ給ふ事となりぬ

- 萬歳樂延喜樂 打毬樂狛鉢 陵王納蘇利 北庭樂八仙 散手貴德
- 太平樂胡德樂 迦陵頻胡蝶 拔頭還城樂 春庭樂白濱 甘州林歌

二十一年雅樂所に舊曲再興の命ありてより今日左右舞樂の奏すべきは總て五十曲許に及ぶと聞く毎年五月六月
 の交に樂曲の演習あり拜觀も特許せらるれば本圖に收むる六十五曲左三十九右三十六其猶興復せられざるもの僅に皇帝
 秦王兩破陣樂團亂旋春鶯囀はじめ十數曲に過ぎず各圖說に註するを見よ

圖說中の名目にて一般に亘るもの一々詳記せず仍て其必用の者を抄出して略説を述べ敢て讀者の參照を乞ふ

【左舞 右舞】 左方サバ右方ウバとも稱し常には左サバ右ウバとのみ唱ふ 支那樂印度樂を左方とし高麗樂渤海樂を右方とす
 左右舞の來由は明記せし者を見ず私に案するに平安定都ありて唐天竺の樂を專修したる奈良俗官を左京に置き
 夙くより三韓樂を傳へたる天王寺樂人を右京に置かれしにやさらば左方右方の名稱たちし起因或は是れならん
 と思はる其後渤海樂の新傳も音調の上より右方に屬せしめ本邦製作も亦これに同じ右舞圖說の條々を見よ

日本史禮樂志十三 吉野樂書を引き舞分左右奏之、自大神公持定之、按公持年代、諸書莫所考、とあり然共樂家錄三十
 舊記曰、採桑老曲、用明天皇御宇、大神公持始傳之、と明かに其時代を記したれば公持が左右を定めしは推古の

朝なるべし私かに想ふ是れ後世の如き左舞右舞にはあらず舊傳の三韓樂と新來の吳伎樂とを分ちしならん上

に云ひし如く立部坐部の兩伎即ち吹彈と舞蹈との定員を分け定めしなるべし後世樂人も此區別はあるなり

【古樂 新樂】 支那樂は唐以前の曲關隴王胡飲酒を古樂とし唐代の製樂を新樂とす印度樂は總て古樂とし高麗渤海諸曲
 みな新樂に屬したり

日本史に唐以上舞、間有入新樂者、不詳其故とあれど唐樂各曲に就き其製作の源委を訂するに更に新古混合の
 者を見ず日本史は五常樂を虞韶樂の音轉として疑ふの類ならん然れとも常と韶とは全く別韻にて古も今も斷
 して通轉せず五常樂の概を見よ 高麗樂の總て新樂に屬するに就き一説あり前條に云ふ如く三韓樂は坐部にてありしを
 平安朝の初時高麗の下春が新に舞つくり立部とせしならん伎樂の廢れしも此故なるべし(右舞林歌參看)

【大中小曲】 六人舞を大曲として四人を中曲とし二人一人を小曲とす左舞は皇帝團亂旋春鶯囀蘇合を四大曲とす
 右舞の四大曲は新古烏蘇進退走禿なり然れとも準大曲準中曲あり一人舞にも中曲ありて一定せず各曲に註す

【番舞】 左右互奏して一番の舞曲とす左方まづ舞ひ右方これに次ぐ故に左に對して右を答舞と稱す此組合せ當初
 一定の制も無かりしが如し諸書に種々の番舞ありされど陵王左納蘇利右迦陵頻左胡蝶右の如きは古制と知らる
 又太平樂に倍臚、拔頭に還城樂の如き共に左舞にて番ふもあり通例の答舞を各曲の下に註す右方には番舞とす

【武舞 童舞 走物】 皇帝秦王武昌散手倍臚の破陣五曲を武舞とす劍を佩ひ鉞を執るが故とぞ皇帝不帶兵此他には說在其條下
 青海波古烏蘇の太刀を佩き厭舞貴德の鉞を持つありされども武舞とは稱せず今義解に無干戈曰文右千戈曰武とあり

破陣は陳陣を諸書互用す日本史は和名抄に據り破陣とすれど刊本には陣とあり唐書禮樂志 固より破陣なり陣陳
 陵王散手拔頭還城樂左貴德納蘇利右の六曲を走物と稱す其舞態の左折右旋前進後趨して勇邁活潑の動作あり通字

童舞は迦陵頻五常樂左胡蝶登天樂右等なり又賀殿萬歲樂打毬蘇利古などわらはまひとする事あり近代は走物を童子にて舞ふ事あり其時は面を付けず挿頭を以て面に代ふ時の花かざすを古式とすれど近制は左舞は紅梅にして右舞は同じ薄色とぞ 又外に女舞あり今は男子にて舞ふ其曲々に註するを見よ

【調子 律呂】 壹越調雙調大食調を呂とし平調黃鍾調盤涉調を律とす三律三呂合せて六調子を現行の樂調となす唐律なりこれを俗曲にて譬へん三絃に本調子呂二上律三下呂あり十三絃に平調子呂雲井律あり此等の理は其堂に上りし者ならでは會得も容易ならざるべしされども一應は其理を述べん 十二調子は音階なり(壹越斷吟平調勝絶下無雙調尺鍾黃鐘盤涉神仙上無)五音は親和音なり(宮商角徵羽)音階に就て親和を索む即ち調子なり 壹越調とは親和第一音宮を音階第一位に建て第二音商を第三位とし第三音角を第六位とし第四音徵を第八位とし第五音羽を第十位とするを云ふ 平調は平調を宮とし盤涉を徵となすなり他調これに準ず順六

大食調は平調の呂にて角第三を尺鐘第七とす律ならは高麗調子は二調子高し四律音階第一位は二調 低し高麗と反比例なり故に高麗笛孔の壹越といふは唐笛の平調に當る我國人の自然の音調はこの高麗笛に造へり此事は右舞胡德樂林歌の下に云ふを見よ

【三管三鼓】 笙、笛、篳篥を三管と稱し羯鼓、大鼓、鉦鼓を三鼓と稱す舞樂の吹奏はこの竹革金の六樂器なり 箏琵琶の絃物を加ふるを管絃と稱す但し舞なし(三之鼓は左舞壹鼓の下に註す)

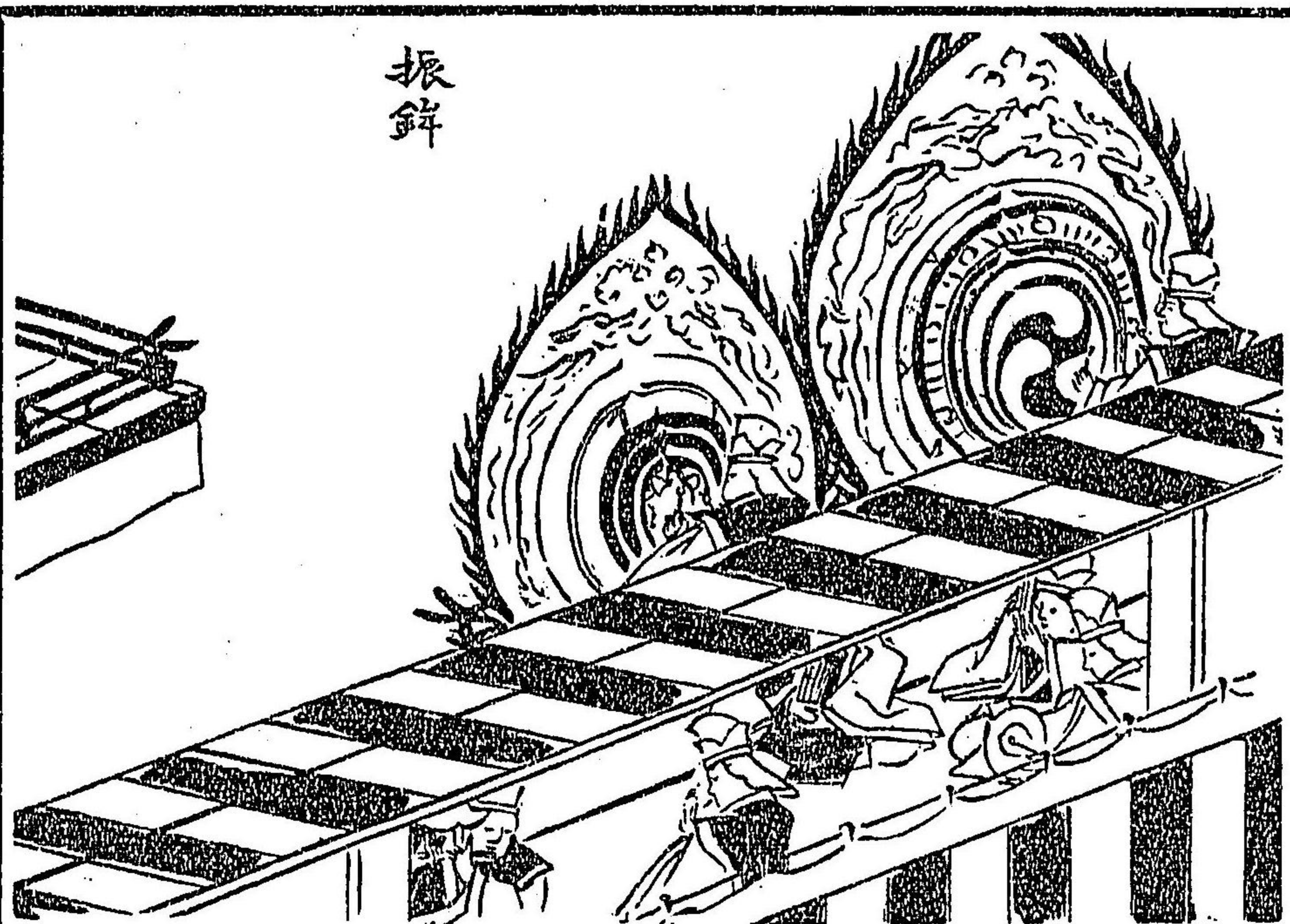
三管は樂譜の根本にて伶官は一管を各家の專業として他管を侵す事なし其左方奏吹の列次は羯鼓を左頭に置き中央は大鼓にて鉦を下端とす羯鼓は一臈これを掌り雙桴擊節す次に三管の音頭三人平坐す此他の管方は助音と總稱し後列複座その席次は總て叙任の前後に従ひ三管雜居なり 大鼓の役は音頭に等し鉦鼓は下臈なり

右方これに準し左右その方向を換ふるのみ一臈左手に三之鼓を執り右桴擊節す管は高麗笛篳篥にて笙は常に吹かざれども倍臚遠城樂等の答舞に用ありて三管列座すといふ退出の長慶子には 左右共三管合奏

奏樂場は左右に分る中間舞人 出入の踏舞臺の後方に設け幄舎といふ木瓜の紋幕を張圍み樂人其中に列座奏吹するなり四座上の太閤記にある大大鼓は幄舎の前に置き鉦鼓と共に立ちて擊つ即ち振鉦の挿圖の如し但挿圖は左方なれば兩鼓の位置を前後す誤謬なり

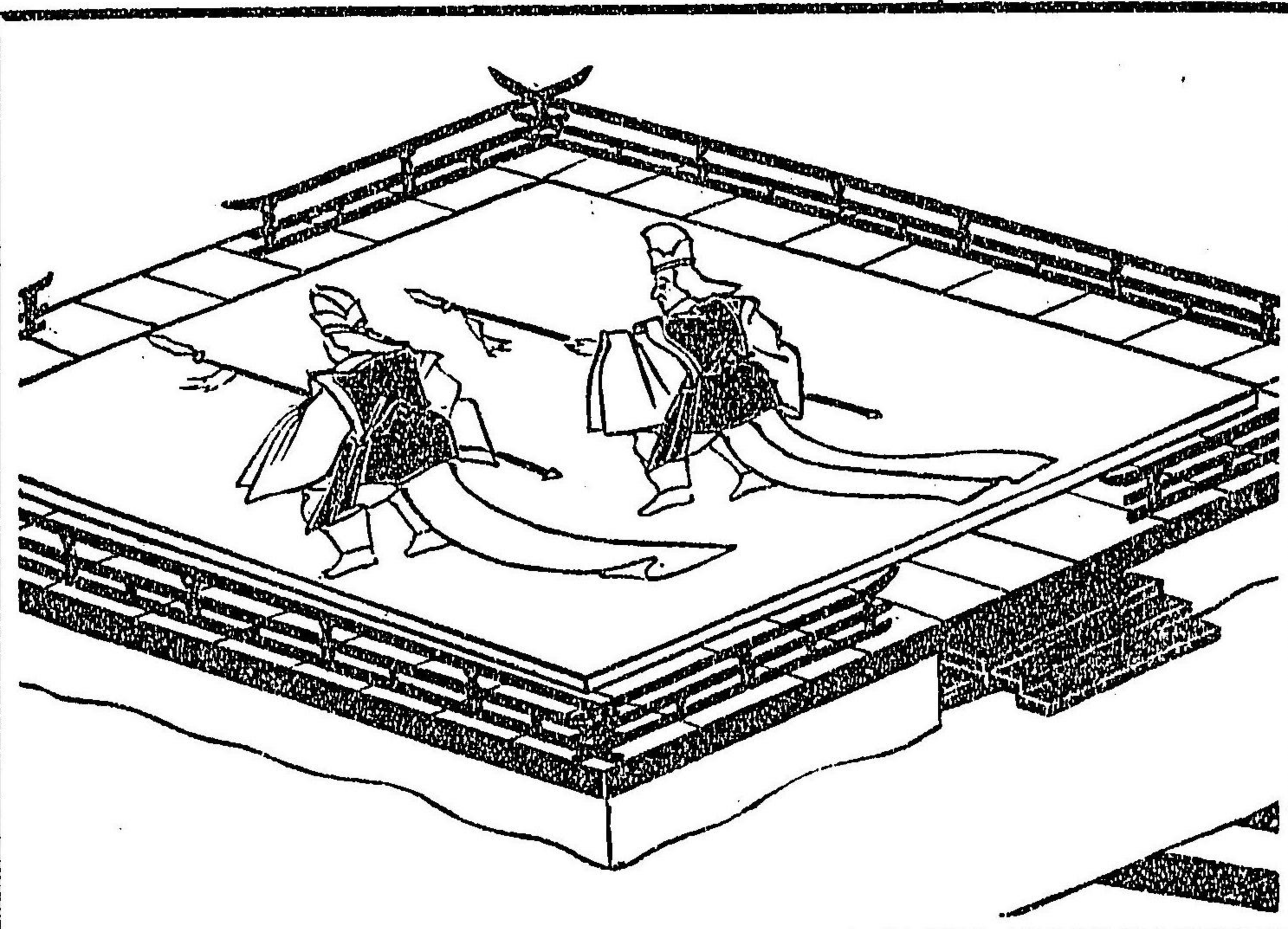
【裝束】 常裝束盤繪裝束繡縵裝束の三類に分ちて其概略を述べし 常裝束とは振鉦左長保樂右の服裝これなり他圖袍 左紅 右綠 下襲 半臂 赤大口表袴 石帶 附掛巾 絲鞋等なり 烏甲を常冠とすれど曲に特製の冠帽あり 此服裝を唐裝束とも稱すれば支那唐代の制なるべし 舞曲は袍の肩ぬくを式とす左方左袒 右方右袒其兩肩ぬくは樂屋より袍の上部を去て出づ裾前掛と云ふ皇帝左兩鳥蘇右の如し極て略式なり 盤繪裝束は衛府の制服にて卷纓冠に老繫つたり袒く事なし 繡縵は盤繪の音訛といへど盤も亦蟠の通字なり 俗に獅子丸雙獅 相向と呼ぶ繡紋を云ふ古式は左獅右熊なりしが近制は通して獅子なりとぞ 袍の色は左衣淺紫にて右衣純黃なり其紋どころ表四裏六襪に二つ 故に六つ五色の絲もて縫ふ甘州左登天樂右の圖の如し伶官は衛府の官人なる例なれば其制服のまゝ直に舞踏せし事ありて此樂服もありつらん

繡縵裝束に二様あり樂家に名稱別なしと今假に金縵絲毛縵の名目を作る其製は一幅の布物に孔を中央に穿ち頭を貫き出してこれを被る前幅は胸に當て後幅は背に當つ故に兩當と稱す一の服制となりて衣扁そはりしなり 金縵にて縁どりせしもの挂甲の遺製にて武官の正服なり倍臚左拍鉦右の裝束これなり白き絲毛にて縁飾せしは走物繡縵にて其原製は支那西北の胡服なり陵王左納蘇利右の服裝これなり胡服の事は左舞拔頭條下に云へるを見よ(大江匡房卿の洛陽田樂記に帽子繡縵、奏陵王拔頭等舞とあれば絲毛は繡縵と稱せしか)



振鉞フシバチ左一人 一名厭舞ウヅマヒ

厭舞を正字とすべし舞樂の初には必先この曲を奏す猶能樂の翁に於けるが如し
 左方より一人出て、舞ひ了りて退き次に右方一人また舞ひ退き而して左右並び進み合舞するを正式とす近世前段の左右互舞のみにて後段の合舞は大概略して行はずと覺ゆ(挿圖は左右合舞)左舞は紅袍にて左を袒き右舞は綠袍にて右を袒く本書の圖様は左方のみなれど右方これに準じ只その綠色と右袒とを異にせる者と思へ傳云ふ此舞は周武王が殷紂王を討たんとて商郊の牧野に至り左に黃鉞を杖き右に白旄を秉り師衆に誓ひ戰勝を神祇に祈りし時の狀に象りて傳ふと
 舞人は木鉞木製黒柄にて又左金右銀もちて舞臺に上り鉞を振る三度初節は天神に供し中節は地祇を和し後節は先靈を祭る口中に壽文鎮詞ともを唱ふ 其詞 天長地久 政和世理一節 王家太平 雅音成就二節 一天雲殊靜 四海波最澄 十雨不破壤 五風不吹枝 天地和合禮三節



按に厭舞は厭勝アツレウの舞にて所謂惡魔調伏の祈禱なり說苑等の書に厭離折衝の語あり厭與厭同、鎮壓冠難、使之消厭と註せり○厭の字に兩音あり厭伏アツクの方は入聲にて音エフ或轉アツ音エムなる時は厭足アツクの義となる此樂名の厭舞は振鉞と書きてエムブと訓み來るより日本史禮樂志 十三には厭舞振鉞國音相通と註されたれど恐くは誤解ならん舞と鉞とは音通とも云ふべけども振は舌内聲にてシンなり厭は唇内聲にてエムなり是奈行と麻行との相違にて此相違は西洋音のRrなり後世こそ混合音ともなれど中世以上は兩音に呼び分けたり其厭舞アツブと云はずしてエムブと唱ふるは太平樂音岳を太平樂音落といふに同じく一種の訓くせなるべし 厭舞とは其樂の性質に就きたる正稱にして振鉞は鉞とりて舞ふ姿よりこの一稱もあるなり厭舞振鉞は國音相通にあらざるべし 振鉞を素人よみにフリホコと云ふは却て其當を得るやも計り難し 再按エンはエフの音訛なりやも知れず

左舞 三十七曲

●登越調十回

皇帝破陣樂ワウダイハアツシ新樂大曲 一名武德太平樂 舞者六人

○答舞 新鳥蘇

皇帝とのみ唱へて常には破陣樂の三字を稱せずといふ武舞五曲の一また四大曲の一なり

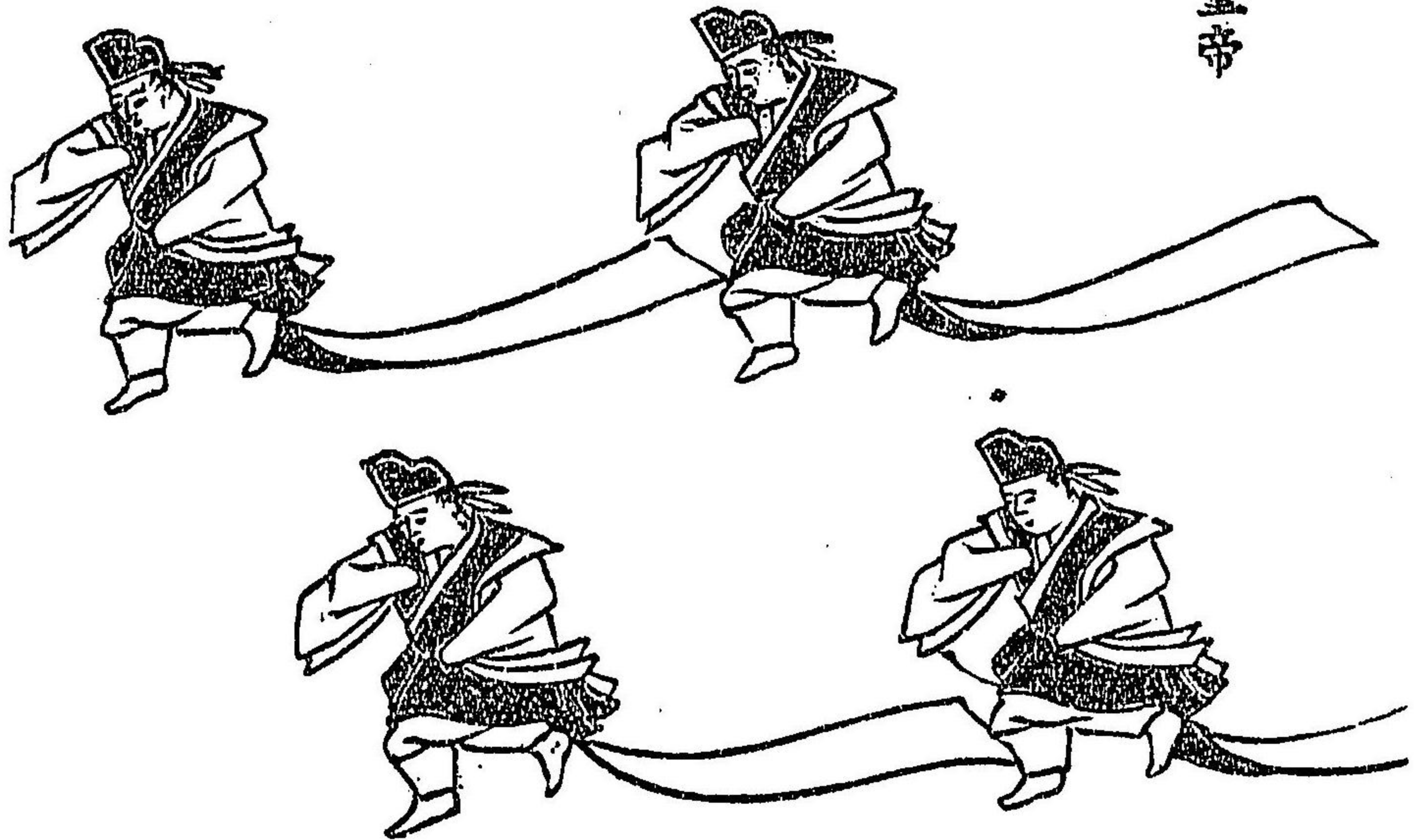
文武帝の御時遣唐使粟田道廣傳來といふ近世に至りて舞は絶えたり(道廣は真人の名なりや國史所見なし)

傳に曰く唐太宗の製作と蓋太宗の秦王たりし時に作れるを秦王破陣樂といふ(大食調)皇帝の位に即きて改作せしを皇帝破陣樂また神功破陣樂とも稱し武德太平樂

あるは安樂太平樂の別名もあり唐書に七德舞とあるも此舞曲の事ならん一説に秦始皇また周高祖(宇文邕)の作とも或は唐玄宗ともあれど何れも取るに足らざる臆説とすべし

凡て武舞は總説にも云ひし如く劍を帯び或は鉞楯を執るものなれど本曲更に其様なし體源抄三左の説あり

皇帝



當曲ハ戟ヲ執ラザルニ破陣樂ト稱スルハ如何但シ舞譜ニ太刀拔手アリ又唐舞ノ繪様ニハ帶劍ニテ舞フ然レバ武舞ノ條ハ子細アル可ラザルカ太刀拔手ハ何時頃舞失セシカ當世ノ舞ノ手サルベシトモ覺エズ又憶カニ見エタル者ナシ然而繪本トイヒ舞譜トイヒ共ニ記シ載スル上ハ破陣樂ノ字其謂レ無キニアラザルカ

按に此舞は秦王破陣樂を改めて武德太平樂とせし事なれば甲冑を脱ぎ帶劍のみせしはさる事と思はる而して又其帶劍せざるは是れ殿上にて奏する時の式なるべし女舞とすると思ひ合すべし(秦王參看)

上に云へる唐舞繪様とあるは世に信西入道古樂圖と號する卷子本なり卷中に以少納言入道本四追加之とあるより此稱あるなり畫風甚だ古雅なれど體源抄に唐畫としたるはわろし日本古畫今卷中より帶劍の皇帝破陣樂を抄寫して兩圖對照せしむ

圖說の挿畫も古畫卷よりの縮寫にて四人六人の舞態位置を示さんための老婆心なり本圖と據東の相違に心せよ

白舞 六回



團亂旋



團亂旋 新樂大曲 六人舞

一名后帝團亂旋 ○答舞 古鳥蘇

四大曲の一なれど亦近世は絶えて同じく見る能はず其傳來は皇帝と同時なりといふ團亂旋の義は何故と云ふを詳かにせず或人曰ふ其舞ふさまよりの稱なるべしと諸曲石橋の末段に獅子とらでんの舞樂の砌とある文句より見れば獅子の狂ひを寫したるが如し或説も採るべきにや

后帝と云へば則天武后ならん粟田の入唐は則天の神功二年なり時代も能く適へり一説に仁明御宇大戸眞細作といふは舊傳中絶を再興せし者しか傳へしにぞあるべき其例頗多し

按に后帝といふ語は詩經魯左傳文論語等に見ゆれども天帝また天子の事なり則天は高宗太宗の皇后にて共に政堂に坐し萬機を視る新號を立て帝を天皇とし后を天后とす其威嚴の相伴しかりければ時人は兩聖と呼びたりされば武后の纂立せし時に皇后にして皇帝たるを以て當時この后帝の特稱もありつらん

春鶯囀



春鶯囀 新樂大曲 四人舞

一名天長寶壽樂 ○答舞 退走禿

梅花春鶯囀また天壽樂等の別名あり皇帝后帝と三曲同傳にて四大曲の一なり

唐高宗聲律に通じ替て鶯聲を聞き樂工白明達に命じて其聲を寫さしめ此曲を作るといふ

女舞にて舊譜に舞女十人とあれど仁明の皇子成康親王此舞を善くし帝親ら笛を吹き親王立ちて舞ひし事あり又同じき御時に伶人尾張濱主一百十五歳にて此舞まひたりといふ童王と老伶とは一人舞もしたるなり今日は此舞も絶えたり

蘭陵王 古樂中曲 一人舞

一名没日還午樂 ○答舞 納蘇利

羅陵王とも常には略して陵王と呼べり 賭弓正 競馬月 相撲七等の節會に奏するを例とす

體源抄ニ長保三年東三條院ノ御賀ニ宇治殿十郎若君ニテ陵王安ソバシケル中略其ヨリ此方ノ御賀ミナ若君アソバスとあり 樂家録には本非童舞近代用之と記せり童舞の時は面を付けず挿頭花紅なること上に云へり

齊北蘭陵王長恭は世宗第四子にて勇武あり其面秀美なれば威殿の揚らざるを慮り常に勢猛なる假面を被りて陣に臨む替て周師を金陽城下に逆へ深く敵中に入り奮闘甚密む城中その王なるを知らず王の胃を免き面を示すに及び城兵驚き出で救ひ大に周師を破りたり諸軍相共に歌謡して蘭陵王入陣曲を作り又其指麾擊刺の状に效ひて此舞を作ると云ふ古樂とあれば唐以前の舞曲にて其持ちたる桿（金色長サ一尺二寸）に擬すといふ 擘あり

其一 吾得胡人 古見如來 我國守護 翻日爲樂

其二 吾等胡兒 吐氣如雷 我採頂雷 蹈石如泥

この翻日爲樂の詞ありて舞に日振返（ヒカカヘス）といふ手振あり没日還午の一名は是より起る此擘は古者舞人自歌ひしが後世其事斷絶す 又本曲及び秦王散手貴德打毬狗陣地破の七舞に劍印といふ手あり則ち中指示指を伸し樂小二指を屈め大指にて抑ふるもの

按に體源抄に此曲傳未勘出或説林邑佛誓傳之とあり又滋主口傳を引き渡我朝之後、天平勝寶之比、高野天皇

皇以敕定被改當曲とあれば傳來の軍樂の朝なる著し樂家にては林邑八樂の一として傳へたれども蘭陵王入陣曲ならば支那樂にして天竺樂にあらず さはいへ上野博物館に錫蘭島祭祀に現在用ゐる樂面あり陵王の面と相似たり但龍と蛇とを殊にせり頭に蛇形を表するは佛畫にて明王の像に多く見る所なり龍は支那人の尊崇する靈物なれば蘭陵王が其面を假り而て龍を以て蛇に代へしか將又偶然似寄たるを佛誓が採て以て自家所傳の樂中に加へしか此等の事は般涉闡萬秋樂に論ずるを參へ見よ 又劍印は佛菩薩の印相中にあるものにて二指の又の状なるより此名あるなり是を以て印度の一證となすべきも本曲の他は六曲共に天竺樂と見るべくもあらず又其着たる補襦は西北の胡服なり下の披頭の條下を見よ 蘭陵羅陵に就（キ）更に一の異見あり舞面の條に追補するを見よ

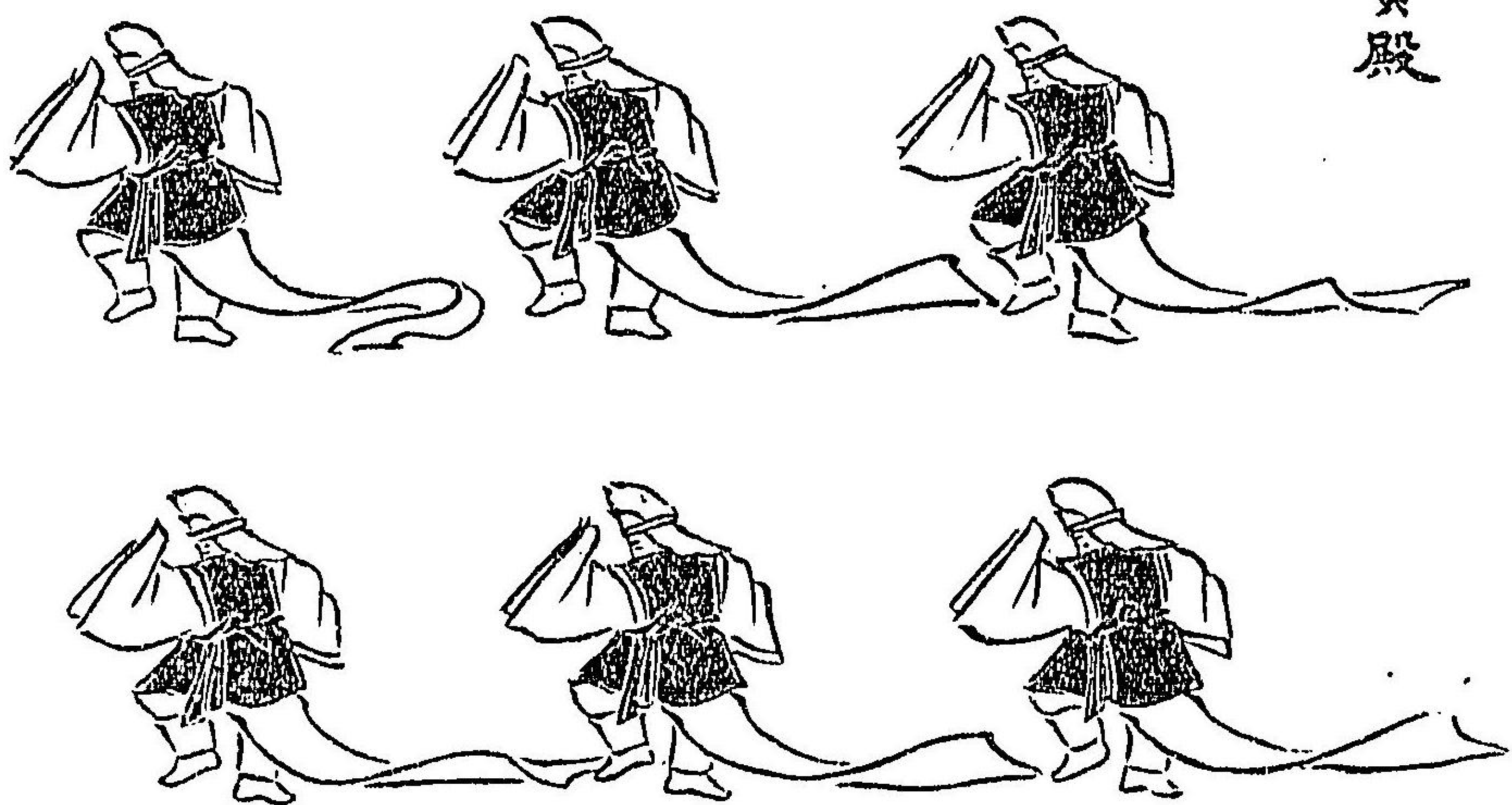
賀殿新樂中曲 一名甘泉樂 ○答舞 長保樂

承和中遣唐判官藤原貞敏が琵琶譜を以て傳へ來りしを



○挿畫は皇帝の條下に云へるが如く四人舞六人舞の位置風態を示さんわざ是故に一人舞は總て省く事としたり然るに信西本の古圖は融齋描く所と其圖様おのづから異なり參考にもなるべしと思ひて陵王、胡飲酒、採桑老還城樂、披頭、蘇莫者の六圖を特に加ふる事としたり

賀殿



和邇部太田麿これを笛譜に寫したれば仁明帝勅ありて
林眞倉に舞を作らしむ樂曲は唐土傳來なれど舞曲は吾
國の製作にて童舞もあり

甘泉樂といへば甘泉宮にて奏せし樂ならん唐の郡國志
帝以五月、避暑甘泉宮、八月乃還とあり吾國にては大臣
大饗に此舞を奏す其時は更居突ウラキツキとて跪く振ありとぞ
堀河帝の閑院新宮にて相撲御覽の時に舞樂の沙汰あり
萬歳樂をと定めらる大江匡房卿申しけるは賀殿をこそ
御覽あるべけれ其故は舞の興頗勝れり且は此院の新造
なり賀殿の義尤も叶へりと云々賢人計らひ申されたり
ける故にやかの閑院は代々帝王の居所に定められ今の
内裏とせりと體源抄に見ゆ(挿畫六人は准大曲歟)

按に隋樂河傳の音訛なるべしといふ説あれど新樂に
しあれば俄かに首肯する能はず

北庭樂カクテイガク新樂中曲 一名北亭子 ○答舞 八仙

傳云ふ唐の西涼節度使蓋嘉運の作る所と別に西涼州一
名西涼曲ヒセイヤク古樂として傳へたる者あり唐書に涼州曲

北庭樂



承和樂



西涼所獻也、とあれば次の輪臺甘州など共に西域風俗
謂ゆる散樂なり然るに唐土にて婚禮の時この樂を奏す
といふ一説あり其故は妻は北面に居るなれば此樂名あ
るなりと是れ恐くは文字に附會したる説なるべし
又宇多法皇の亭子院不老門北庭にて作らせ給ふ故に北
亭子の名ありと云へど庭亭は同韻通字にて子も亦長慶
子老君子舞無など樂曲の一稱なり然れども平安朝以後は
舊傳來の唐樂を再造せさせ給ふこと次なる承和樂春庭
樂の如きもの多しされば本曲も亭子院にて再興なりし
も亦知る可らず

承和樂ドウワガク新樂中曲 一名冬明樂 ○答舞 仁和樂

仁明帝御即位まし〜大戸清上三島武藏等に勅して此
樂を作らしめ明年黃菊の御宴に奏せしむ年號を冠して此
承和樂と命し給ふと云ふ然共唐書に唐興り太常少卿祖
孝孫謂ふ梁陳南舊樂は吳楚の音を雜用し周齊北舊樂は
多く胡戎の伎に涉ると因て斟酌して大唐十二和の雅樂
を作り郊廟朝廷に用ゐる神人を和す其第十二を承和樂と

云ふこの唐樂の古く傳へありしが中絶してけるを年號文字の偶同じきに依り再興せしめられたるならんか東宮御宴また皇太子殿下の御出入には此樂を奏する事

中世以來の例なりとぞ

按に冬明は菊の異名ならんかと思ふふしなきあらず

されど其出典いまだ詮索に及ばず他日を待たん

胡飲酒古樂小曲 一名醉胡樂 ○答舞 林歌

胡國王が酒のみて醉舞するさまにて其左手に持ちたる

椀長五寸頭大尾小は酒杓とぞ總て椀は右手に執る法なれ

ども獨この舞は左手に持つなり酒杯を左に執るは華夷

に古今の別なきもをかし此挿畫も信西本の古圖なり

傳云ふ仁明帝の勅にて大戸清上同眞繩これを製作すと

然れども唐に醉胡子の曲あれば是亦舊樂再興なるべし

古樂とあれば唐以前の樂にて上に云ふ北朝の樂は胡戎

の伎に涉るとある中の曲ならん其舞容舞面より見れば

或は伎樂の遺曲やも計られず又頭に被れる帽子は今尙

西藏喇嘛僧の戴くものと同製なりとぞ(下の抜頭參看)

胡飲酒古圖



此樂は右舞の人の左方樂屋に來りて裝束し而して賜酒の作法ありと聞く 四天王寺大の舞臺は左右兩階あり左舞右舞各自に登降すこの胡飲酒は左階より上り右階より下るを法とす酔ひて歸路を誤るに擬するなりとぞされど他所の舞臺は皆中央の一階なれば此傳は天王寺伶人にのみ行はるものと知るべし



迦陵頻

此舞は多氏の家樂として自然唐八世の孫政資其孫資忠共に堪能なりしが唐和中資忠殺害され二子幼く其傳絶ゆ堀河帝歎かせ給ひ雅實大臣の此秘曲を傳へらるゝを知召し忠方十六に授けさせ給ひてより今日に傳と云ふ凡ての一人舞は陵王抜頭など勇壯活潑なれど此曲は醉人の狀を表すわざとて緩く舞ひ一入むつかしき者とぞ按に此樂も林邑傳來の曲として天竺樂の中にかすまひたれど上の蘭陵王と同じく佛哲の作略やも知れず

迦陵頻古樂中曲 一名不言樂 ○答舞 胡蝶

天竺樂にして常に鳥とのみ唱ふ 迦陵頻伽を正稱とす

印度にて不死の鳥なりといふ逸音鳥妙音鳥など漢譯す

れど所謂五種不翻の一として原語のまゝ用ゐる其聲微

妙にして聴くもの心情怡悦すといへり

舊傳に祇園精舍供養の日に此鳥來りて空中に鳴き舞ふ

妙音天女其狀に取り舞曲を作り是れを阿難尊者に傳ふ

林邑八樂の一して佛哲の傳ふる所なり 天冠羽衣にて

雙手に銅鈸子を拍ち拍子を取る鳥の妙音に擬したり

佛供養の法會には菩薩胡蝶の舞人と共に花を佛前に供
し了り舞童は兩側の草莖に凭り菩薩まづ舞ひ次に鳥舞
次に蝶舞と舊記に見ゆれど菩薩舞既に絶ゆる久し

按に几帳など蝶鳥の模様といへるはこの番舞フガヒより起
りしにはあらぬか蝶鳥の畫を専に用ひしは謂ゆる藤

原時代にて雅樂盛行の世風を徴すべし

案摩アマ古樂中曲 一名陰陽地鎮曲 ○答舞 二舞

天竺樂なれど仁明帝の御時大戸清上に敕ありて改作せ
しめしといふ 嘯あり其詞(近世不嘯)

初音聲本出何國 一段音聲本出南天竺國、佛家種子阿修

羅等所作伎樂 一段音聲娛樂佛娛樂、貴人之所賦安麻一段

二人舞を正式となせども或は一人して舞へり卷纒冠に

笏を執り藏面ザンを被る 又童舞あり藏面を付けず此時に

は答舞に蘇利古を用ゐる

二舞ニマヒ古樂中曲

○案摩の答舞也

案摩の番舞として奇醜の假面を付く男は笑面にて篠竹
を帽子に挿み女は雁面にて笹葉を腰に挿む 他の答舞

は左舞了り樂屋に入りて右舞更に出づる例なれど此二
舞は案摩の舞中二人出で、舞臺の階下に居並び案摩の
舞人退出の際に其笏を乞ふの手あり不興而して二人は
舞臺に上りて舞ふその手振足振は案摩を真似てまねえ
ざるなり日本史樂には雜舞の中に加へたり 嘯あり
日ハ晚景ニナリタリ我カ行先ハ遙カナリ
世に前人の所爲を徒らに擬するを二の舞を蹈むといふ
此舞曲より起れるを知るべし

案摩といへる詞は天竺語ならん二舞も地祇土神が醉舞
の象なりと云傳ふ因て思ふこの二舞こそ此樂曲の本體
ならめ上にも云ふ如く總ての番舞は一曲つゝ各別に終
初する者なれど此舞曲に限り前後相連る如くなる事猶
能樂の前仕手後仕手に似たり 樂家録に舞家の所説を
引きて故事を記したり

昔龍宮有寶玉、或欲取之、無其術、傳聞龍女受雀、因集
鳥毛、作雀頭、學雀嘯、至彼處、則開門令入于龍室、遂
盜彼玉去、模此時之狀、作此曲、今藏面者、摹雀象也、

安摩



二舞

とあり此語は神代卷なる彦火々出見尊の海神宮の故事
また允恭紀十四阿波海人男狹磯の記事などより來りた
る者なるべし此雀頭盜玉の故事を本として海人をアマ
と訓むより天竺のアマと取合せて大戸清上の前段を作
り添へたる舞曲と思はる卷纒冠は外國の品にあらじ
按に天竺樂は總て天平中林邑僧佛哲の傳來とすれど
菩薩佛迦陵頻鳥等の如きは其原語なること疑ふ所も
あらずこの案摩及び倍臚振頭も同じく印度語ならん
此他は陵王胡飲酒還城樂蘇莫者等は縱令佛哲所傳に
もせよ直に以て天竺樂とせん事いかゞならん
さて案摩の語原は如何と考ふるに舊説にアマ尼は女
の通稱にて出家を比丘尼といふ尼とは其略稱なり又
近世の印度語書に依ればアマ短阿大勢押寄 狂狷
驚愕 アーマ長阿煮詰動野卑形 アーマヤ病氣
此等の數語は共に此舞曲の意味を表はす事あたはざ
るを憾みとす

●平調六調

三臺鹽新樂中曲 一名天壽樂 ○答舞 皇仁

則天武后の作といへば三臺は後宮の殿閣ならん張文成といへる秀才あり遊仙窟を撰して上る此書は今日謂ふ戀愛小説の嚆矢なり武后その文を悦び此曲を作りて其情を寫すといふ 鹽は艶に同じ歌曲の一種なり慢詞の如しと字書に見ゆ 舞態は次の萬歲樂と同一なり故

按に後漢靈帝中平六年、蔡邕爲侍御史、又轉持書御史、遷尚書、一日之間、周歷三臺、樂府以迄曉聲律、製三臺曲、以希其厚遺、とあるを此曲の出典となせど唐の天寶に三臺曲あり又上皇三臺宮中三臺等の稱あり我が雅樂中にも皇帝三臺^或庶人三臺^大の二曲あり共に新樂なれば武后の三臺こそ宮中艶曲の初發なれ

萬歲樂新樂中曲 女舞六人 ○答舞 地久

此曲も亦武后の作なりと后その養ふ所の鸚鵡あり常に萬歲を唱ふこれを喜び此曲を作らしめ鳥歌萬歲といふ醍醐帝大井川御遊に雅明親王纒に七歳にて此曲を舞ひ

給ひ姿儀節奏殊に秀美なれば帝の半臂を脱きて賜ひし事あり又嘉承中關白忠實公春日詣の時に此曲の童舞なりしよし中右記に見ゆ後世は男舞とす

髮頭樂新樂中曲 一名散手作物 ○答舞 敷手

唐の李德祐の作なりといへば文宗武宗の時代にして謂ゆる中唐なり(我が承和頃)傳云ふ百年一度金沙國より飛蛾大に來りて人に害す人々錦羅絹綾を以て頭を曇み蛾を拂ひ此時この曲を奏せば害蟲悉く死すと其狀に象りて此舞を製り髮頭樂と稱す然れども今舞は常の烏甲^{トリカブト}なり(無圖)

天皇太子の冠禮に此樂を用ゐる來る我國の特例なり加冠といへば加裝音通より起りしか詳かならず

按に蛾の字諸書に蛾とあれど字書に見えず故に意を以て改む又散手は散樂なり^{大食調} 作物は新作をいふ 右舞仁和樂の條を見よ

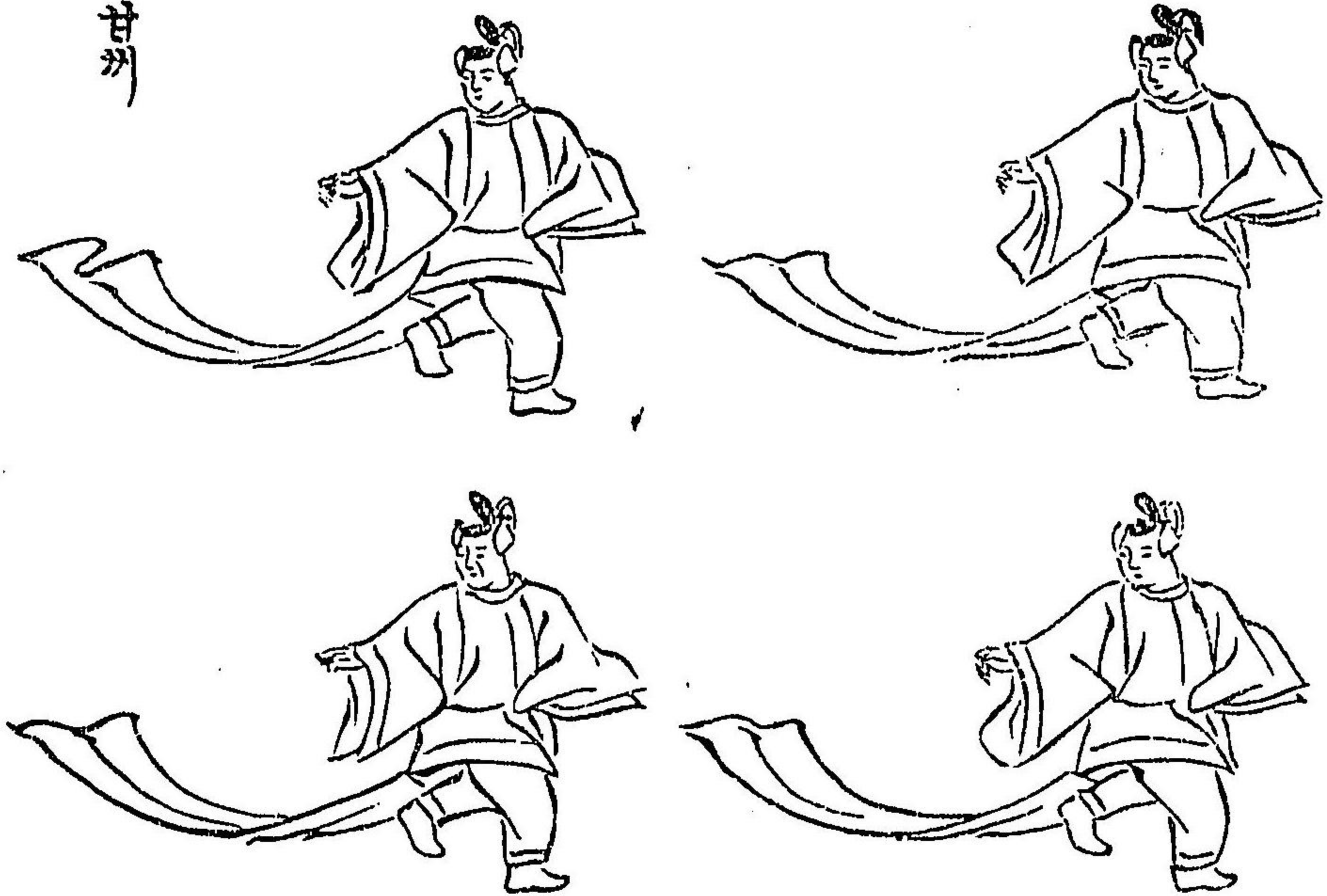
甘州樂新樂小曲 一名衍臺 ○答舞 林歌

甘州鹽とも稱し常に甘州とのみ唱ふ鹽は歌曲の名にて

萬歲樂



甘州



樂は舞曲の稱ならんか 唐樂に涼州伊州甘州など邊地の樂名あり謂ゆる四方の樂なり甘州は今の甘肅省皇太子降誕第七夜の御宴に此樂を奏すと體源抄に見ゆ何の謂を知らず甘の字に意味あるか

按に衍の字は水行の合意にて沙衍といふは沙漠の事なり甘肅地方も亦沙漠多し其地の官衍は衍臺などの稱あらんも計り難し猶可考

五常樂新樂中曲 一名禮義樂 ○答舞 登天樂

唐太宗の親製にて仁義禮智信を宮商角徵羽に配す故に五常樂と稱す又五聖樂ともあるは普通換字なり樂家にて曲譜を教習する必まづ此曲を授くるを例とす蓋し樂曲は序破急の三者を具ふるを完曲とす樂中には或は序を遺し或は破を失ひ或は急を缺き具體の者甚希れなり獨この五常樂は三者完然なれば入學の第一に授くといふ 童舞なれども服装は甘州に同じければ挿圖は省く

按に藝苑日涉卷四 五常を虞詡の轉訛とし虞舞の樂とす

八人となり近世は四人となり太平樂の答舞とす

舞人まづ鉞と柝とを執り林邑亂聲にて一周す是をワクと云ふ四隅に跪き鉞を下に置き劍を抜き復一周す而して本曲の奏樂となり左右互ひに柝を向ひ合せて舞ふ其舞終るや再び亂聲となり敵陣を破る勢ひして走り入る招提寺にては是をへろ走と謂ふ

此曲は軍中にて奏し七返の時に及び含毛音あれば勝り無ければ勝利なしと云ひ傳ふ守屋の亂に厩戸皇子この樂を奏し含毛音ありければ果して勝てりと然らば佛哲より百五十年前既に我國に傳へたるか佛家の傳説かくの如きは常に多し 含毛音とは體源抄に家傳之一大事也、軍中秘之第一也、其吹之有口傳、要有含毛音、とあるのみ他に此事を記したる者なしと聞けり

八幡太郎この樂を貴び出師に臨み必この一曲を奏せしめ戰勝を祈り發途す前九後三の兩役に果して全勝を獲たりとて爾來凱旋を賀する舞曲となり十年前清國と平和克復の御賀宴にも此曲を奏させ給ふ本年中には亦復

論語に子謂韶、盡美矣、又盡善也、八子開韶、三月不知肉味、而とある韶樂是なり日本史禮樂志も亦同説にて秦漢魏晉宋齊と歷朝相承の變遷を述へたり余想ふに三千年の古樂を傳へたるは或は然らん然れども南朝は陳に至りて新樂盛に興り古樂は省みる者なく自然に消失せしが如し唐太宗は唐虞の治に效はんと欲するより其遺音を搜り索め更に此樂を作りしならん舜の五絃を追想して仁義五常の名に採りし者とすべし五常を直に虞詡の轉訛とするは非なり五と虞とは同韻なれど常と韶とは全く別韻にて相通せざる文字音韻なり其新樂として傳へたるも唐の製樂なること論ずるまでも無けん

倍臚破陣樂古樂中曲 舞者四人 ○太平樂の答舞

林邑八樂の一にして常に倍臚とのみ稱す其國人班朗徳の作なりと傳ふ 天平中佛哲の所傳にて天王寺に傳へ又南都なる唐招提寺の佛誕會には例に此樂を奏す故に倍臚會の稱あるに至る 舞者十二人を古式とす中世は

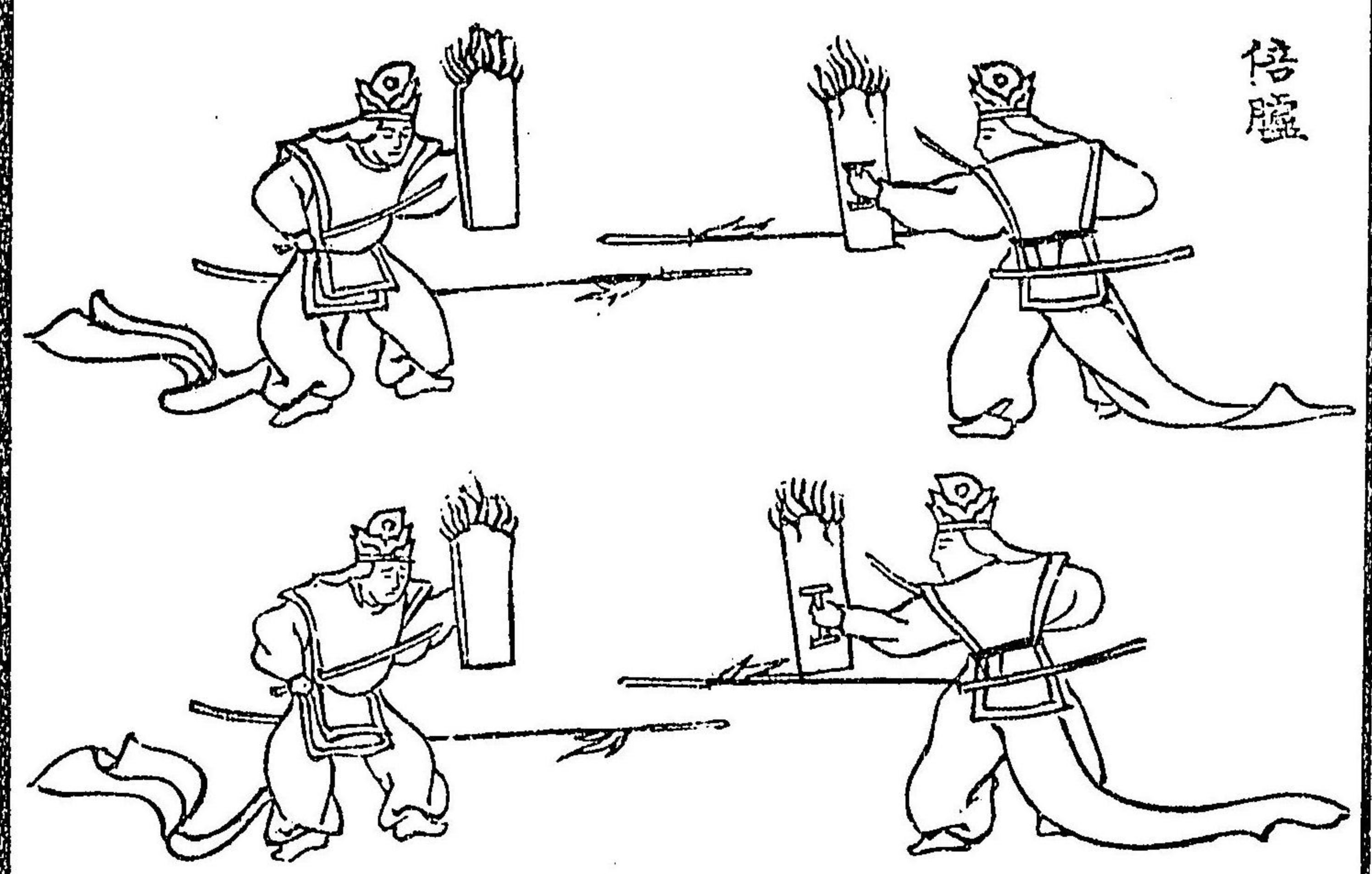
この舞樂を見る事あらん安名尊

按に倍臚陪臚皆印度語音譯字にて其語原を索めんは今昔の轉變もとより雲霧を攫むに同じ然れども今語ワイラと云ふは鬨争の義といへばバイロワイラを一語の轉とせんも舞態より見るも強ひ言にはあらじかし 或人云ふ巴比倫の約訛なるべし巴比倫の遺曲とて盾と鉞とを執りて舞ふもの歐洲に存すと是又一説に供ふべきか

一日林廣繼君に詣り樂事數條の質疑したるに忽ち倍臚の含毛音は如何と反問せらる余は暹羅ならんと即答せしに其所以を聞きたしとありたれば左の如き持説を述べたり

印度は釋迦入滅後いくばくも無く波斯大利希臘亞歷等の呑噬に遭ひ佛教の民は放逐せられ大率海を渡りて東に逃れ遂に暹國に止る故に暹國の民は今も奉佛の種族にて釋迦涅槃を其徒の紀元として年代を數へ來れり今年乙巳迄一四四八年我國にて古く指して天竺と云ひしは

多く暹羅なり四隣林邑さて音楽は其國其國の好嗜より生ずる者なれば暹羅樂も必一種の性質ありと知るべし是れ必其國民の聽感を怡悦する奇音あらん即舍毛音なり倍臚は天竺舊傳の樂ならんも彈吹合奏相親和せし極、書經舞舞に入音克諧、無相奪倫、神人以和、といふべき妙境に至れば自然に羅人特嗜の音を發するを佛者が名づけて舍毛音としこれを傳へし者なるべし林君曰く貴説の當否は暫く措かん數百年來樂家の疑團として誰人も喩を容るゝこと能はざりし舍毛音の説を今日聞くを得たるは只々敬服の外なしと云はれ



雙調一圖

春庭樂新樂中曲 四人舞

唐則天武后の長壽年製にて延曆中遣唐舞生久禮眞藏これを傳へ來る大食調なりしが中絶したり仁明帝勅あり和邇部太田麿犬上是成等に再造せしめられ雙調に變へ春庭樂と名づけられしとぞ舞人が舞臺にて右肩を袒くこれ舊樂の遺法を採りし者と聞かされど其後狛氏のみに傳り他家に知る者なき二百五十六年堀河の御時狛光季行高等四人是を奏して世始て此舞あるを知るといふ古例東宮册立の時これを奏したりと總て春の節會に行ふ舞曲とぞ

按に舞曲中に雙調は只此一曲のみ又春庭樂と春庭花とは同曲といひ別曲といへど體源抄には春庭花を本曲の一名とし樂家録には春庭花者、舞曲之名也、此舞之時、樂曲直用春庭樂也、別無習、とあり其同曲なること論なけん

春庭樂



●黄鍾調四圍

喜春樂古樂中曲 一名壽春樂

○答舞 延喜樂

喜心樂又弄殿喜春樂等の別稱あり陳肅公の作とも隋煬帝の製とも傳ふ古樂とあれば唐以前の樂なるは論なし此樂も中絶したるを貞觀元年石清水八幡宮遷座の時に改作して奏樂す因て神社遷宮に用ゐる例となる

又東宮御冠の禮式に奏すといふ

赤白桃李花新樂中曲 四人舞

○答舞 登天樂

唐高祖の時に歌草木二十一曲あり桃李花も其中にあり伎女の舞とす我國にも女舞として傳へたり

三月三日曲水宴に此樂を奏するを例とす然れとも此舞

曲は既に絶えたれば央宮樂を以て通用すといふ

央宮樂新樂中曲 四人舞

○答舞 綾切

央宮は未央宮の上階なるべし唐樂なれど所傳の時代詳かならず承和九年皇太子冊立の時林眞倉に救ありて此曲を造せしむとあるは舊樂再興なるべし四人舞なれど時として二人して舞ふ事もありとか舞裝は甘州に同じ

喜春樂



按に未央宮は前漢高祖の時に蕭相國が新に造りし宮

殿なり詩經小雅の庭燎篇に夜如何其夜未央庭燎之光

君子至止鸞聲將々とあるより出てたる宮號にて夜遊

の場なれど唐詩に詔出未央宮の句もあり天子常居の

宮として長安新京にも造られしなり

感城樂新樂中曲 四人舞

○答舞 延喜樂

唐太常樂工馬順の作る所と傳ふ樂家録に嵯峨天皇御製

とあるは再興せさせ給ひしなるべし源氏の童親王始て

謁見の時これを奏すと皇子に源姓を賜りしは此帝より

なればさこそと思はる 又八幡放生會に此舞を奏せり

按に體源抄に誰人ノ作タリト云事不見、可尋、但童親

王對面ノ時此曲ヲ作習ト云ヘリ然ラバ嵯峨隱君子ノ

作ラセ給ヒタルニヤと記せり嵯峨隱君子は江談抄五

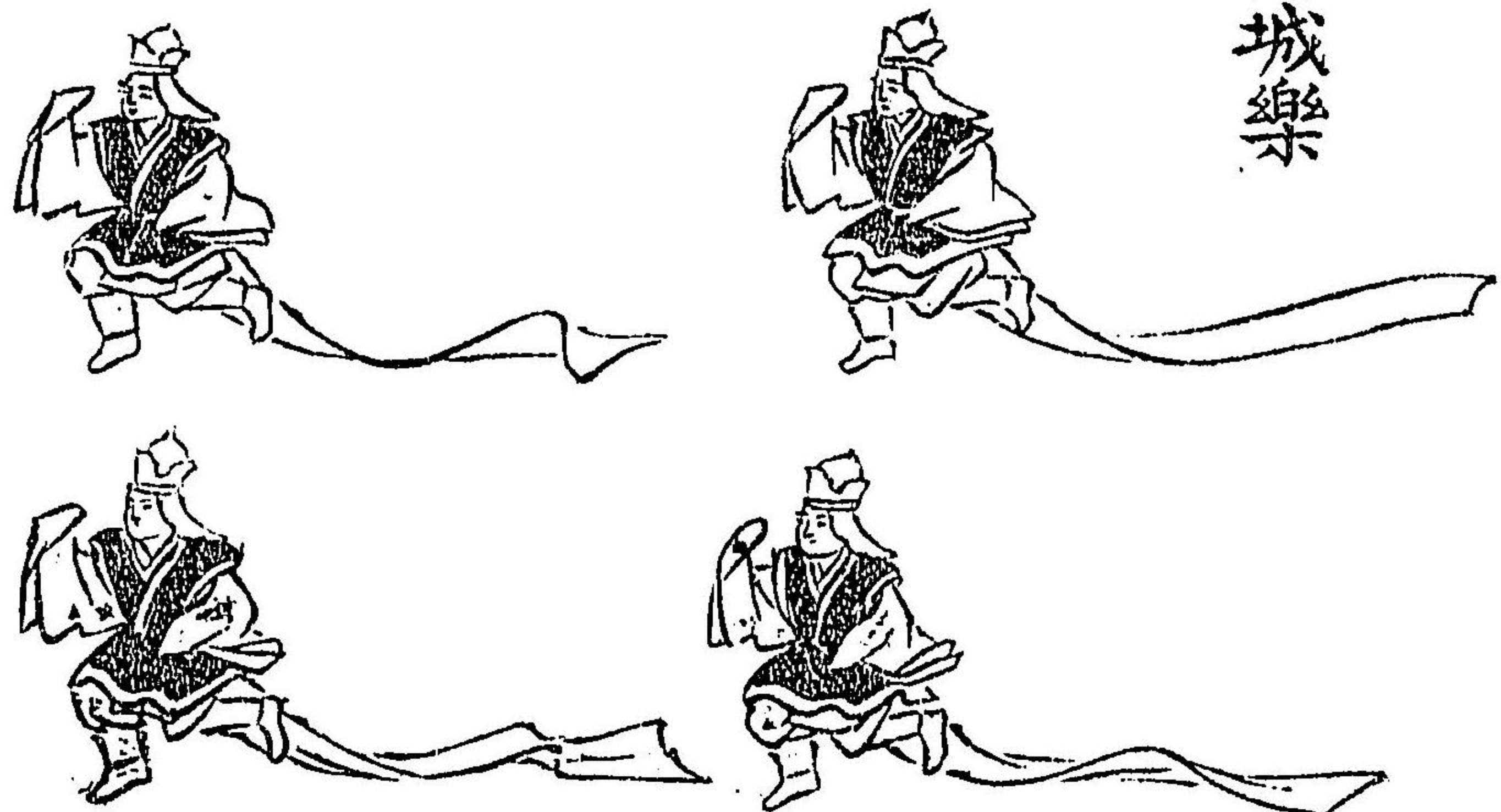
橘廣相有一事不通、策馬到嵯峨隱君子之許、問之云々

或云隱君子名如何、答之嵯峨源氏之類歟、とあり皇子

にや王孫にや其人を詳かにせず廣相は貞觀より寛平

に涉る此時代より世に傳りたる舞曲なるは明らかし

感城樂



●般涉調六圖

蘇合香ソウカウカウ新樂大曲
舞者六人

○答舞 進走禿

天竺樂なり常に蘇合とのみ唱へ香の字は略せり 傳云
 阿育王病腦のをり蘇合香を服して愈えたり王歡喜して
 育竭に命し此樂を作らしむ蘇合草を冠として舞ふ其香
 殿内にかをりたりとぞ故に冠は其物に象りて特種の製
 なりこれを菖蒲甲と呼ふは其葉の相似たるに因る
 總ての印度樂は林邑僧佛哲の所傳にて古樂に屬せり此
 樂は然らず印度より支那に入り唐の教坊歌舞となりた
 るを延曆中遣唐舞生和邇都島繼これを傳へ來れば新樂
 に屬せるなり邪氣を除き病痾を去る樂曲とす
 圓融上皇大井川御遊の時伶人この樂を奏せしかば源時
 中皇太后 紅葉を挿頭して船頭に舞ひしが感賞まし〜
 參議に陸せ給ひしとぞ又柏光季この舞をかんでしを堀
 河帝叙威の餘り殿庭の外にて舞ふ事を停めさせ給ひき
 六人舞を正式とし略して四人とす然れとも天永二年相
 撲節會に十二人にて奏せしよし中右記に見えたり

按に阿育王は阿輸迦王を正稱とす佛法中興の王にて

支那に弘法せんとして其志を果さざりき此王の薨は

秦始皇の二十一年にて今より二千百三十一年前なり

萬秋樂マンシュウ新樂中曲 一名慈尊樂 ○答舞 地久

慈尊萬秋唱歌萬秋大和萬秋曼陀萬秋等八箇の別稱あり

又其他慈尊功德彌陀引攝見佛聞法出世成道菩提樹下一

乘法華等の異名總て二十又五あるなり 慈尊は彌勒佛

の事にて此樂は天竺支那日本三國相傳と稱し來れり

天竺傳説は釋迦如來の菩提樹下に於て正覺を遂げられ

し時に天衆菩薩この樂を奏す然に如來滅後その傳絶ゆ

る百年に及ぶ彌勒これを惜み人界に示現して此曲を授

けしかば五天の人々其音聲を聴き惡趣を離れ善處に生

じ無邊の利益を蒙りしと云ふ

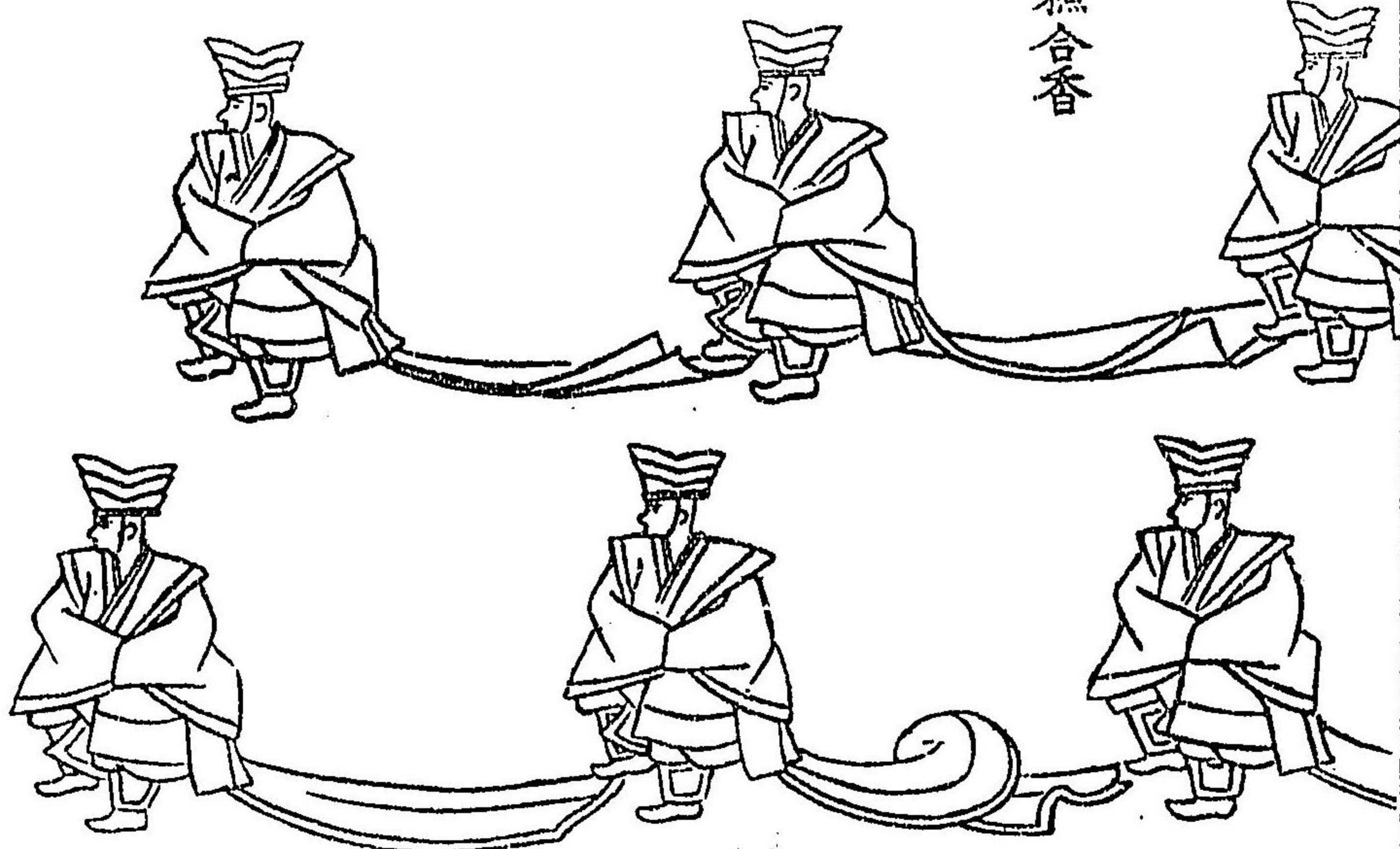
支那所説は後漢永平中中國に佛法を迎へ入れし時竺僧

摩騰法蘭この樂を奏して先導とす明帝歸依して法會の

奏樂は當曲を第一とす當曲の雅音は法華の妙理と其趣

を同じくし八箇の別稱は法華八軸に配すといふ

蘇合香



萬秋樂



日本所傳は天平八年天竺僧仙那（釋門）林邑僧佛哲（林邑今安南）二人來化す其音樂に精通せるを以て大安寺に居き天王寺樂人に命じて就て學ばしむ菩薩迦陵頻伽頭倍臚等數曲を授くるも慈尊樂は秘曲として許さざる十年に及ぶ大佛殿慶贊會に臨み始て傳へたりといふ

按に本曲は眞正の天竺樂にあらず仙那佛哲が相謀り私に製作して其名を慈尊に託せし者ならんと思はる試みに其然る所以を述べん

第一に二十五異名あるは如何なる故にやと先づ疑を容れざる可らず 第二天竺説は暫く置かん支那に初度佛經は小乘（四十二）にして法華の如き大乘經は永平より二百年後なり（正法） 今日誦讀する妙法蓮華經に七卷八卷の別あり七卷を舊しとす法華八軸といふは唐以後の事なり 第三佛哲所傳の天竺樂は總て古樂として傳ふ而して此曲の新樂なるは故名匠が音律上必新古の相違を看破しかく定めしならん 此他にも傳説甚だ複雑して所謂百里霧中の觀あり

玉樹河水安摩扶南蘇合萬秋青海波散手秦王等總十二曲也、是雖舊記所載、不足盡信、如何者玉樹秦王、爲中華曲明矣、扶南者、文獻通考載之、曰天竺曲也、今想其全體、實如不似中華曲、宜哉天竺曲也、因按之、蘇合萬秋樂青海波等曲、蓋中華之曲、非扶南之類、天竺者西夷僻地也、何得製此等曲乎、愚按、本邦素崇佛、託事於佛氏、則其道隆盛也、故昔日樂師、思其業見貴重、謂樂曲多出於天竺、乃表其題目以傳之、後世終以爲信乎、

輪臺（リウタイ）新樂中曲
二人舞 ○答舞 散手

輪臺は支那西域の地名なり前漢武帝の屯田を置きし處唐に至り北庭に輪臺州あり詩人岑參は輪臺歌を賦せり本曲は唐玄宗の時に酒樽といへる者これを作ると云傳ふ其土俗の歌舞を寫したる者なるべし

傳來の樂は平調なりしを仁明帝時に和邇部大田原に命ありて般涉調に改作せしめ良峯安世をして舞を作らしむといふ 此舞曲は青海波と連奏する者にて二曲を一曲として舞ふなり二人まづ出で、舞ふ即ち輪臺序なり

體源抄に此曲ハ佛世界曲也序破各別ノ曲ニ侍ルトカヤ其様マチマチニ侍ル云々又左大臣源信疑オコシテ臥シ給ヘル夜ノ夢ニ天ニ音アリ汝ウタガフ勿レ此序ハ五妙音樂ナリト夢サメテ云々又破ハ日藏上人渡唐ノ時唱歌ニテ渡藏シ給ヘリト申處ニ實忠和尚都率内院へ參詣ノ時菩薩聖衆ノ曲ヲ聞キ給テウツシ給ヘリト申傳タリ云々又肥前肥前崎ニ二人ノ僧アリ觀音ヲ拜ミ奉ラント祈念シ第八日ノ晨朝ニ至リ小舟ニ乗リタル人音樂ヲ調ヘタルヲ聞ク其音ハ今ノ金商萬秋樂ノ曲ナリ云々

一書の記する所かくの如し故に余は謂ふ仙佛兩沙門の來化して其功徳を示し法威を耀さんとのわざに出でし樂曲ならん秘曲なりとて容易に傳へざりしも亦其痕跡を窺ふに足る樂家録（卷五）左の論説あり大に我か意を強うするもの

舊記天竺國樂曲、與林邑國樂曲、分爲二部、各舉題目、然林邑亦天竺地、則可共謂天竺樂、所謂天竺之樂曲者

次に更に二人出で、舞ふ即ち青海波破なり前後相續きて舞ひ一曲とす古式は垣代（カキノ）とて四十八人並ひ出で其中より前後二人つゝ舞臺に上り舞ふものなりとぞ 詠あり

燕子山裏食散 莫賀鹽磧平回
共酌蒲桃美酒 相抱聚踏輪臺

此詠は小野篁卿の作と云ひ傳ふるも唐人の詞なるべし燕子（燕支）西域著名の山なり食散（散也）一に食殮（殮也）に作る莫賀城は北庭府の西北にて鹽は歌曲の一種なり（三藏經）蒲桃美酒夜光杯、欲飲琵琶馬上催、とは王翰の涼州詞なり唐詩選に見ゆ 相抱聚踏は垣代の多人數も其狀を見らるべし而して其さま今日西洋舞蹈の狀と相似たり仍て考ふるに食散は饗饌を撤する意にて飲食畢て後に舞蹈する風俗にや是れも西洋風といふべし

此曲の四人して舞ひたること體源抄に見ゆ又同書には童舞をも記せりそは保安四年八幡宮修正會に狛光時の一人して青海波を舞ひしをり輪臺は童二人舞とあり臨時の別式なるべし（古畫卷不載此舞、故挿圖不加）

青海波新樂中曲

○答舞 敷手

輪臺と同じく平調にて傳來し又同じく般涉調に改作せられしなり因て思ふ青海も亦西域の地にして今日いふ青海なるべし 波は樂考に破なるべしとあり卓見といふべし此曲の破のみ舞ふは上に云ひしが如し海より石も水となり又波の手となり又紋様ともなりしならん凡そ舞樂の裝束に在て此曲の服飾ほど秀美なる者はあらじ其下襲の波紋即ち世に謂ゆる青海波なり千鳥の紋袍に裾を一入長く引けり太刀は螺鈿千を鏤めたり源語の紅葉賀に頭の中將と光の君と雙舞されし事みゆ中世以降は堂上公家公達の舞ふ例となり樂人等は憚りて多く乙です二條行幸に艶稱されし談は上に云ふ如し近世に至りて舞ふこと絶えし姿なりしが十數年前に再興させ給ひ美觀その昔に復りぬ外國來賓の眼など耀させんには優美にして華麗なる舞曲といふべし此舞に寄波男引波女の態あり男波は袖を上手に揚げ強く振り女波は袖を下手に低れ靜に引くと體源抄に見ゆ

青海波



詠あり他曲の詠嘯共に廢れて用ゐざれども本曲の詠は今も微聲に唱ふるよし

桂殿迎初歲 相槌媚早年 折花梅樹下 蝶燕畫梁邊
此五言も野相公の作と云ひ傳へたれど此舞には更に縁なき語句なり果して本曲の詠ならば別に子細ぞあらんすらん猶能可尋 折花、蝶燕、日本史に剪花蝶戀に作る今は一本に従ふ

按に古來本曲の名目は青海原の波と心得たるなり然れども上にも云ふが如く元來は青海の風俗舞ならん輪臺と關聯して傳へたるも其一證とすべし體源抄に青海は龍宮樂也、ムカシ天竺ニ彼舞儀、青海ノ浪上に浮ム浪下ニ樂音アリ羅路婆羅門傳之云々とあり總て支那にて天竺と呼ぶは今日の如く印度に限らず西域地方より南方徼外を廣く指して唱ふる事多し又以て徒らに碧海の波を云ふにあらざるの一證ともすべし(青海も大湖水あるよりの地名)但其舞態舞衣の我が國風に改作せしは云ふまでも無し

採桑老古樂中曲

○答舞 新株稿

本曲は唐樂高麗樂の兩説ありされど樂家錄に用明天皇御宇大神公持始傳之とあり斷續はあれど天王寺の樂として傳へたれば高麗樂なること論なきが如し唐樂府に採桑曲あるより同名を以て左舞に轉せしものか

採桑老古圖



老人の帽後に笹葉を挿むは桑葉に擬したる者なるべし
鳩杖をつき行歩に拙えざるさまして舞ふといふ
三十情方盛 四十氣力微 五十鬢毛白 六十行不宜
七十懸杖立 八十坐魏々 九十得重病 百歲死無疑
此詠も微聲に唱ふるよし但し九十百歳の兩句は忍みて
歌はざるを古よりの例とすとかや

按に六十行不宜は諸書共に行歩宜に作る然れども五
十鬢毛を承け七十杖立に對して行歩宜にては自語相
違なり又舞態より云ふも適當せず蓋し歩不同音より
誤り來れるならん故に意を以て改めたり將基のコマ
の歩にふの字を用ゐるも其一例とすべし一書に行歩
倚に作る楊子方言凡全物而體不具秦晉之間謂之
倚梁楚之間謂之踰とありさらば負將基として手駒
を投出すべし

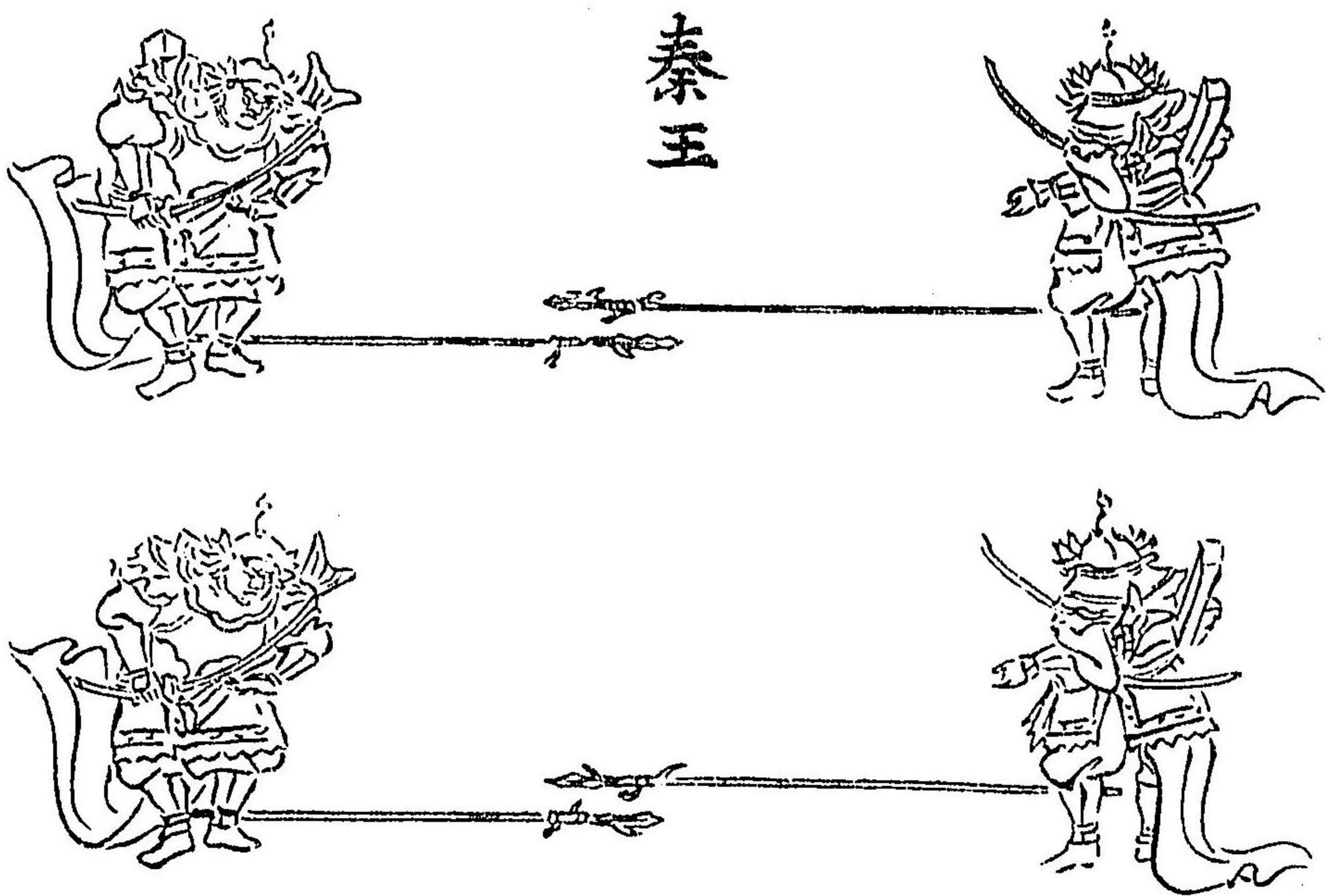
魏々も普通の字義より見れば同しく不適當なれど魏
の字に高と細との兩義あり是も方言に凡細而有容謂
之魏とありて魏々小成貌と註せり此語に採りしか

●大食調八圖

秦王破陣樂新樂中曲 一名神功破陣樂

○答舞 皇仁

秦王李氏唐太宗なり唐書志其秦王たりし時自進て大に
劉武周を破る軍中その勇武を稱して秦王破陣曲を作る
天子の位に即くに及び宴會必これを奏せしむ曰く發揚
蹈厲の狀は文容に異なりと雖とも功業これに由れり樂
章に示すは其本を忘れざるなり既にして又罔然自省み
朕は武功を以て興るとも終に文德もて海内を綏せんと
曰ひ更に舞容を改め樂工百二十八銀甲を被り劍を佩ひ
戟を執り四陣を作り擊刺往來の狀を奏せしむ其後また
魏徵虞世南等して歌辭を製せしめ改めて七德舞と命け
元日冬至の慶賀に奏舞せしむ舞人更に進賢冠虎文袴を
用ひて舞ふとぞ又其名を神功破陣樂と改むともあり
此舞曲は絶えて既に久しと聞く今日其舞態を見る能は
ず但其用ひし甲冑魚袋等は太平樂に於てこれを徵すべ
し次の太平樂の條を見よ

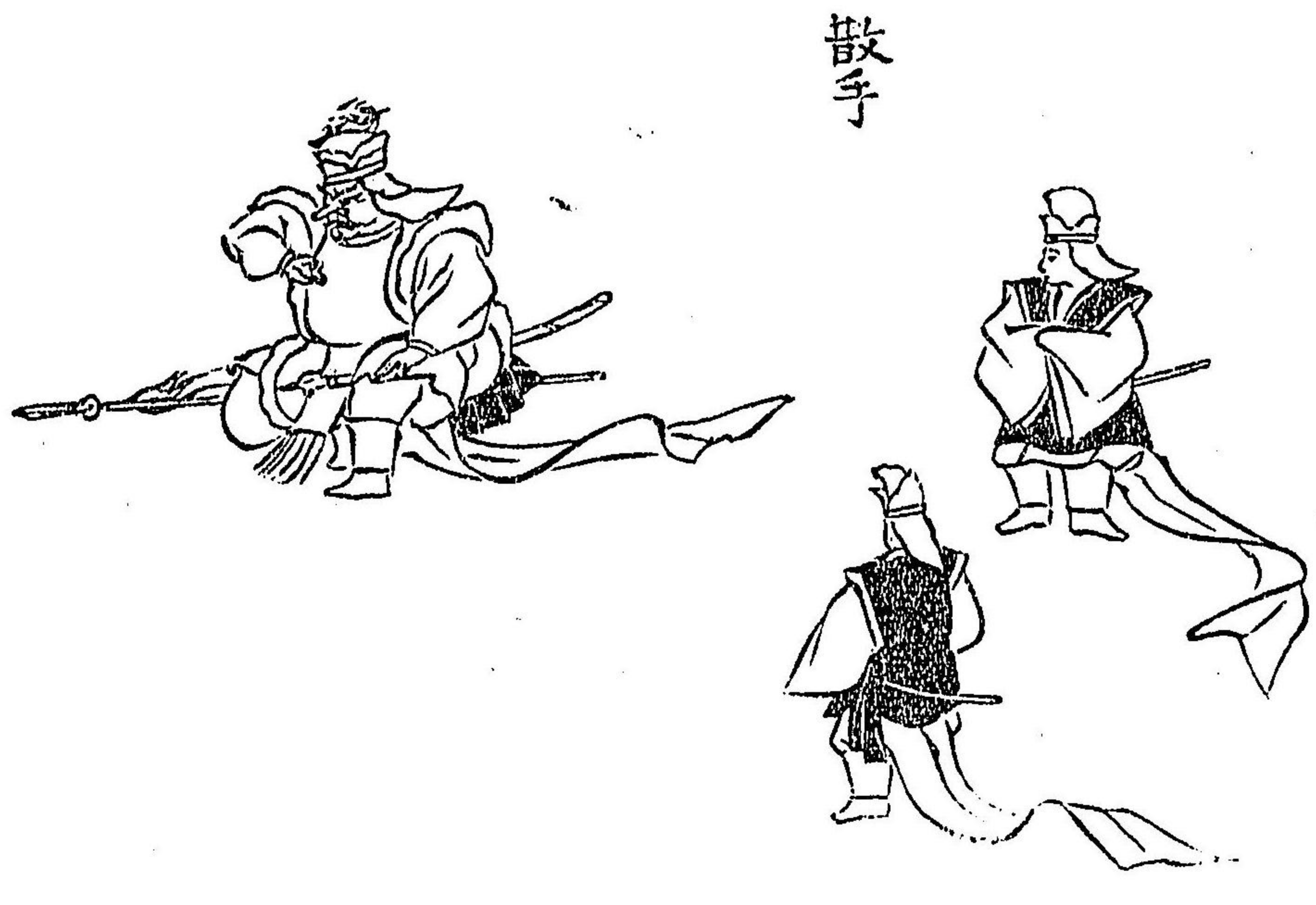


採桑老も胡飲酒と同しく多氏傳家の樂曲なり寛弘年間
草合ウサハキのをり勝負いまだ分たざるに多好茂公川右方勝て
りと呼びて落陣ウツを舞ひしに攝政の大臣長奇怪なり
其舞人からめよと申さる好茂驚き舞裝のまゝ馬に打乗
り直走りに走りて天王寺に逃れ遂に歸らず長和四年此時
採桑老を天王寺に傳へたり其後百年を歴て曾孫資忠に
至り康和二年同僚山村政貫に殺され二子忠方近方三
猶家樂を習はざれば此傳は絶ゆ堀河帝これを惜ませ給
ひ天王寺樂人秦公貞に命ありて採桑老を近方に傳へ返
さしむ是より胡飲酒出づと共に多氏の家舞は再續せら
れたり樂家録七十に家舞の非を論す割切至當の言とい
ふべし
古今有稱家之舞傳子家督一人不及庶子者胡飲酒
採桑老陵王納蘇利等是也今按此等曲當初舞御覽
時舞此曲者或蒙位階或賜祿故庶子避之不舞而
已今一切禁傳他人為秘曲似無謂乎是庶招斷絕者
也

按に本邦所傳に秦王大皇帝の兩破陣樂あり是れ即位の前後に就て其名を分ちし者なるべし七德舞は其正稱にて樂工の間には秦王に對し皇帝と冠せし名ありしを我國に傳へたるにはあらぬか壹越と大食と調子を異にせるも同工異曲なるは明かなり

秦王破陣は甲冑劍鋒にて當時の武裝を表し皇帝破陣は常裝束に帶劍するのみ唐書に進賢冠虎文袴云々とあるも甲冑を脱きたるを想ふべし皇帝

又神功破陣の名は唐書に其後更號とありて時代を記せずされども高宗太宗ならん高宗初め武舞は觀るに忍びずとて破陣樂を停めしが太常卿韋萬石の言を納れ再これを奏せしめ歎して曰く此樂を見ざる三十年王業を追思するに勤勞かくの如きか武功何を忘るべけんと此語より推考すれば高宗の更號ならんかと思はる則天武后の唐祚を徒すに及び此等の樂は總て廢罷してけり彼に亡ひて我に傳へ我またこれを失へり可惜可惜



傾ハハ盃ハハ樂ハハ新樂中曲 一名醉鄉日月樂 ○答舞 胡德樂 唐玄宗千秋節應生以馬百匹、盛飾、分左右、舞之、其曲謂之傾盃と文獻通考に見ゆ我邦にての曲馬の類ならんか此戲を覽て酒盃を傾くとは眞箇に醉郷の日月なるかな其宴に樂工少年各錦繡を衣て奏樂すとあり其曲を傳へたるならん無挿圖次賀王恩亦無

散手破陣樂ハハ新樂中曲 一人舞 ○答舞 貴德

散手とのみ呼ぶ武舞の一なり釋迦佛誕生の時に師子囉王この曲を作るとも我が神功征韓の時に率川明神の軍士を指應せし狀に象る舞とも傳ふ日本史は後説を探れども如何にやと思はる 散手は散樂に同じ唐書に凡四方之樂、非太常所製、謂之散樂とあり此樂は寶冠また龍冑を冠り假面補襦を被け劍を佩ひ鋒を執る其狀貌を見るに胡國の樂なるは論なし樂家錄に陽班子、破敵陣形也、中天竺阿羅國樂也とあり印度樂とする方よけん 舞者一人なれど從者二人あり番子ハハといふ常裝束にて帶劍なり一人は鋒が持ち前に立ちこれを舞者に授け

一人は舞畢の後その鋒を受取る舞中は侍立するのみ挿圖の如し 寶冠散手は其面隆鼻なり樂面の條を見よ 按に此曲の一名を主皇破陣樂といふ其意詳かならず神功の音訛にはあらぬか又日本史に釋日本紀を引き凡舞樂稱王者、指散手歸德、と註せり因て思ふ王破陣樂と云ひしを或は皇と書し終に混同誤寫して王皇なと連書しありしを其重複を疑ひ首に一點を加へ主とせしやも知る可らず右舞の王仁皇仁も旁證とすべし 古寫本に如是の誤寫複書は得手ありがちなり

賀王恩ハハ新樂中曲 一名感皇恩 ○答舞 綾切 唐太宗の秦王たりし時この曲を作り父の帝祖高祖の美德を稱贊したる者とぞ我邦に傳へしもの嵯峨帝の勅にて大石岑良改作すといふ 上皇御賀に奏するを例とす

太平樂ハハ新樂中曲 一名武昌破陣樂 ○答舞 倍臚 武舞の一にて有名なる舞樂なり然れども數曲合成の舞にて武昌を破とし合歡鹽を急とし道行ハハには朝小子を用ゐ而して秦王の甲を假りて舞ふなり但し秦王は面あり

此舞は面つけず又秦王の鉞には鉞下に蟠龍の彫物あり
 本曲の鉞には彫物なし又其左腋より背に懸けたる魚形
 の物は魚袋イサゴと稱す弓袋ユウゴなり右腰には胡麻アサを着けたり
 舞人まづ鉞を執て舞ふ是れ武昌なり一旦階を降り鉞を
 地上に樹て、再上り劍を抜て舞ふ是れ合歡鹽なり近制
 は降階せず跪きて鉞を下に置き立ちて劍を抜き舞ふ也
 按に武昌樂の本態は下の挿圖の如し劍鉞あれども甲
 冑は無し樂家録に近代用秦王裝束但畧面とあり近代
 とは天正以降雅樂再興後の時代を指せるにやあらん
 秦王に大定太平樂の名あり本曲は武昌太平樂を正稱
 とす同じ太平樂の名目ありて劍鉞もてる状も同じけ
 れば彼此合同して舞ふ事となり又武徳太平樂皇帝に
 劍ぬく手あるを取り急を奏して劍舞を加へしと覺ゆ
 (皇帝參看又今日の太平樂は秦王と同装なれば無圖)
 武昌は有名の地なり三國の吳都は最初この地に置き
 武昌と名づく後唐樂東坡の赤壁前賦に西望夏口東望
 武昌とある即その地なり古今小楊子江に臨み漢口と



相對す今の湖北省の府治なり唐の興る必此地に戰勝
 を收めし事ありて此曲に此名ありと思はる武昌破陣
 樂の一名あるをも見るべし唐書通鑑など一わたり檢
 したれどさしたる合戦も見えず猶よく尋ぬべし
 此舞を公莫舞巾舞として鴻門曲とするも舞の上にて
 項莊劍舞項伯袖遮などの手振も見えず又五方獅子曲
 とて引くもあり然れども太平樂といふ曲名は他にも
 多く見ゆ何れも同稱異曲ならんかし

打毬樂新樂中曲

○答舞 埴破

舞人は毬杖を携へ玉木は懷中して舞臺に上りやがて相
 向ひて玉を取出し前に居き杖を以て玉を搯やる手あり
 後又懷にして退く
 競馬相撲鬪鷄歌合等の會に奏樂す五月節會には競馬の
 裝束して四十人立ち舞ひし事もありとぞ
 按に舊說に此曲を黃帝の作とす是は打毬の故事を云
 傳へたるまでならん樂曲は唐樂に打毬樂隊の名目あ
 れば其曲を傳へ來しなるべし



還城樂 古圖



還城樂 古樂中曲 一名見蛇樂

○拔頭の答舞

舞人は桴一尺一寸を持て舞ひ次に一人いで三匝の蟠蛇製木を舞臺の中央に置いて退く舞人この蛇を見て悦喜の状を表し或は手に握み或は下に置く走物の一にして極めて壯快なる舞曲なり (此挿畫は信西古樂圖)

拔頭古樂中曲一人舞

○答舞 還城樂

天平勝寶五年詔樂部、學林邑樂、所謂菩薩舞拔頭舞是也とあり 拔は撥鉢髮等に作り或は馬頭にも作るもあり共に音譯字なり印度語に求めしにバト、バルトの二語を得たりバトは鳥の飛ぶ落る沈む等の動詞、バルトは名詞にて格闘の義なりと拔頭はバルトの方なるべし (達摩タルマ羯磨カルマの例)

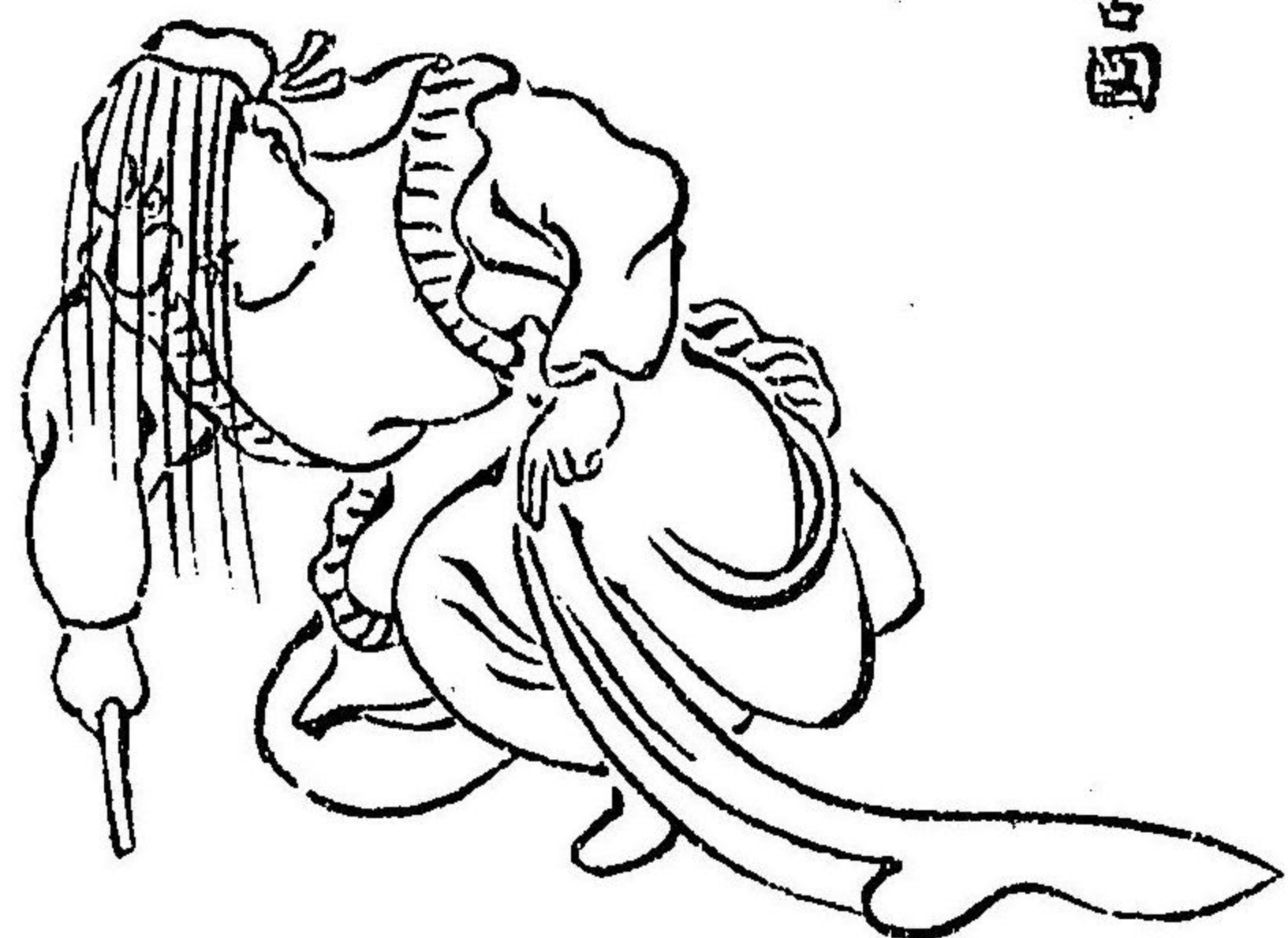
傳に云ふ西方の胡人その父の猛獸に噛み殺されたるを憤り山に入り遂に其獸を格殺し父の復讐したるを悦ひ山路八折を喜躍して下り來るに象り作る舞曲なりと其持もたる桴は獸を殺せし兵器なりとぞ 長六寸許黒漆其端に紅緒を繫く されども拔頭を格闘の義とせば此舞の手振は始終猛獸と格闘せる状にて其喜躍八折は八度の格闘つひに打斃したる曲と見るもよけん

競馬相撲の節會には例に此曲を奏する事にて殊に相撲に在りては勝者これを務むるものなりといへり又以て格闘の一證すべきか(此圖も信西本の古畫)

喜び舞ふ其喜躍の状を寫して此舞を作ると陵王に次ぎ世に知られたる樂曲なり 童舞には面を被らず挿頭花なり其時は紙を巻きて蛇形に擬す時もし秋ならば女郎花など輪にして其形となすもありとか 興福寺の常樂會二月十日には此舞樂を奏するを古式となすとか

按に唐書に玄宗が臨苗王たりし時に韋后の亂を平げ夜半に宮に還る依て夜半樂還京樂を作る此還京樂は即ち還城樂なりと諸書共に此説を引く余も曾て此説に據りて蛇は韋后に擬したるなりと前人未發の新説を以て心に誇りしが今にして思へば深く耻づるなり 見蛇樂の名こそ其當を得たるなれ其裝束帽子といひ面貌深目といひ殊方の樂なるは論するまでも無し今も熱國に食蛇の俗は多しと聞く日本史に見蛇與還城、國音相近、故誤有此説と註せり國音は近けれども支那音は遠し見蛇の轉して還城となりしは彼土にあらずして我國の誤書ならん古樂として傳へたるも其唐樂にあらぬを徵すべし

拔頭古圖



按に還城陵王拔頭胡飲酒散手左貴德納蘇利右の七舞に用ゐる襦袢は支那北胡の衣服なりといふ

本年乙六月雅樂所の演習舞樂を拜觀せしに鳥居龍藏君と列座したれば種々の評論も出てたり此日舞曲は中央樂仁和樂拔頭還城樂なりき

其後鳥居君が人類學上より舞樂を見たる記事を讀賣新聞に載せられたり其中に披頭遠城樂の上に就き大に參考に供すべき一説あり其要を摘記せん(新紙に舞樂の記事あるは六年前五月余が筆を其嚆矢なる)鳥居君の説に曰く此二曲は外國より傳へられたる者にて其舞方大に注意すべし人類學上最研究するに價ある者なり披頭は林邑樂今の安南にして廣き意味のインドチャイナ地方なり當時既に印度より傳へたる舞樂は盛に此處にも行はれ居りしなり父の猛獸に嚙まれたりといふも遠城樂の蛇を食ふ曲といふも其地方の土俗として見るべき者なり是等には其土俗の點に於て印度及び南部亞細亞の所ありされど茲に注意すべきは其風俗なりとす其冠り物は西藏喇嘛僧及び中央亞細亞の人民等今尙用るものにして又其胴部に着する褌襠なる者は羊皮を胴衣に仕立て毛ある方を下とし中央の所に孔をあけこれより頭を通したるや明かなり此原形今尙西藏人及び猓羅の中に用ゐたる

胴衣が支那に入り更に本邦に入りてかく變化せしものならん 舞樂は今や支那に無し只我國にのみ傳ふ千年以上の古樂の存する豈に尊からずや余はこれを保存して今に傳へたる我が祖先の功勞を多しとすいまだ何人も唱へざれども舞樂の研究は學問上最も大切な者にして是は單に本邦の舞樂史上に止まらずで廣く亞細亞文化史上の研究となるなりこの研究は博覽強記の學者の手に因て研究せられざる可らず鳥居君の意は西北方の胡服を着て南方の風俗を舞ふ是れ寒熱を混淆せり宜しく其理を研究すべしと云ふにあるが如しおのれ如電は博覽強記其人に非ざるも爰に一言せん 支那帝國は上古より中華自尊の習俗にて四外の人を夷狄とし甚しきは禽獸に等しき蠻人とす今も通く世の知る所なりされば四方の樂を奏するには樂府に於て一定の胡服あり即ち褌子褌襠にして是を以て華夷の別を表はすなり是故に東夷南蠻北狄西域を問はず殊俗の舞曲とし云へば必この一定の

胡服を着けしむるを法とせしならん寒地熱國の區別など固より用ゐざるなりかく見來れば褌襠きて蛇くふもさのみ研究を要するにも及ばざらんか

一 鼓雜樂二人舞

○答舞 蘇利古

樂家錄に本邦樂書曰、壹鼓者本胡國器也、彼國天子祭神祇之時、擊之以唱太平、故今吉禮參香聲等用之、按此說不知何據、姑存舊聞耳とあり(彼國とは支那を指し、故今以下は我國の事をいふなるべし)

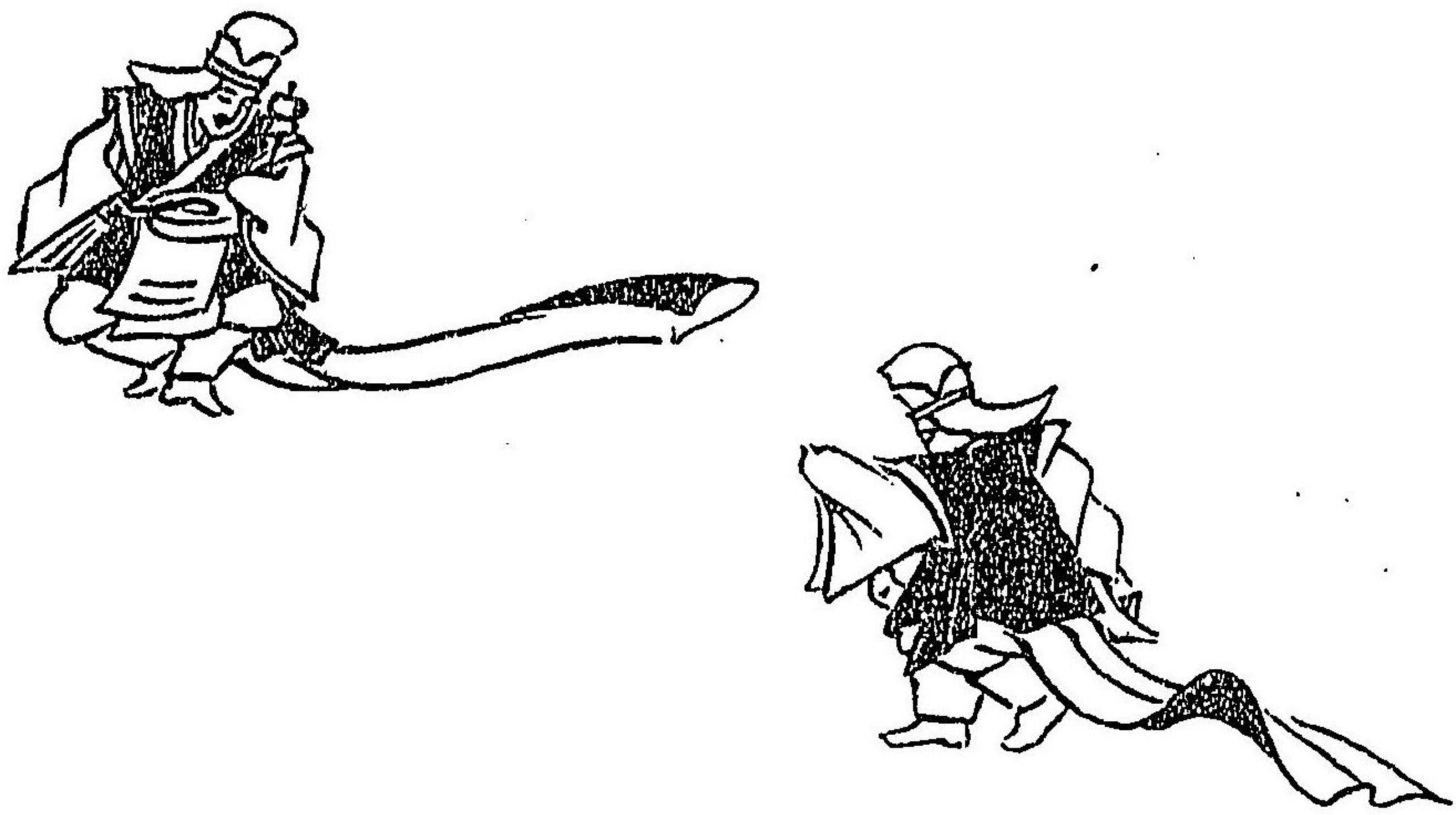
この壹鼓の曲も左舞の一にして答舞もあり其調は平調に屬し異頭樂の吹奏を以て舞ふ一人は壹鼓を首に懸け一人は二鼓にて互に鼓を擊ち拍子を取りつゝ舞ふなり鼓製に一二三四の四種あり麻緒の千鳥掛したる者壹鼓最小なり革面徑八寸(能樂の大鼓の如し)二三四その數に従て大を加へ三鼓は革面徑一尺四寸許り高麗樂に用ゐるもの壹鼓は音韻にて以下は二ノ鼓三ノ鼓四ノ鼓と唱ふ但し四鼓は中世以降多く用ゐずといふ

一曲雜樂二人舞

左一人右一人にて共に舞ふ 左舞人は雞婁鼓を首に懸け右手に桴を以てこれを擊ち左手に鼓鼓を振り鳴らす 右舞人は壹鼓を懸け桴を持つ

此舞曲は道樂として行列中に在りて舞ひ出づるもの塵雲樂鳥向樂など三管吹奏にて荷大鼓荷鉦鼓これに伴ふ諸大寺の勅會には導師の前に並び歩みつゝ舞ふ此時には左右とも壹鼓を用ゐる事ありといふ 按に雞婁は舊說に唐朝報曉之器也とあれど雞の字に泥みたる臆說ならん又其製は普通の太鼓阿賀の小さなもの革面徑僅に六寸なり又振鼓は今も小兒の玩具にあり小鼓を二層にし其向を替へ一本の串差しにしたるもの左右に鈴を繫ぎ振れば其鈴の革面に觸れて共に音を發するなり

一由



左方右方の二人して合舞する曲なれば若し此圖を描かんとせば袍の左紅右緑に心せよ左上に振鼓もちたるは紅袍とすべし右下背面の袍は緑色とすべし本圖には左右兩卷別々に其人あるなり各卷に就いて其狀を檢すべし

按に一鼓は左舞の曲なり然るに本圖は右舞にも一鼓を描けり誤失なりや外に證ありや

右舞二十四曲

●壹越調十九曲

新鳥蘇新樂大曲

一名納序曲

○番舞 皇帝

古鳥蘇新樂大曲

一名高麗調子曲

○番舞 團亂旋

次の兩走禿と并て高麗樂の四大曲とす 高麗樂は總て

新樂なれど左舞に準じ每曲一々これを標記せり

傳云ふ此等の樂は高麗の笛師下春といふ者これを傳ふ

故に高麗樂とは總稱するなりと下春來朝の時代は詳か

ならずといへど平安朝の初め嵯峨の御宇ならんと思ふ

よしあり下の林歌の條を見よ○納序また高麗調子の一

名は先づ吹奏する曲譜を以て此稱あるなり

兩曲共に後參舞あり本圖新鳥蘇舞人の持ちたる拂子を

御參舞と稱す此事は白濱の條に説くべし舊式は新古兩

曲共に假面ありしが古面いま廢れて用ゐずといふ

按に鳥蘇をトリソとよむこと韓語とも思はれず例の

湯桶よみなるべし此語は諸書に何等の解説なし余は

地名にして今の鳥蘇利ならんと想ふ鳥と鳥と一壽の

相違より誤り來るにはあらぬか鳥蘇利地方は渤海國

東平府の管内にて其地の風俗舞を前後に傳へしより

新古二曲あるにやあらん下の新鞋襪の條下を見よ

進走禿新樂大曲

一名若舞

○番舞 蘇合香

退走禿新樂大曲

一名老舞

○番舞 春鶯囀

走禿或は宿德に作る宿の字もシツの音ありて走と同韻

なり拗音に呼びてシヨウとなる禿德は同音の通字なり

禿は頭髮なき稱なれど北胡に禿髮の種族あり其姓とす

即ち今の辮髮にて是れ滿州蒙古等北方古來の風俗なり

禿は禿髮の略稱なるべし樂名は禿を嫌ひ德とせしか

體源抄に 退走禿コノ舞樂ノ一委ク記セル者ナシ世人

オイマヒト云フ此曲後ニ退キ走リテ左右ヲ見アグ中古

マデ舞ヒ侍ヘレドモ今世ニハ其舞ノ手タエタリ此手故

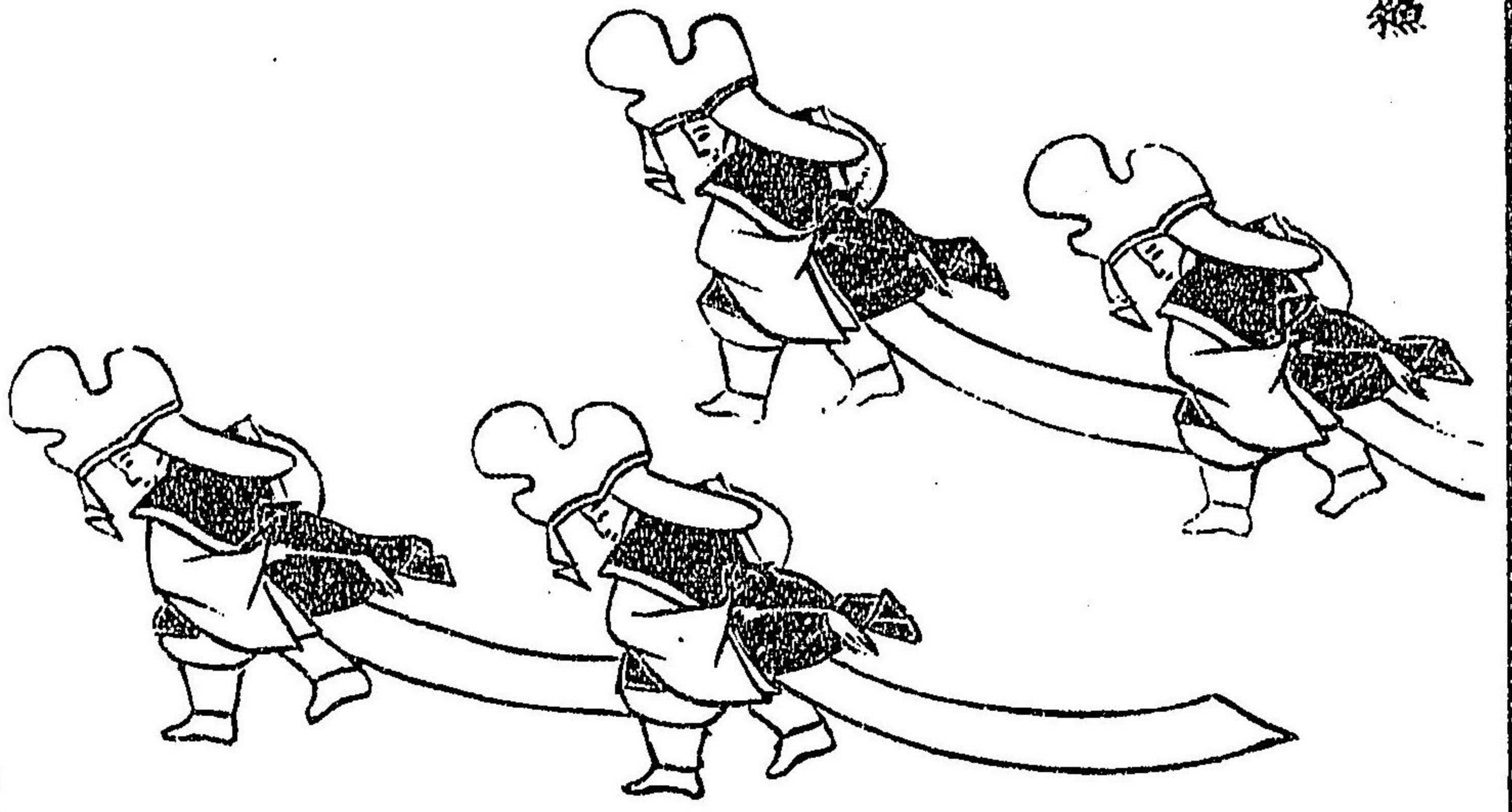
ニ退走禿トハ名ツケテ侍ヘルナリ 進走禿世ソカマヒ

ト申タリ前ニ進ミ走テ左右ノ肩ヲ指シテ落チ居ル手ヲ

中古マデ舞ヒ侍リケルヲ近來失ハレテ候ナリ長元

臨時ノ樂マデハ此手ハ侍ヘリケリとあり

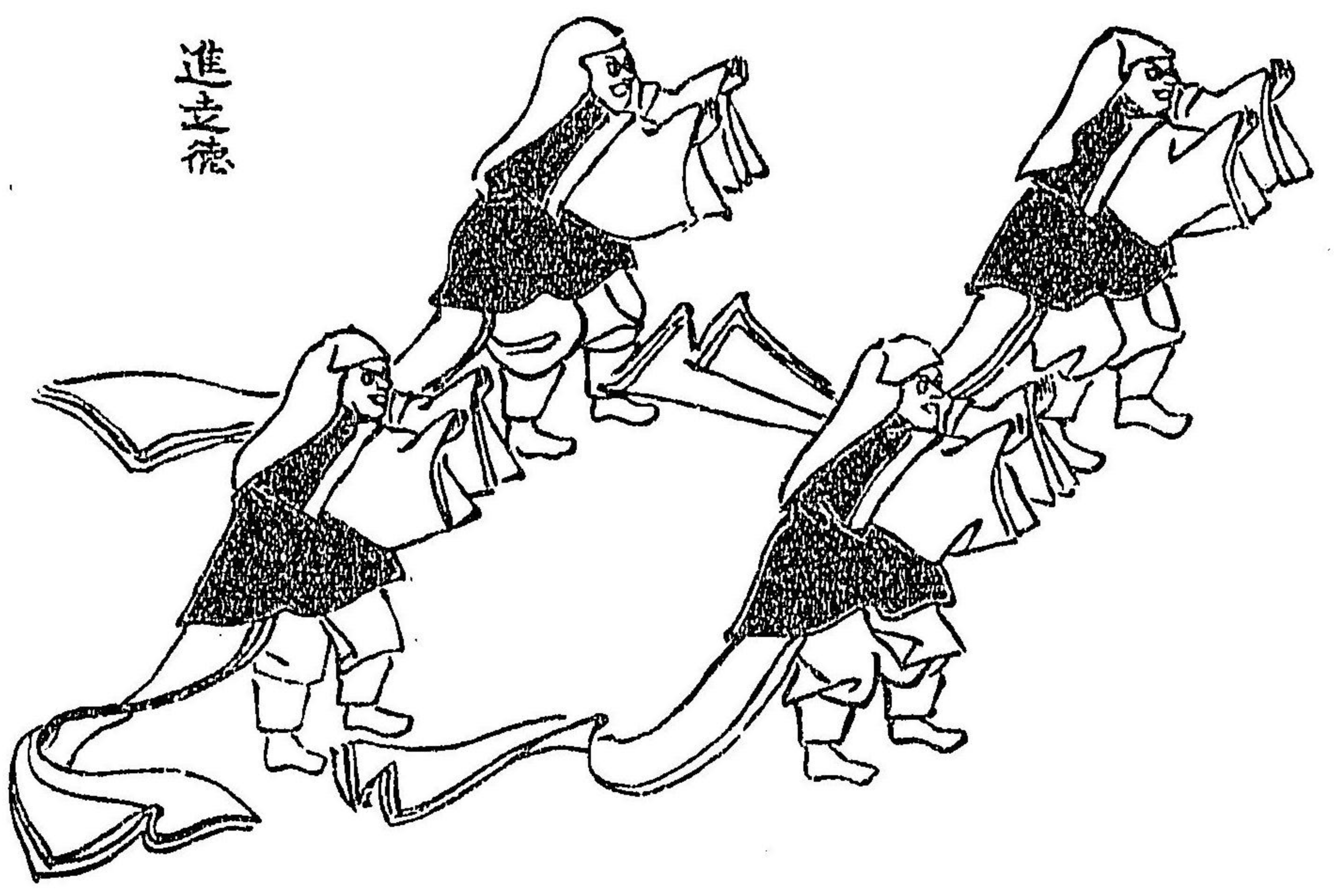
新鳥菰



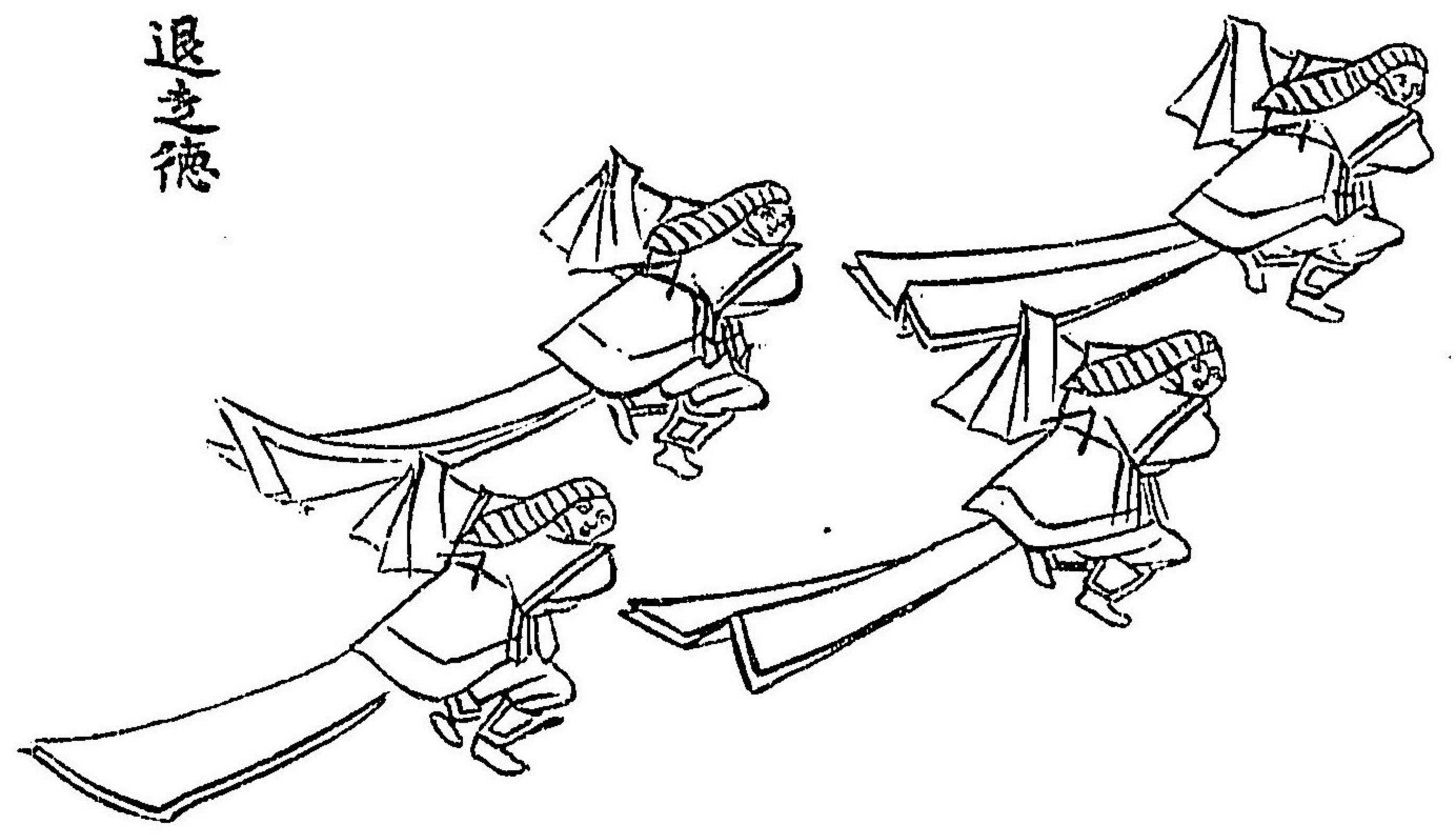
古鳥菰



進之儀



退之儀



納蘇利^{ナッリ}新樂小曲 一名雙龍舞 ○番舞 陵王

舞者一人なる時は落躑^{ヲツシ}と稱す天王寺所傳に舞中に跪く手ありと聞く此等より落躑の稱あるか 納蘇利の語も詳ならず鳥蘇利なとより考へ見れば地名なるべし

走物の一にて面は紺青、緑青、兩色なり桴^ナ長六寸許を旋轉して舞ふ帽子襦袢の服裝は抜頭^ノ左の條を見よ^{細面}

競馬節會必この樂を奏して御駕を迎へ奉つるといふ

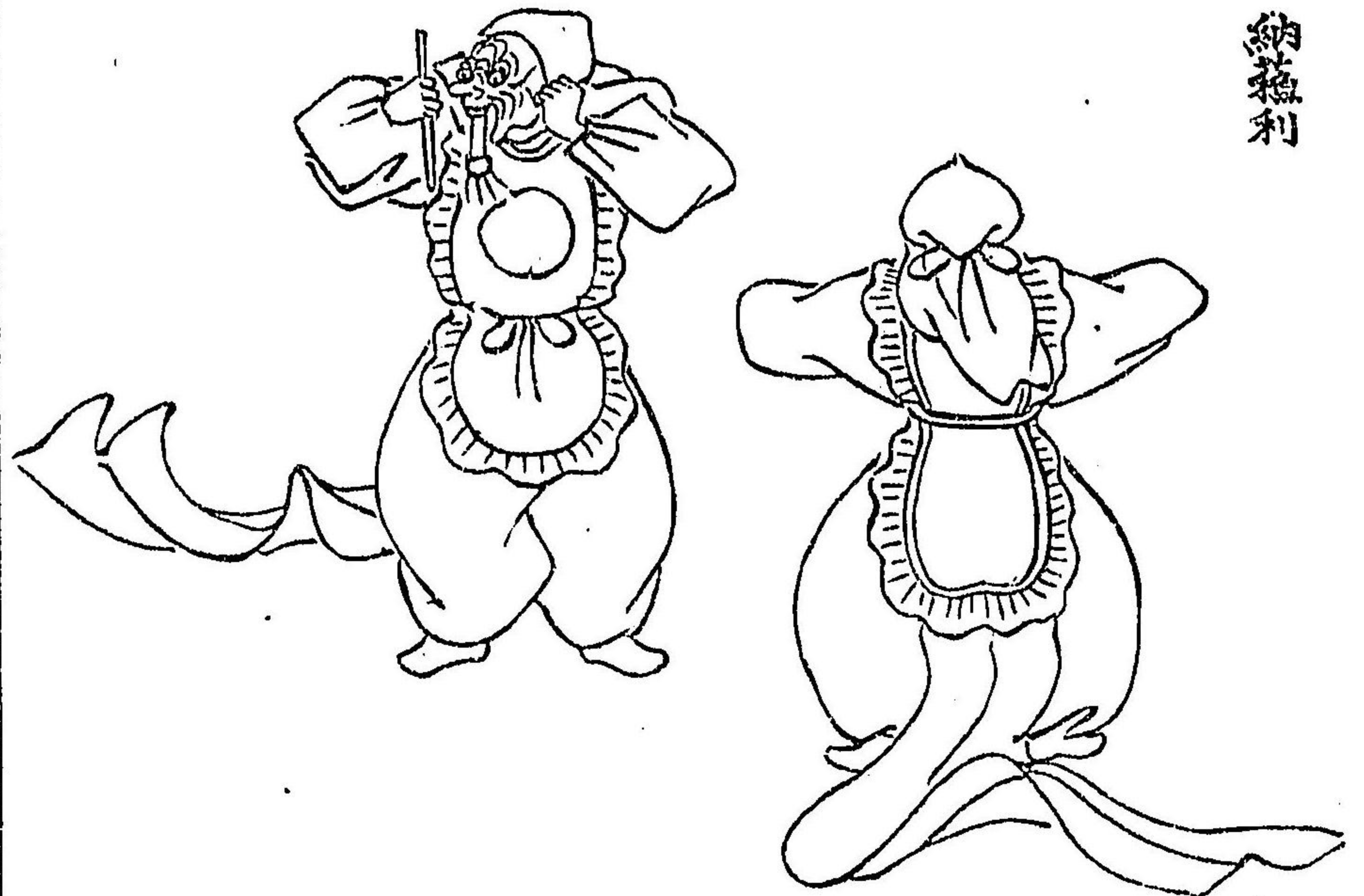
長保樂^{チウボウ}四人舞 一名泛野樂 ○番舞 賀威

此舞は二曲合成したるもの序は保曾路久勢利にて急は加利夜須なり一條帝の御時この二曲を合せて一曲とし年號を取りて樂名とせられたりといふ嘉承中に此曲の童舞ありき

保曾路久勢利、加利夜須、この兩語その原を求む可らず日本史に曾路久を西域の疏勒國ならんと註されたれど上の保の字を如何にせん且右舞なれば西域の風俗舞にてはあらざるべし

按に一名の泛野は如何なる義なりや詳かならず

納蘇利



長保樂



胡蝶



胡蝶コノハ新樂小曲
童舞四人

○番舞 迦陵頻

常に蝶とのみ呼ひ迦陵頻と連稱して蝶鳥コノハトリと唱ふ

延喜六年上皇宇童相撲御覽の時に山城守藤原忠房この曲を作る舞は敦實親王なり我國新製の舞曲なり

舞童は翼衣を負ひ天冠に山吹ヤマブキを雙挿し同じ花枝を執て舞ふ大法會の舞式は左舞迦陵頻の條に記せるを見よ

延喜樂チキヤク新樂中曲
六人舞

一名花榮樂

○番舞 萬歲樂

延喜中笛師和邇部道廣これを作る舞は胡蝶と同じ親王とぞ仁和樂に準し年號を樂名とし慶賀必奏の舞曲とす

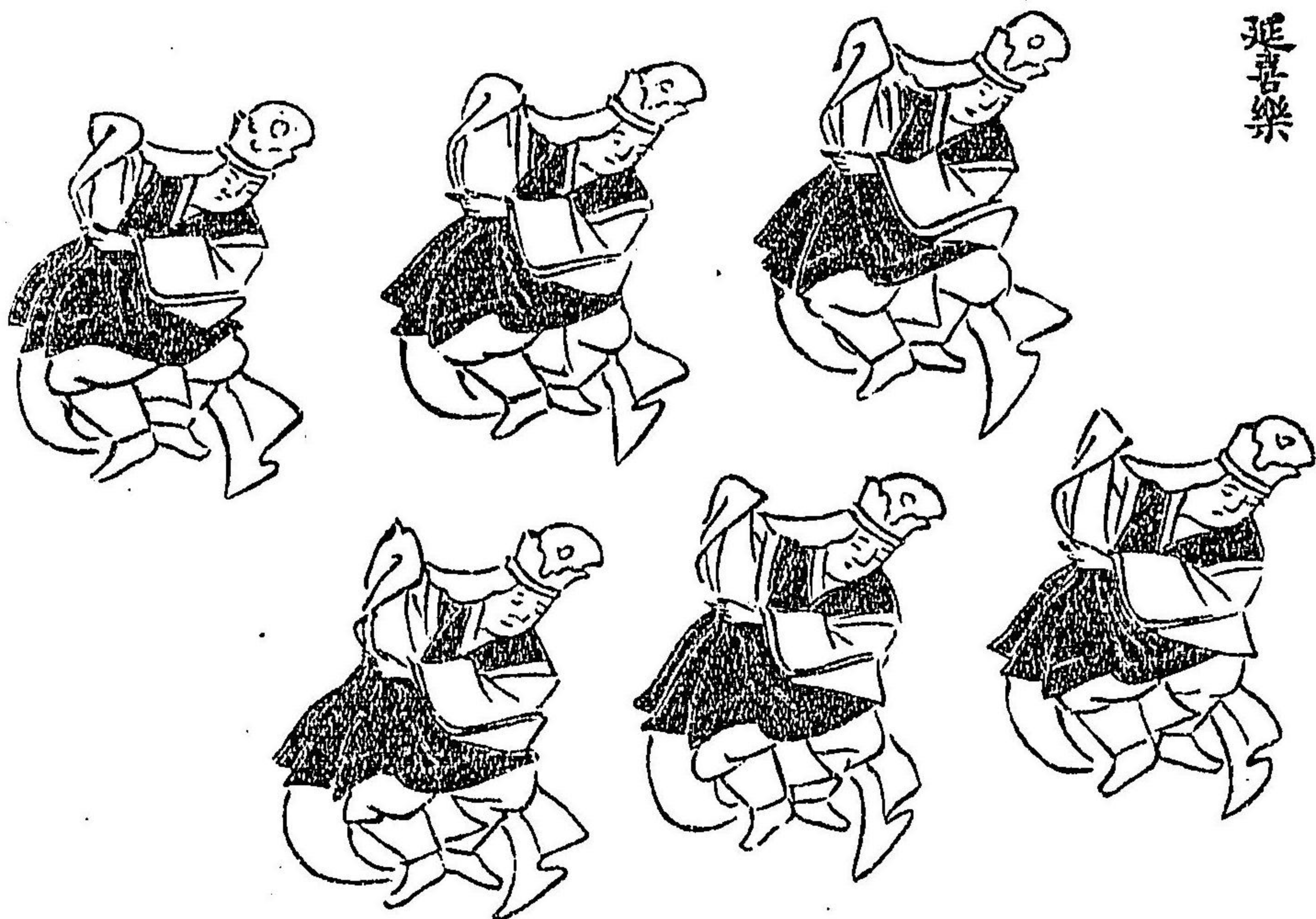
按に本曲前曲及び仁和曲の如きは全く本邦所製の樂曲なり然るを高麗樂に混じて右方に屬せしめし所以

いかんと一考せしが是は調子の上より生せしならん我國人自然の聲音は總て平調なり高麗笛の壹越は唐

笛より二律高し故に唐の平調は高麗の壹越に當る此等の理より樂調と聲調との適合に取り高麗樂として

世に傳へられしものならん櫻人地酒飲初老鼠林など催馬樂歌の高麗樂に適へるも一證とすべし

延喜樂



蘇利古ソリコ新樂小曲
四人舞

一名竈祭舞

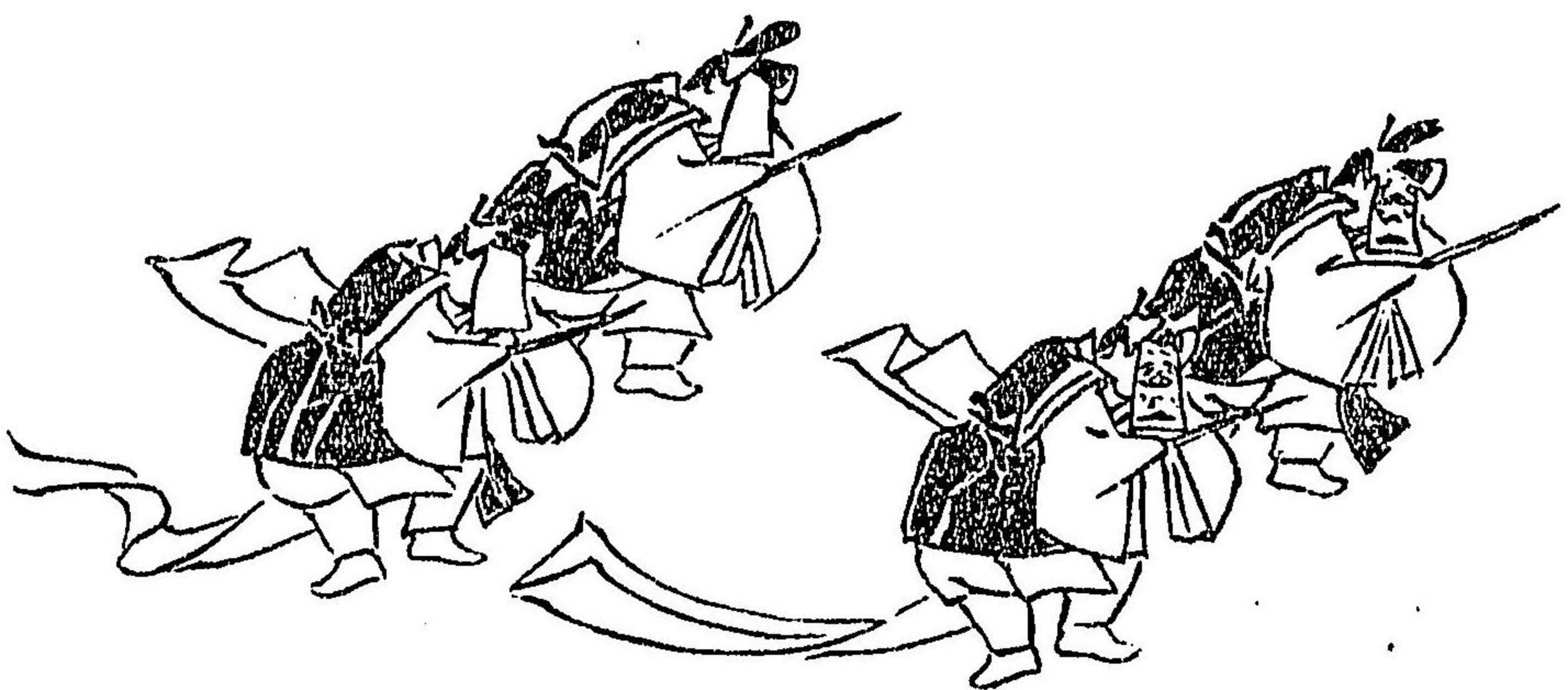
○番舞 一鼓

進蘇利古の上略ならん此語は日本史に應神の朝に來化せし百濟人須々許理は酒を造れり古例酒を醸すに井と竈とを祭る故に造酒司にて祀る神六座その四座は竈神なり須々許理と進蘇利古とは聲相近し其一名を竈祭と稱するも必故あるべしとあり此説よろし

此舞は秘曲として容易に奏せざれば其傳遂に絶えたり近來拍梓を代用して舞ひ乙づと云ふ藏面に楚木スズキを執る楚木一尺六寸ズハエは直生の約にて木條の直きもの楷トモトに同し

按に天王寺所傳に進蘇利古蘇利古兩曲並存す而して其舞様には大なる差別を見ずと聞く樂家錄に曰く後參梓本名蘇利古梓也舊記取蘇利古舞之云者此梓之謂也此梓梓砂水之法蓋以柄象白楚以白絲象水而呼曲名號蘇利古也其後蘇利古之曲直持白楚舞者猶順砂水之法者也とあり砂水は瀉水の誤書か井水などと祭る式なるべし

蘇利古



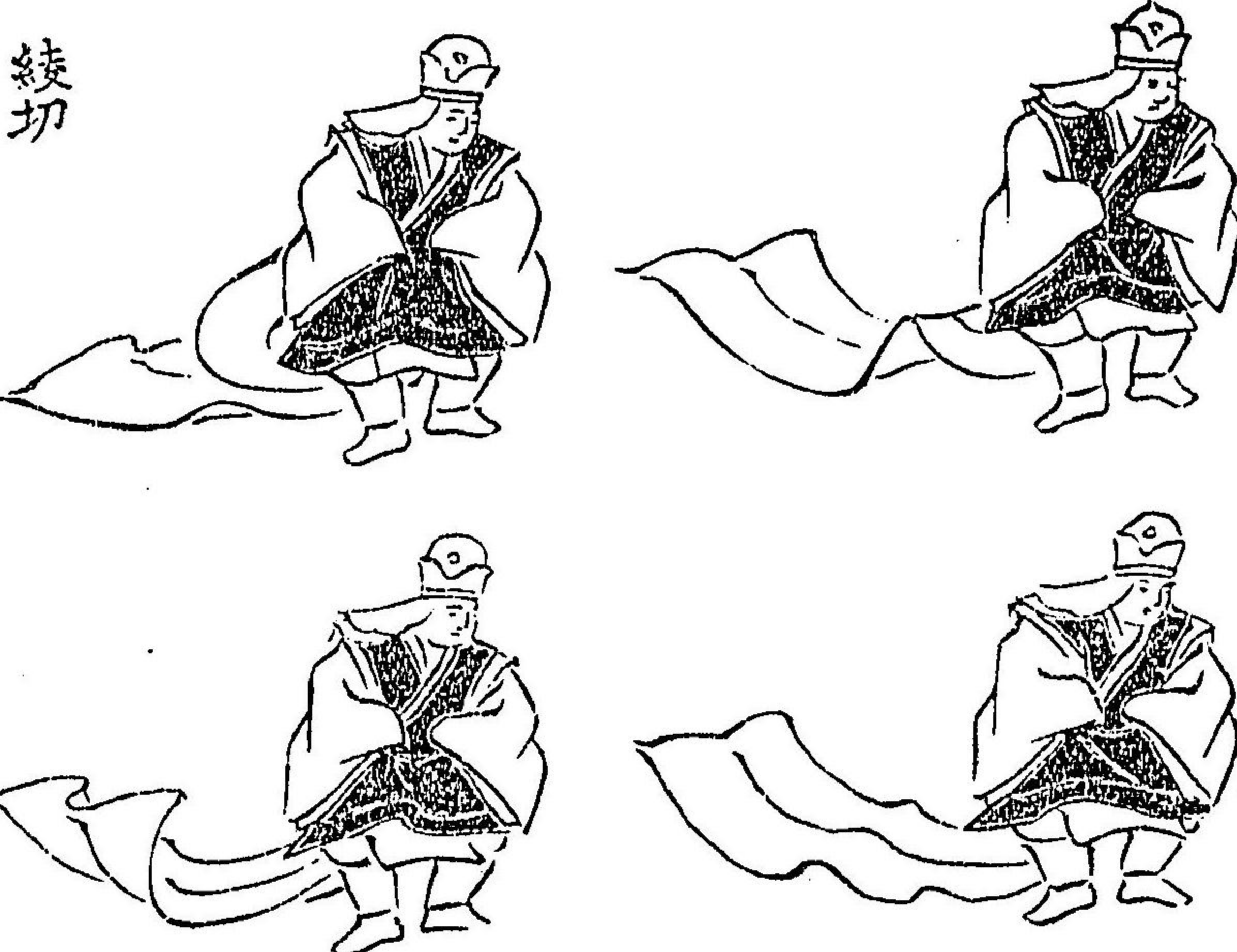
總て大曲に後參舞あるは鳥蘇の條に云ふが如し進蘇利古もと大曲にて拂子を執り并神竈神を祀るは百濟の風俗にして須々許理の遺法と覺ゆ其後後參舞は他舞に移りて大曲の式となり本曲その傳を失ひ却て小曲となる徒に柄木のみ執て舞ふ事となりしより首の進の字は進走禿の退に對する者に同じからんなど思ひ僻め進の字を去りし者とせんも是非なかるべし

綾切 新樂中曲 一名大鞞鞞 四人舞 ○番舞 採桑老

和名抄に阿夜岐理とあるは謂ゆる萬葉假字にて語原は未詳なり 樂家錄に絶とあれど近來再興せらる 元來女舞なれば愛妓女アキヤメといふ別稱さへあるなり本圖の男面龍冑は誤り寫せる者にて挿圖の方を正とすべし而して鳥甲帽子を用ゐるは古式にして近例は卷纓冠を用ゐるとぞ女面は面の部を見よ

新鞞鞞 新樂小曲 四人舞 ○番舞 採桑老

體源抄に 鞞鞞國名也伴舞出彼國タリト申タリサレバ高麗ヨリ渡リタル内ニハアラザルカとあり

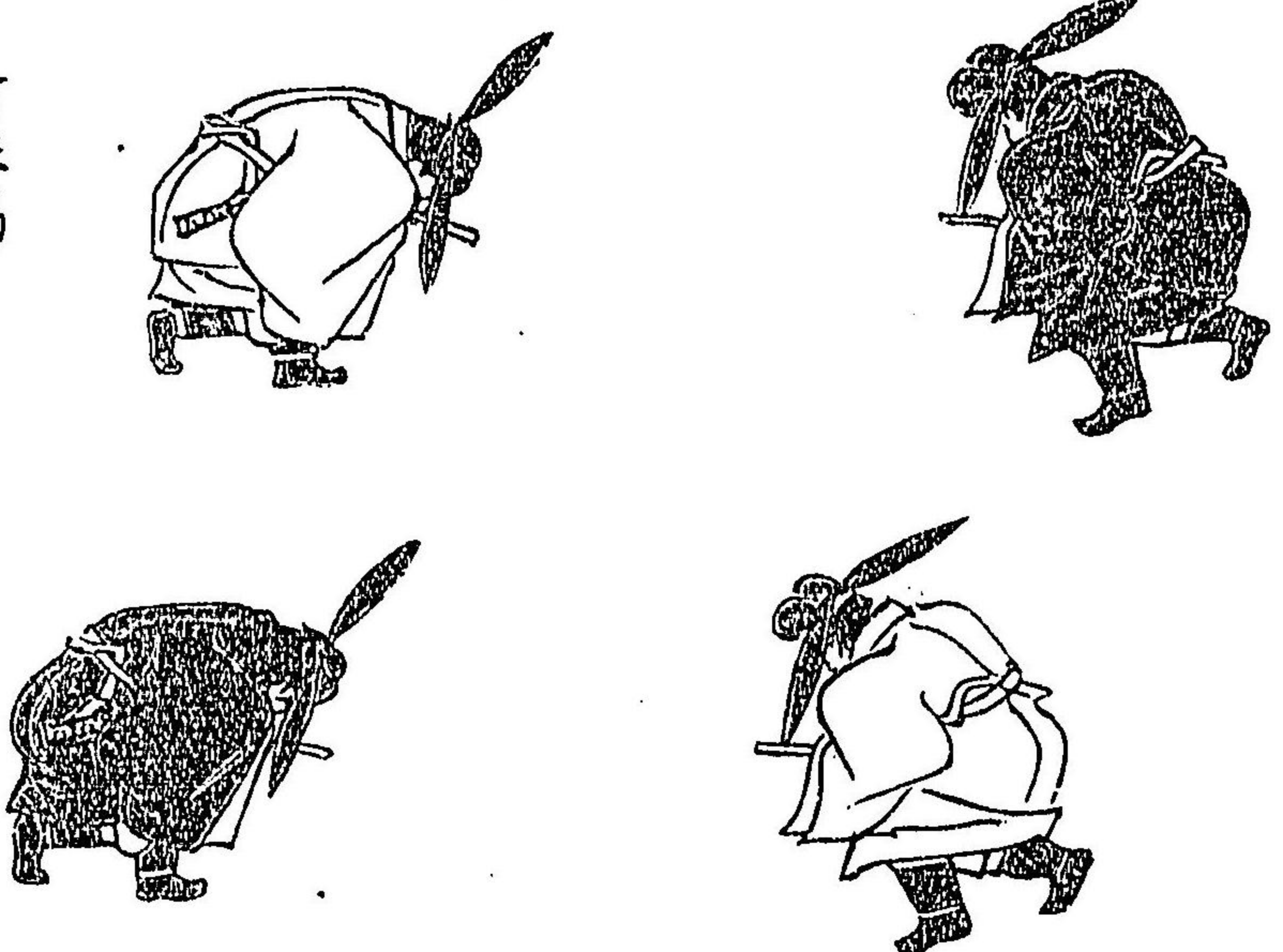


大史二人 赤小史二人 紺即ち四人舞なり其屈腰して舞ふ拜禮舞蹈の體なりと古式には更に紫袍一人さき立てり是れ王といふ承曆中法勝寺大乘會のをり白河帝の勅を奉して藤原俊綱これを作るとあるは舊曲再造なるべし永保二年中宮賀茂行啓の時に五人舞とあり

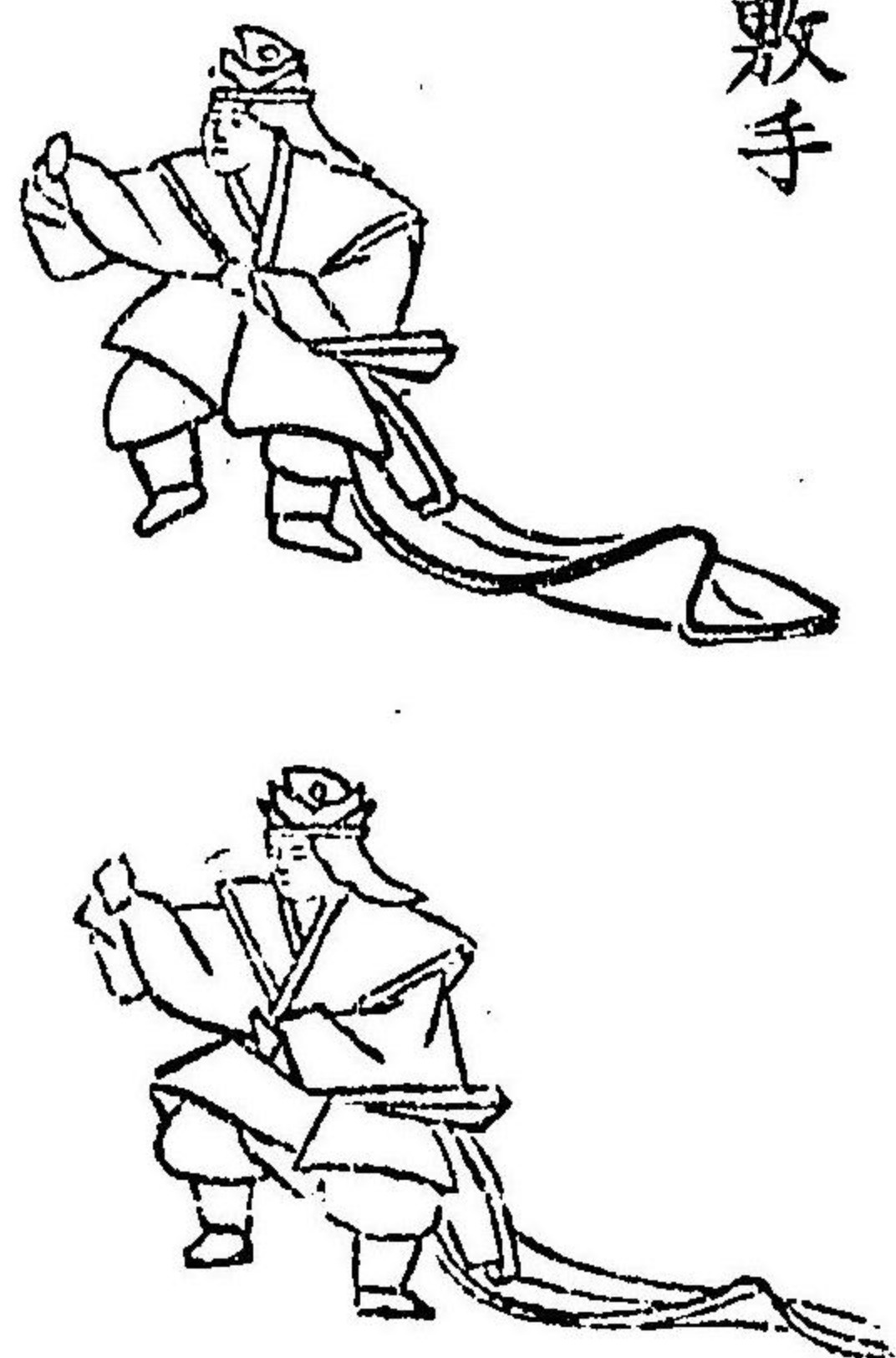
按に鞞鞞の國名の我が史上に見えしは養老四年、遣渡島津輕津司於鞞鞞、觀其風俗、とあるを始めとして多賀城門碑に去鞞鞞國界三千里とあるなどなり此國は今の吉林省を本據として東は沿海州に亘り西は遼東より渤海に臨む國主祚榮唐の封爵を受けて渤海王と稱す 唐睿宗 其後唐に背き修好を我に求め使聘來往す其時は舊號に復したるなり四十餘年を歴て再び唐爵を受け更めて渤海國王と號す故に國史には一切追改して渤海と記したれど多賀碑に於て當時の實を徵すべし(此事有別記考證)

大鞞鞞 新樂中曲 其國の風俗舞なるは論なし但し大は古の誤寫にはあらぬか大と古と草體まかひ易し

新鞞鞞



敷手



總て此兩曲と兩鳥蘇兩走禿及び貴徳敷手八仙の諸曲は渤海より傳へたる者にて三韓樂とは差別すべし

敷手シテ新樂中曲 一名重來舞 ○番舞 巽頭樂

和名抄に志岐傳とあるは萬葉假名のみ 天子冠禮には巽頭樂に配して奏するを例とす又輪臺の答舞となる

按に本曲も亦渤海樂ならん重來もシキテと訓むべし

重のシキは正訓にて由來をヨリテと訓めば來にテの義訓もよけん渤海來聘は平安朝の歡迎にて其使船の重來を望み其風俗舞を納れしと思はる 總説 或人云ふ手と來とは草書より變せしならん猶可考

王仁庭四人樂

○番舞 喜春樂

百濟の博士王仁より起るといふ皇仁とあるは同音通字

(左舞散手參看) 東宮冠禮に例に喜春樂と番舞す

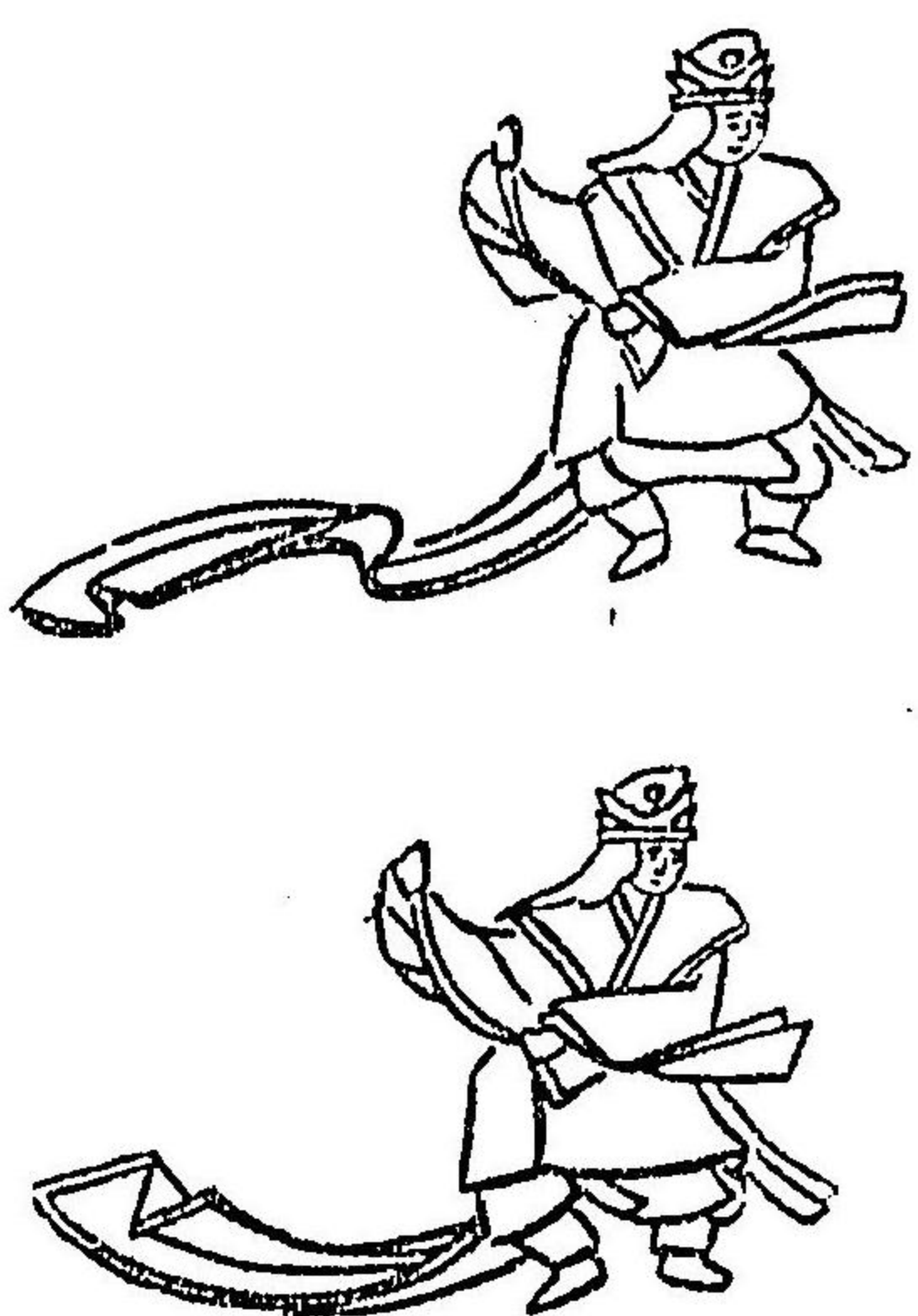
按に體源抄にコノ庭ノ字尤不審也可尋とあり余は庭舞なりと思ふ仁徳の御即位に王仁が難波津の賀章を奉り歡喜の餘り庭上にて舞踏せし遺風を傳へたる曲にて下の舞の字は略して稱へ來りしならん

皇仁



貴徳キトク新樂中曲 舞者一人

○番舞 散手



仁智要錄日本史に阿志波世歸德侯とあり阿志波世とは肅慎なり欽明紀に肅慎人の佐渡島に漂着せしを初めとして齊明紀には阿部比羅夫が討伐して鰐皮等を獲し事あり 肅慎は黑龍江の沿岸より日本海岸に亘れる地方の泛稱なり種族の名なるべし支那には周武王の時に楛矢石砮を貢せし事あり孔子家語に見ゆ東夷中最も古き種族なり

アシハセは足馳ならん其人の健脚なるからに我國より命せし稱呼なるべし

本曲も散手と同じく王舞と稱す其帽子襦袢は陵王拔頭等に同じ(抜頭參看)劍を佩ひ鉞を執る或は龍冑を用る假面二様あり共に炬眼隆鼻その方口なるを鯉口コヒナといふ此面を用ゐる時は鎮詞を唱ふ 後世 其詞

鯉口吐氣 嘯萬歲政 天下太平 世和世理

第二句は嘯政萬歲なるべし然らざれば押韻不叶なり番子二人付添ふこと散手に同じ其狀は次の挿圖の如し

貴徳



按に和名抄は題して歸徳侯とす諸書大概これに従ふ
 貴徳は同音通用また喜ともあり何れも音譯字なれば
 意義なし 並河天民の説は高麗の地名にて鴨綠江西
 にありとす必其典據あらん此他は大概漢書を引きて
 神符中宣何奴日逐王來降漢封爲歸徳侯とあるを本
 曲の起原とせり是は歸徳とかける文字に就きての説
 にて従て又侯を添へしものなるべし原名或は貴徳王
 ならんも計り難し余は想ふ此曲も亦渤海樂なるべし
 靺鞨建國の祖仲は震國公と稱す震は即ち肅慎なれば
 なり並河説の鴨綠江西とあるは今の韓半島以外の廣
 き意味なるべし

狛が新樂中曲

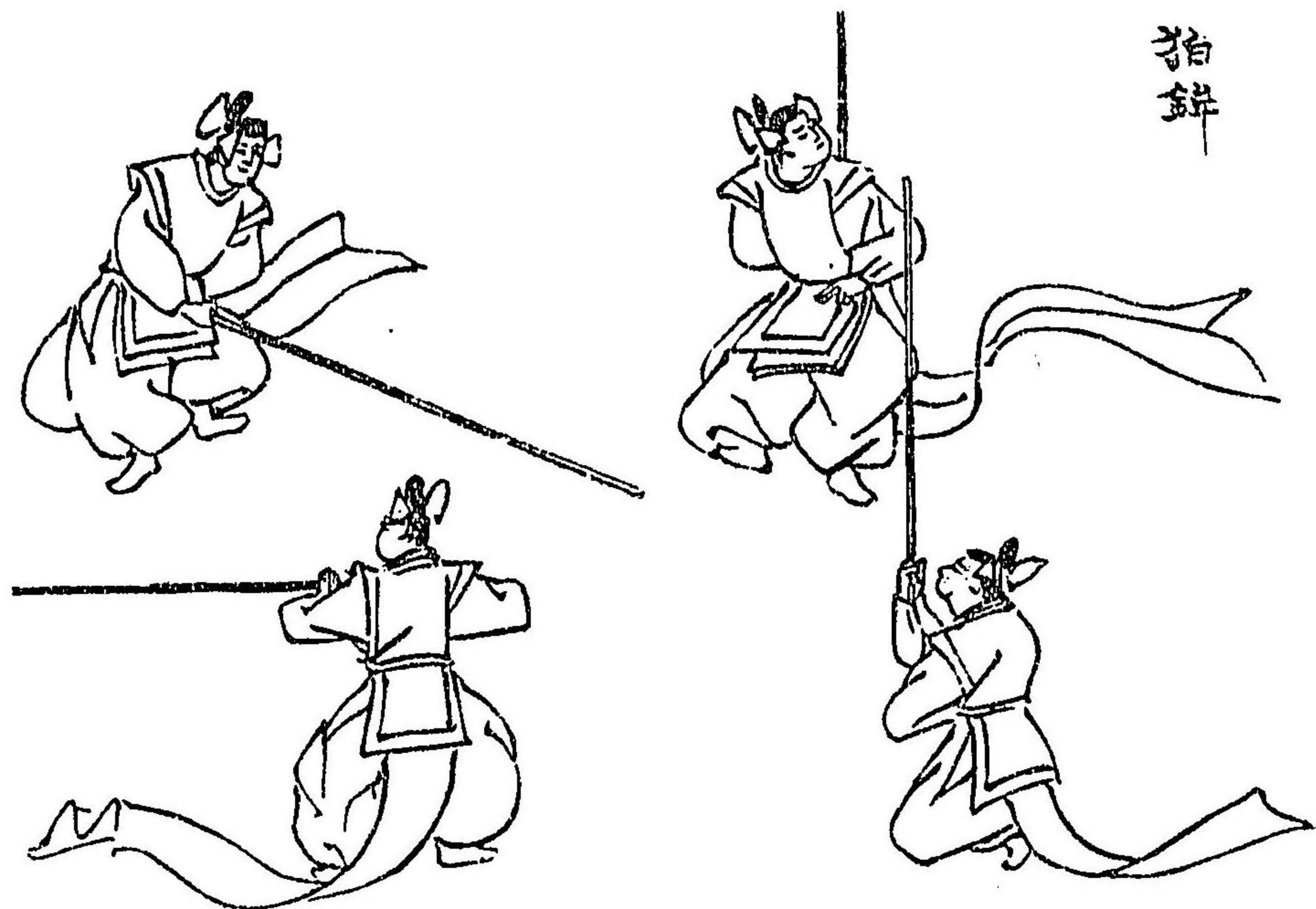
一名棹持舞

○番舞 打毬樂

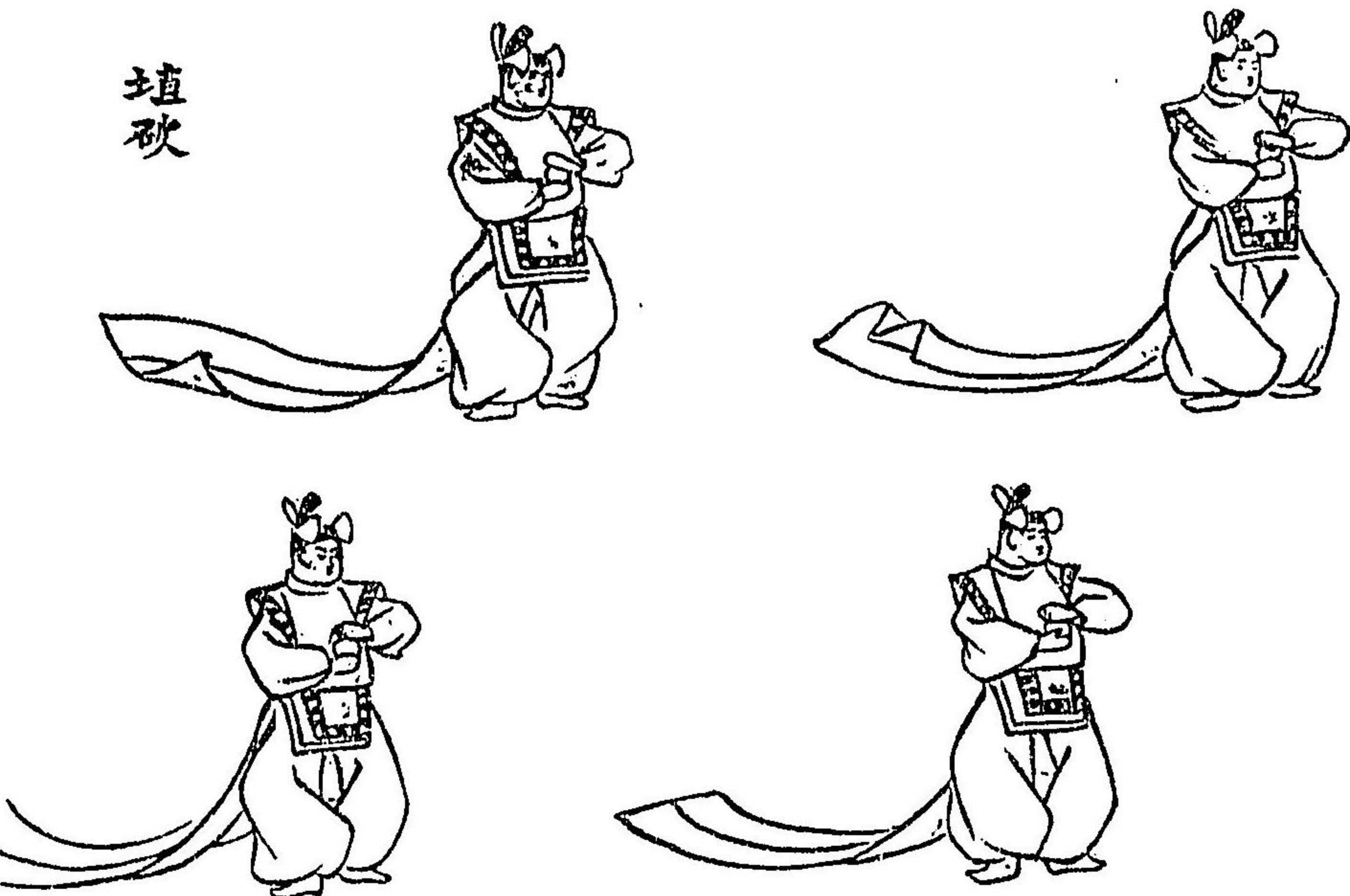
傳云ふ高麗の朝貢船は五彩の棹を用ゐて入津す其操法
 に象りて此舞を作ると韓國の船棹は棹の狀したるより
 此稱おこりしか

神泉苑大井川等の御遊には龍頭船首の船頭に童部の楳
 繪裝束にて棹を操りて舞ふ故に棹持の一名あるなり

指鉞



埴歌



舟棹は長さ一丈二尺許り五色の段々塗なり 棹カハシ
突カヘシ等の手ありと聞く 去年雅樂所にて此舞あり
其四人平行して棹を曳き樂臺の前頭に止り棹を前面に
投げ出し而して身體は翻して後向きとなり棹を曳きて
後方へ行く舞態ありたり船やるさま見るが如し

新樂中曲 一名弄玉舞

○番舞 打毬樂

體源抄にコング由來モ見ニタル事ナシ巴繪ヲ五所ニ付
ケタリ左右ノ肘ト左右ノ膝ト眞甲トニ付クナリ埴ノ玉
ヲ五トコロニ持テ舞ノ間ニ取出シテ巴繪ニアツルナリ
とあり 埴玉といへは元來泥丸なるべし今は木製とぞ
童舞には時の花を玉と持たするよし

按に體源抄又曰ふ或右舞人ノ申侍リシハ埴玉ノ中ニ
蒲トイフ草穂ヲ込ムベキナリト其由不知とあり此蒲
黃の説を見れば蘇志摩利と同じく神代なる伯耆白兔
の故事などより作りたる者にや埴破といへば古式に
玉を割り其中より蒲黃を散らせし手ありしならん
五所の巴繪も此曲の起因を研究すべき材料なるべし

胡德樂新樂小曲

○番舞 太平樂

本舞は既に絶えたりしより飲酒樂を代用すと樂家録に
見ゆ飲酒樂は宴飲樂ともいふ左方壹越調の曲なり然れ
とも諸書に舞絶と記せり左に亡ひて右に存せるものか
此曲元來唐樂なりしを承和中に常世乙魚が勅に依りて
高麗曲に改作すと云傳ふされば飲酒代用は此時よりか
日本史に百濟官第七品曰固德、固德與胡德通、蓋以官名
樂也と註せり

舞者四人 假面まづ出つ次一人藏面にて笏を執る勸盃と
いふ次一人は笑面にて瓶子酒盃を持つ瓶子取といふ勸
盃盃を舞者に勸め瓶子取酌を司る舞者酔て舞ひ鼻う
ごく不勸醉舞の間に瓶子取は獨酌にて酒を飲む甚た滑
稽ある曲なり宴飲舞の名空しからず二舞などと共に伎
樂の遺物にやあらん

鳥羽帝の南都行幸のをり此曲と河南とを奏す河南には
鯉魚を割きて食ひ魚骨の喉に碍る状ありと左舞黃鐘調
後世舞絶
左魚右酒にて興いと多ければ宮中に召し置かれしとぞ

胡德樂



此曲は催馬樂の酒飲品と合へり其歌は 酒をたうべて
たべ酔うて たふと懲りんぞ參うで来る な踏跟を
まうで来る タンナタンナタリヤリ、ラ、タリチリラ
たふとは度々の義かタナン以下は笛の譜にて諸書異
同あり

按に樂家録に私曰、本朝樂記曰、高麗曲者、於本朝、爲合奏于催馬樂、製之、愚按此說難信、不知有何據也、想本有高麗曲而後合歌催馬樂耳、とあり是れ上^{延喜}にも云ひし如く日本と韓國とは聲調同律なるより催馬樂うたはんには高麗笛に依ること發聲の適合なるにあるなり次の林歌^老地^久人^欄も同じ末に論ずるを見よ

崑崙八仙四人舞 新樂小曲 一名鶴舞 ○番舞 北庭樂

和名抄に久呂波世の訓あれど今は字音のまゝコンロンハッセンと唱へ常には八仙とのみ呼ぶなり

冠は戴勝鳥^{カクシ}の如し嘴下の小鈴は鳥舞^{カクシ}左の銅拍子と同じく鳴聲に充てたるならん鶴舞の名に就て考ふれば鶴に仙禽又仙客の稱あり八仙は八羽の仙禽なる可しさらば鶴の異種を檢せん必よき獲物あるらんと動物園^{上野}公園に詣りしに果して美麗なる毛冠いたきたる一種の仙客に逢へり冠鶴^{カクシ}といふ其毛冠は本舞の冠と其様相似たるのみならず嘴の短きも舞面に彷彿たり但アフリカ産とあれば熱地の鳥なり然れども此等の羽族は渡り鳥として

八仙



風候を逐ひ東翔西翻する境界なれば其昔ある時しも東洋わたりまで來りし事もありつらん土人は見なれざる異禽なれば珍とし奇とし是れを舞曲として傳へたる者なるべし其四人手を曳き合ひて輪を作る舞態は大鳥の虚空に舞ひ遊ぶ風情あり

體源抄に仙宮ヨリ出タル故ニ昔ノ衣ヲ着タリ鼻鈴ヲタレタリ^{鼻に非ず}とあり昔の衣とあれど本舞の袍は別裁の物にて鯉魚の紋様なり想ふ昔^{コトコナ}鱗同訓よりの誤傳ならん其六々鱗を紋様としたるは此鳥の水中あさりて巧みに魚を啄めるより其狀を表したるにはあらぬか次の林歌の鼠袍に云ふをも見てたべ

按に高麗曲中に俱倫甲序^舞あり崑崙俱倫地名なるべし此地は有名なる西域の崑崙山にはあらず渤海十洲記に山有三角、其一崑崙とあり天平中遣唐使平群廣成の漂着せし崑崙は此地ならん黃海中の島嶼なるべし廣成が此島より逃れ途を渤海に取て歸朝せしも地理自ら合へりさらば此曲も渤海樂とすべし

又諸書に神仙傳を引き漢淮南王の門に髭眉皓白の八公來るとあるを此曲の起原とするは當らず漢の故事ならば右舞に屬せざるなり

仁和樂 六人舞

○番舞 永和樂

光孝帝勅あり百濟眞雄して此樂を作らしめ年號を以て樂名とす本邦製作の樂は此曲を其初めとなす

按に體源抄高麗樂の末條に造物^{ツクリモノ}といふ題目ありて是ハ百濟眞雄作之或譜ニ舞ニハ用仁和樂ト云フ一説也とあり又日本史には作物蓋謂新作非舊製者也とあり作物の樂曲は此他二曲あり平調は玉手公賴の作にて雙調は高麗笛師下春所傳なり然れども此等の曲は絶えて久しく今纔に譜上に遺るのみ余は想ふ仁和延喜胡蝶諸曲の如き本邦製作の舞曲は即この作物にして他に作物と稱すべきものはあらずかし

仁和樂



●平調一圖

林歌 新樂小曲 四人舞

○番舞 廿州

和名抄に臨河に作る同音通字なり 體源抄に此曲ヲ或
譜ニ林鐘調トシルセリ横笛ノ平調ヲ吹ケバ狛笛ノ下無
調ニテ侍ヘルナリ下無ヲバ林鐘調ト申ナリとあり
右舞平調は只この一曲のみ

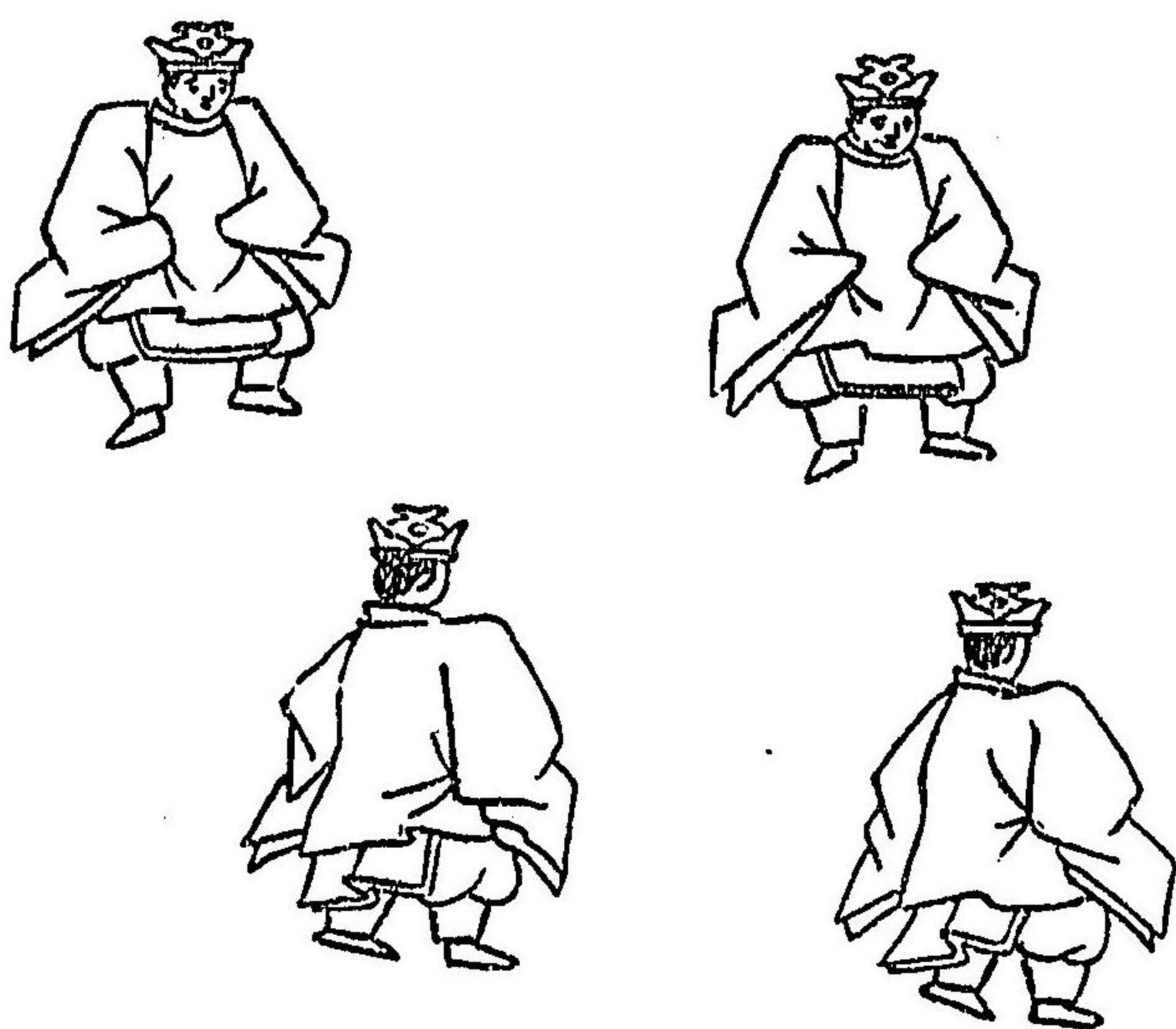
此舞衣も別裁の袍にて八仙との外には其類を見ず鼠の
紋様なり樂家錄に天道有祈鬻、甲子日始奏之、爾來以之
爲甲子之曲とあるは鼠紋より出でたる説と思はる
此曲は催馬樂律の老鼠の歌に合へり其歌は

西寺の西寺の 老鼠わか鼠 御裳づんづ袈裟づんづ
法師に申さん師に申せ 法師に申さん師に申せ

(づんづ啄みつの詠)

樂家錄に又曰く下春歌彼、而後爲一曲、以名之林歌也と
彼とは老鼠の歌を指して云ひしならん上に云ひし平調
の造物はこの林歌にぞあるべき體源抄に兵庫允玉手公
頼作之とあれど一作兩傳の例は史上常に多し

林歌



按に胡德樂に附記せし本朝樂記の高麗曲者爲合奏于
催馬樂製之とあるはこの林歌などの曲に就きて記し
たるにやあらんすら余は林鐘調にて催馬樂うたふ
可く作りたれば林歌の名も起りしと思ふなり老鼠の
歌は當時もてはやされし流行謠とて下春が夙くも世
の風潮を見て巧みに作り出せる者あるべし平調の只
この一曲なるも其新作を見るべし又袍の紋様を鼠と
せしは時に取ての才覺と覺ゆ

藝苑日涉に法苑珠林を引き渡須密多比丘の竹園に遊
行し樹に縁て上下すとあるを林歌の名の起因とする
は左右舞の區別を深く考へざる説にこそ天竺樂なら
ば左方に屬すべきなり

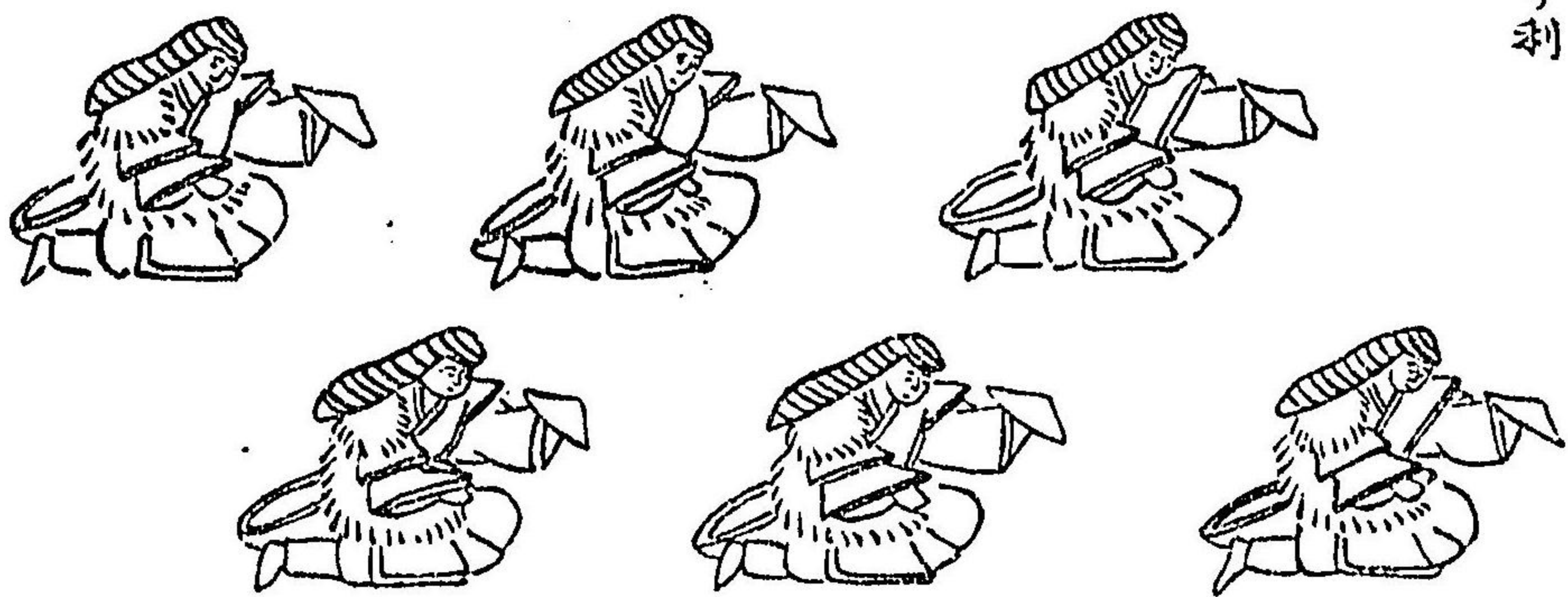
又按に高麗の下春の時代は明記せし者なし老鼠の歌
なる西寺は弘仁中の建立なり又次曲なる蘇志摩利は
弘法大師が神泉苑にて祈雨の修法ありし時など神代
の故事に寄せ雨乞の曲として作物せしと思はる若し
此二曲を下春の作とせば其時代も知らるゝなり

●雙調

蘇志摩利新樂中曲 一名廻庭舞 ○番舞 蘇莫者

神代紀一書に素戔鳴尊帥其子五十猛神、降到於新羅國、居曾戶茂利之處とあり其篋笠の姿は諸神資素戔鳴尊曰云々、宜急適於底根之國、乃其逐降去、于時霖也、素戔鳴尊結束青草、以爲篋笠、而乞宿於衆神、衆神曰、汝是躬行濁惡、而見逐謫者、如何乞宿於我、遂同距之、是以風雨雖甚、不得留休、而辛苦降矣、自爾以來、世諱著篋笠、以入他人屋內、犯此者必債解除、此太古之遺法也とある故事を採りて舞曲を作り新羅の地名を樂名とせしなるべし

雨乞の祭に此樂を奏すれば必驗應ありといふ
按に廻庭舞は或は庭巡舞ともあり是れは雲祭の時に庭上を舞ひ巡るより此稱ありと覺ゆ
雨乞に此樂を奏すとは只その篋笠に縁を取りしのみ故事に至りては素尊が霖雨に宿處を得ず辛苦下降せしなれば晴を祈るにこそ用ゐる可けれ雨を乞ふには適當せざる樂曲と思はる



余想ふに本曲は兩部神道など與さん時の僧侶等が作略なるべし下春の作物とせんは強ち僻事にもあらじ

○番樂の蘇莫者は左舞般涉調なり 詞名集解清乾隆中汪斐田撰

蘇莫者者、西域高昌國油帽也、とあれば散樂の風俗舞なり樂考にも高昌國婦女の帽子にて唐代謂ゆる西胡渾脫の舞なりと見ゆ他の樂書更に此等の説を載せず白石先生の該博いつもながら敬服する所なり

體源抄に或説を引き天竺樂とす天竺も西域中なれば雖不中不遠の類なり此他の傳説に聖德太子役行者又日藏上人など云々するは皆妄談附會となすべし

蘇莫者は天王寺所傳中の古樂曲なれど年久しく奏舞する事も打絶えたるよし數年前に再興の舉ありしが故ありて天王寺に於てのみ行ふ事と聞けり

登天樂新樂小曲 童舞六人 ○番舞 五常樂

一に登殿樂に作る體源抄に此曲モ委シク申シタル事ナシ打任セテノ樂ノ如クナリとあり
日本製樂にて殿上の童舞なるべし裝束は仁和樂に同じ

蘇莫者 古圖



○蘇莫者は本圖載せず信西古本より此挿畫を加ふ油帽は桐油頭巾ならん篋きたれば類もて蘇志摩利と番ふなり女帽といへど女舞にあらず但其角あるは不審にて古本別に雙角もあり今日の裝束は帽も面も相違せりと聞く此舞は厲しき手振とか其左手は桴もつは胡飲酒に同じ

白濱



白濱新樂中曲 一名榮園樂

○番舞 春庭樂

韓半島の地名なるべし可尋 此樂は中曲なれど萬秋樂の答舞となる時は準大曲となりて後參舞あり鳥蘇曲後參といふは本樂既に奏し畢り舞者中二人下退きて樂屋に入り拂子を取り來りて舞臺の二人に渡して再び樂屋に退く(挿圖は拂子受渡の狀なり)かくて拂子を執りし二人は再び舞ふ故に後參の名あるなり從て其拂子も直ちに後參を其名に呼ぶに至る 此拂子は五采の圓木にて長さ二尺許其頭少く屈曲して口を開く八寸許の白絲を口中に繋ぎ懸々然と垂る、鹽尾の如し故に常に拂子と呼ふ其本稱は後參ゴサマ桴なり 新古鳥蘇進走禿地久等に後參舞ありて此桴を執る(本圖新鳥蘇白濱所書即是)又天王寺にて六人舞とする時には最初より拂子を腰に挟みて出で前舞畢り而して腰より自ら拂子を執り六人同しく後舞する式ありとぞ

按に後參桴は元來竈祭の砂水法に用ゐしもの蘇利古而して後參舞は高麗樂にのみ行れ左舞には無しを見よ

地久新樂中曲 一名圓地樂

○番舞 萬秋樂

準大曲として後參舞あり(樂家錄に近代不持桴とあり)又舞臺にて肩袒く手ありしとか其假面の狀貌より見る時は進走禿貴徳などと同じく渤海樂にやあらん 此曲は催馬樂の櫻人オウゴン呂リに合へりと其歌二首あり後參ゴサマ之ノ櫻人その船ちいめ 島つ田を十町トウマツつくれる 見て歸り來んやそよや 翌日アサかへりこんやそよや 南殿の櫻さかりなるころ公任卿いで給ひ柱を拍子に打ちて櫻人をうたひすましかれば近衛陣の直所に居たりける多政資たち出で地久の破を舞ひしと體源抄に見ゆ古今新聞集には大宮右大臣後多政方として記したり 按に唐樂高麗樂等に歌章を傳へざるは既に總説にも云ひし如く元來佛會法樂の料として學習せしめし者初めより歌曲に用なきなり 天王寺樂所にては聖徳太子の遺法とす其意は歌曲を存せば後世或は歌意を推して吹奏に緩急を加ふる輩の出でなんも計り難し因て歌章は全く停め曲譜のみを嚴守せしめられしと

地久



本歌 みしまゆふ 三島 木綿 かたにとりかけ 取掛 われから

かみの 我 神 からをぎせんや 格状 爲乎

末歌 やひらでを 八平 てにとりもちて 手ニ われから

かみの 同前 から をぎせんや 亦同

本歌は本方上首にて拍子とり第一句を獨吟し第二句以下本末連吟す末歌も同じく第一句は末方上首拍子獨奏

以下同吟す畢りて早韓神を歌ふ人長立ち兩座の中央にて舞ふ多忠龍君なりき卷櫻冠に袍太刀はき右手に賢木

採り柄一尺つきたる木輪 八 を添へ持つ輪は鏡に象り柄は劍に擬すと聞く 早韓神は歌詞同じけれども拍子

はやき故に此稱あるなり本末つゞげさまに歌へり

按に此歌の末句からをき體源抄 四 私云カラヲギハ枯

ンタル荻ヲ云ニヤ清暑堂御神樂ノ試樂ヲ執柄家ニテ

行ハル、時ニ人長カレタル荻ノ枝ヲ持事アリ是レ秘

藏ノ事ナリとあり宣長守部雨うし共に此説に據りて

枯萩と定めたり因て思ふに古來採物の中にある歌な

れば篠葛に準し萩とこそ題號ありつらめ韓神にては

久米舞は神武東征の御時に道臣命して土蜘蛛等の誅さ

せ給ふ道臣が歌うたふ聲を合圖を久米部の兵士齊しく

起ち磨どもを斬り散り天あふぎて歎ひ笑ひたり此時の

歌トハを來目歌といふ大伴佐伯兩氏にへしなり 兩氏亡ひ

明治改曆 六 年より紀元節例に此舞を奏する御定となれり

前年 四 月余も雅樂協會のむれに入り此舞かなでたりき

舞中に劍を抜き蜘蛛を斬るの状すなり

吉志舞は神后征韓の御時に安倍氏其軍に従ひ凱旋の日

此舞を奏せしより安倍氏世傳の曲となるされど其舞絶

えて久し舊記に打掛甲執録とあるに因り後世其武裝に

擬し倍臚の裝束にて祭場に立ち舞はずと樂家錄に見ゆ

按に吉志は新羅十七官等の第十四を吉士といふ安倍

氏の新羅の風俗舞を傳へ來て此名稱ありと覺ゆ北山

抄に作高麗亂聲而進とあるも韓樂なる想ひ合すべし

明治四年十一月の大嘗會 東 には國郡卜定の古式に復せ

られ悠紀 甲 主基 安 を定め給ひ其國々の新歌を作られて

これを歌はしむ舞曲にあらざれば風俗歌と稱すと聞く

採物の例に差へり 又カラヲギの本旨は虚禱ならん

ヲギは日本紀に招禱の字を充つ後世いふ神降のわざ

なるべし枯萩を採りて此物の如く實なき招禱事せじ

と神に申す心ならんカラカミは虚と云はん料に呼か

けし縁語と見るべきにや

大嘗會 風俗舞

天皇御即位に一度舉行せらるゝ至重の祭儀にて新穀を

天祖及び諸神に供せ給ふなり此穀物を調進すべき國を

卜定して悠紀主基といふ 共に深草 其兩國の歌舞を祭場

にて奏するぞ風俗舞なる延曆の大嘗會に起れるが如し

風俗歌として後世に傳へたるは伊勢甲斐常陸武藏相模等

二十五首あり延喜以後は悠紀 近江 主基 丹波 を常制として

他國を卜せず故に風俗舞も俗官の司る所となりと例に

久米舞 悠紀 吉志舞 主基 の古式をのみ奏すと聞く

按に本圖所描は久米舞にて服は小忌衣なり樂家錄に

小忌者如千早、用白布、以藍畫焉、其畫不一、各東帶之

上、着之、冠附篠葛也とあり(千早は今日巫女の舞衣)

歌四首

悠紀 甲斐歌 白嶺 青柳里

君か代の光にいと、願はれてかひの白嶺のかひはあり

けり

大御世の風にしたかふ民くさのすかたを見する青柳の

さと

主基 安房歌 長狭川 蓬島

岩間ゆく水のみとりも長狭川いさよふ瀬々の末ふかむ

らん

名くはしきよもきか島は君か代の長さあかたの神や造

りし

東遊 六人舞 四人

東國の風俗舞なり傳云ふ宣化の御世に當り駿河國有度

の海濱に神女くだり舞ひ乙づるあり國人道守が其微妙

なる舞態を見て模し作る故に駿河舞の稱ありと(能樂

の羽衣は此故事の敷衍)

貞觀元年三月南都大佛供養の時に近衛の壯者二十人を

東遊



して東舞を奏すとあるを物に見えたる初めとかいふ
寛平元年十一月始て加茂の臨時祭を行はせ給ふに此曲
を奏せしむ尋て又天慶五年四月男山臨時祭の初度にも
同じく奏舞せしめらる是れより諸社の祭典これに效ひ
東遊を神事舞とする例とはなれり

近衛の官人の仕まつる例にて細纒冠縁に櫻を冠の右側
に挿頭す歌方三人衣冠挿頭山吹 左側なり近衛は總て小忌衣なり
樂器は笏拍子歌方 音頭 和琴 琴持 二人 笛 六中世より筆 筆を加ふ

歌曲五首あり一歌二歌うたふのみ第三駿河歌六段四
求子歌十句共に舞あり終歌を大廣下といふ 舞なし且常に
されど男山祇園など特にうたふべき歌曲三十一もあり

倭舞 四人舞

大和の風俗舞なり青櫛衣忌小に櫛を持ち宮人の曲を舞ふ
宮人の腰にさしたる櫛葉を我とり持て萬代やへん
貞觀の大佛供養に内舍人の端貌二十人を選みて東遊と
互みに奏舞せしめられ後世亦同じく神事舞となる今も
毎年十一月鎮魂祭には例に倭歌を奏し奉ると聞きぬ

舞面 二十五圖

樂家錄九十舞樂之面、難詳記之、因以畫圖示之、然
其中有「大面小面之異也、蓋號大者今料之則假令謂
如長七尺餘之人面乎、號小者別無子細、當擬大而
推之也、とあり圖のみ二十二面を寫し一語の解説なし
日本史禮樂志 十六此圖に據り漢語にて二句もしくは三五句
を用ゐて巧みに其狀を記せり漢文辭の妙味を見るべし
每面その語を掲げ私説を附記す

陵王左舞 中面 蹙額睜目。綠髮高鼻。開口顯齒。

頭上戴躍龍矯首吐火者

蹙額シツガクシツヒタヒ睜目カンモクドングリマナコ矯首ケツシュクビモタゲ
陵王リョウオウ遠城樂納蘇利の三面は其口を釣顎ツリアアゴと云ふ下顎をば
別に糸もて釣さげたるなりされば開口顯齒の四字にて
は物たらぬ心地ぞする

按に此舞曲は支那史北朝の齊蘭陵王入陣の曲なるは
古往今來たれも異議を夾まざる所なり然るに一の間
題を起して研究の材料に供せんとす是れ他にあらず

蘭陵羅陵の二名これなり

體源抄五羅陵王一名蘭陵王と標し其傳來も尾張濱主
の唐より傳へたるを主説に置き佛哲の林邑樂を或説
としたり日本史は或説を採れど樂家錄五林邑樂の論
中に陵王を加へず安倍氏は唐樂と定めしと見ゆ
樂家にて蘭陵王を字音のまゝランリョウツウと唱へ
ラリョウツウと云はずされば羅陵王ラリョウツウは
蘭陵王の略稱にあらで別名なる事は疑ひなきが如し
本説に云ひ漏したれば更に私見を述べべし

羅陵王は佛説八大龍王の一なる娑竭羅龍王の上略に
て陵は龍と同音混訛せしならん陵王納蘇利は古來一
定の番舞ツガヒマヒなり納蘇利の一名を雙龍舞と稱するは二人
舞の謂にあらず陵王に雙ふといふ義なりとは天王寺
傳説なりと聞く是れ龍王の一證に大なる力あるなり
此論旨を以て推す時は陵王の舞曲は濱主の傳來にて
龍王の舞面は佛哲の齋らす所か其曲名の偶相同しき
よりいつしか混用奏樂する事となりしにぞあるべき

舞面の今も印度にて用ゐる者に類似せる事は既記の如し（左舞蘭陵王參看）
 還城樂左舞 赤顔深目。蹙鼻巨口。

蹙鼻は眉間に八の字を寄せる事なり巨口も次の大口も共に釣顎を云ふなり

納蘇利右舞 鬼面藍色。凸眼大口。須髯如戟。上下牙牀。各有二大牙。上者反張突鼻。

藍色とあれど一面青色なり須は下頷の毛にて髯は頬毛なり頂髪も亦就毛逆立す

拔頭左舞 揚眉瞋目。容貌如怒。舞曲に述べし如く此舞態は猛獸と格闘する状なり怒るが如しの語おもひ合すべし 樂家錄に延暦二十一年七月右相撰司造之とある面の事を記せり殿島には承安三年古面あり又外に採桑老散手還城樂二舞女貴德胡德樂等すべて平家寄進の面なり 拔頭は天王寺に中絶せしを寛政八年殿島の樂人柳守元良より岡昌和天王寺樂人傳へ返したるよし殿島名勝圖會卷六樂面の條に記せり

胡飲酒左舞 赤鼻黃目。被髮覆面。多氏傳家の舞曲なるは舞曲の下に既記せるが如し會て同家藏の古面を拜見したり寛治帝の御賜なりとぞ

散手左舞 朱顔廣額。髮豎目裂。須髯甚盛。額は額なり本圖二面の中高鼻黒髭の方を寶冠散手とす（本圖所畫舞態即是常樂會などに奏舞する所といへり）されど今は絶ゆ

貴德右舞 其一眉毛上指。大眼有稜。鼻梁甚大。其一圓面方口。有髭。方口は鯉口といふ鯉魚の口に似たるを以て此稱あり本説を見よ鯉口吐氣の詠あり是れも絶えたり

案摩左舞 蘇利古右舞 以白絹製之。以墨畫耳目口鼻。形狀如篆文。鼻下左右畫巴文。藏面と稱す雜面造面など書くは其は音訛より出でたるなり 今製は厚紙の上に白絹を貼す三角形内の左右に兩眼の孔を開く 藏面の説いまだ聞かず又試みに一説を述べん

胡德樂右舞 朱顔高鼻。鼻頭垂而至口。四人の中三面は鼻うごき一面は動かす 勘盃は藏面に瓶子取は笑面なり此笑面は常に二舞の男面を假用ゐるとぞ本圖所載は田安家の藏面なり其祖德川宗武卿終然雅樂を好み舞樂の服飾器物等は新に作られたりといふ

採桑老左舞 凋顏龐眉。須髯如雪。凋は瘦衰なり龐は雜亂なり 此面も下顎は別に結び付けたりされど釣顎の如く長く垂るゝにあらず 能樂の翁面對面は此製を採りしなり

秦王左舞 眉目峻整。有不可犯之色。此曲は中絶し慶安二年九月樂所より申狀既に絶樂の部に入る其武裝は太平樂に徙り僅に舞面を存するのみ

八仙右舞 顔青目黃。人面鳥嘴。嘴含金鈴繫絲者。舞曲の條に云ひし如く此曲は冠鶴の舞なり頷下に繫く小鈴は鳴聲の料にして伽陵頻の銅柏子に同じ鳥類なること思ひ合すべし

藏面は蘇利古を本據とすべし今日も神佛の供物を取扱ふ者は覆面として紙もて鼻口を覆ふ物を用ゐたり鼻息口氣の供物に觸るゝを防かん料なり藏面この覆面と其用ゐざま同じと思はる蘇利古の條に云ひし如く龍神を祭る瀉水法を行ふなれば不淨を避くるため其面を藏くしたるならん百濟の風俗なるべし後世の覆面こそ其遺製と覺ゆれ

眼の兩孔は細くあけたるに白布にては體面わろければ眉目鼻口を一種異様に描きしものか案摩も胡德樂動も蘇利古より轉移して其文様など稍變せし者なるべし但左右の巴文は鬚の狀にや研究すべき物なり

二舞左舞 其一蹙鼻細目。開口餘符如笑。其二高頂仰鼻。開口反舌。目細如眠。

俗に笑アマ泣アマといふ男女の面にて餘符は谷中大空の貌とあれば口の開放なり女面を腫面とも云ふは其腫ぼてりたる狀より此稱あるなり此二面とも其大形なる法隆寺に存せる伎樂の假面に同じ但し頭より被らず

王仁ワニ右舞小曲

弔眼高頰

地久チウ右舞小曲

顔如渥丹。鼻梁長大。細目開口。

退走德タイソウトク右舞小曲

雙目睜々。大鼻巨口。須眉共白。

進走德シンソウトク右舞小曲

巨眼高鼻。色如赭。

新鳥蘇シントリソ右舞小曲

細眉焦眇。貌如婦人。

綾切アヤキ右舞小曲

眉目秀明。方頤大口。

弔眼は眼つりあげる事ソラメを天弔といふ。渥丹は赤色の濃き事。睜は目出の貌。赭は渥赭の一字を脱せしにはあらぬか今の代赭色代ハ支那ノ州名にて赤く黒き色。眇は優しき目つき。頤はオトガヒ。

右の男四女二の面貌は韓人種より滿洲地方の種族を表したるもの而して其男面は共に眉間に宿瘤の如き者あり人類學上に於て大に研究を要すべきなり鳥居君に聞かまほし(左舞抜頭參看)

乙巳七夕起筆中秋成稿

六十一翁 大槻如電

補遺三條

●第一條 左舞般涉調萬秋樂三の次に入るべし

秋風樂新樂中曲四人舞

○答舞 白濱

唐の樂工養良この曲を作り長生殿にて七夕の夜これを奏せしに涼風ふき來りぬれば天子玄宗悦びて秋風樂と名づけられたり。三帖連吹し徐々に拍子を進めて終に妙處に詣る曲なりとか(無挿圖)

嵯峨帝の南池院右京行幸のをり大戸清上常世乙魚等に敢ありて譜を改め舞を作らしむといふ

●第二條 左舞裏頭樂二條末行十二に入るべきもの

遣唐使は承和五を限りとす此行に貞敏遺唐判官清上雅樂師其後氏從へりされば李德祐の新作を此時に傳へ來て金沙園の風俗より散手作物とは呼びしなるべし

●第三條 右舞仁和樂六條末行十二に加ふべきもの

左舞裏頭樂を散手作物といふも近來新傳の故なるべし唐樂の傳來を檢するに太宗より玄宗までなり裏頭樂は其後八九別十年に傳へたれば作物の稱ありと思はる

印字是正正のみを掲げ誤訛は記さず

壹頁十一 左舞を專習す(括弧中十字は下置)

三頁十七

狛光高

○四頁十六

參勤樂家録とあり

五頁五

太鼓

○同頁十四

三月第二午日註

六頁九

右二十六註

○同頁十

春鶯囀新十五頁の本曲末句も前

八頁七

般涉調

○十二下頁十

女舞とするも

十頁五

正式左方新樂亂舞とす(割註共脱)

十八上頁四

元和郡縣志

○二四上頁五

嚙矢

三〇上頁六

造らしむ

○三六上頁四

再興せさせ

四一下頁二

我邦に傳へ

○五二上頁十

賀利夜須

五五下頁八

藏面 楚木

○五七上頁十二

舊號鞋襪二字脱

六三上頁五

河南浦

○六九紙紙

雙關目標二字脱

七四下頁九

悠紀 同頁十三

なりて

同頁十五 小忌

七五上頁四

歌を求目歌行

兩氏に傳へ一行也

一字脱

七六下頁三

青措衣

○七八下頁二

左舞の下

七八下頁四

造面象面二字

○七九下頁九

(舞面誤寫全)

八〇上頁五

儼眇註文は脱字

舞樂圖說終

舞樂圖說字畫索引

一 畫	一 曲 四七四八七三	三 鼓 八	小 曲 七	五 節 舞 一
一 鼓 四七三	三 之 鼓 八九四七	小 忌 衣 七四	五 方 獅子 曲 四三	
一 筋 八九	三 鞞 樂 一六	女 舞 八三二五	太 大 鼓 五九	
二 畫	三 五 要 略 四	巾 舞 四三	太 平 樂 四一	
二 鼓 四七	三 島 武 藏 一九	下 鞞 九	仁 和 樂 六五	
二 舞 三三九	大 曲 七	支 那 樂 二	仁 智 要 錄 四	
二 條 行 幸 五三六	大 鼓 八	久 米 舞 七五	王 仁 庭 五八	
八 仙 六四七九	大 食 調 八三九	久 禮 真 藏 二九	中 曲 七	
八 幡 太 郎 四二七	大 鞞 鞞 五	千 早 七四	文 舞 七	
七 德 舞 二七二	大 定 太 平 樂 四二	四 畫	日 攝 一六	
八 長 七三	大 歌 所 七三	天 竺 樂 二三	不 言 樂 三一	
十二 調 子 八	大 神 公 持 六三七	天 壽 樂 一五二四	公 莫 舞 四三	
三 畫	大 戶 溝 上 一九二〇三	天 王 寺 樂 人 一	犬 上 是 成 二九	
三 管 八	大 戶 眞 繩 一五二〇	天 長 寶 壽 樂 一五	五 畫	
	大 石 岑 良 四一	五 常 樂 二六	左 舞 二六二	
		五 聖 樂 二六	左 方 二六	

左右分舞說 二六	白濱 七〇	西涼曲 一八	七畫
右 舞 二六四九	打毬樂 四三	百濟樂師 二	赤大口 九
右方人 二	主皇破陣樂 四一	百濟真雄 六五	赤白桃李花 三〇
古樂 七	冬明樂 一九	安倍季尙 五	佛 哲 二三四
古樂圖 二三	央宮樂 三〇	合歡鹽 四一	走物 七
古鳥蘇 四九	仙那 二三四	后帝團亂旋 一五	助音 八
北祭 五	立部 一七	吉志舞 一七五	弄玉舞 六二
北庭樂 一八	玉手公賴 六五六七	安樂太平樂 二	弄殿喜春樂 三〇
北亭子 一八	六畫	成康親王 一五	志岐傳 五八
甘泉樂 一七	老 舞 四九	多自然磨 三	見蛇樂 四四
甘州 二五	老君子 一九	多公用 三	泛野樂 五二
半古 四〇	老鼠 六七	多好茂 三八	求子歌 七六
半 臂 九二五	印度樂 二六	多資忠 二三八	求目歌 七五
平 調 八二五六七	印度語原 二三二七四五	多政資 二七一	吳伎樂 一
平清盛 四	地 久 七七八〇	多政方 七一	作物 二五六五
四天王寺 一	伎樂 一	多忠方 二三八	更居突 一八
四之鼓 四七	伎樂師 二	多近方 三八	沒日還午樂 一五

良峯安世 三五	和 琴 七六	東 遊 七五	胡 蝶 二三四
尾張濱主 三一五	和風長壽樂 二九	舍毛音 二七	胡飲酒 二〇七八
八畫	和邇部太田曆 一八二九三五	拔頭 四五	胡德樂 六三七九
林 歌 六七	和邇部島繼 三三	承和樂 一九	胡 服 四五四六
林 邑 二三四四六	和邇部道磨 五四	延喜樂 五四	皇 帝 二
林邑樂 四五	武 舞 七	花榮樂 五四	皇 仁 五八八〇
林邑樂師 二	武昌樂 四一	廻庭舞 六八	後 參 梓 四九五五七〇
林邑亂聲 二七	武昌太平樂 四二	味摩之 一	後 參 舞 四九五六七〇
林眞倉 一八三〇	武德太平樂 一二四二	岡昌稠 七八	迦陵頻 二二
狗 銜 六〇	長保樂 五二	京都樂人 三	秋 風 樂 <small>本文脱ス因テ此條ヲ 舞面ノ末ニ補記ス</small>
狗光高 三四	長慶子 五一九	奈良樂人 二	重來舞 五八
狗光季 二九三二	河 傳 一八	表 袴 九	風俗舞 七四
狗光時 三五	河南浦 六三	卷纓冠 九二三五六	若 舞 四九
狗近眞 四	青海波 三六	九畫	音 頭 八
狗朝葛 四	青措衣 七六	春爲囀 一五	挂 甲 九七五
狗行高 二九	阿夜岐理 五六	春庭樂 二九	垣 代 三五
狗近家 五	阿志波世 五九	春庭花 二九	衍 臺 二五

南祭	信西本	亭子院	宮人曲	度羅樂師	保會路久勢利	十畫	高麗樂	高麗笛	高麗樂師	高麗亂聲	高麗調子	高麗下春	神功破陣樂	神樂	神樂笛	神樂歌考
五 アルハ三月 ノ顯ナリ	二二一六	一九	七三七六	二	五二		一四九	八五四六四	二	七五	八四九	七四九六五六七	二二三九	三 四七三	七三	七二
神琴生	神笛生	唐樂	唐笛	唐樂師	唐裝束	秦王	秦公貞	倍臚	倍臚會	納序曲	納會利	退走禿	退宿德	採桑老	庭巡舞	般涉調
七三	七三	二二	八五四	二	九	三九七九	三八	二六	二六	四九	五二七八	四九八〇	四九	三七七九	六八	八三三
宴飲樂	案摩	倭舞	袍	十一畫	鳥甲	鳥向樂	鳥歌萬歲	喜春樂	喜心樂	喜德	常裝束	常樂會	常詔異同辨	荷大鼓	荷鉦鼓	
六三	三二七八	七六	九四八		九二五	四七	二四	三〇	三〇	六〇	九	四四	七二六	四七		
造物	造面	振鉞	陵王	陪盧	埴破	魚袋	酒飲	釣頸	笙	黃鍾調	參音聲	效訓抄	崑崙八仙	梅花春鶯囀	陰陽地鎮曲	婆羅門僧正
六五	七八	一〇	一五七七	二七	六二	三九四二	六三	七七	八	八三〇	四七	四	六四	一五	二二	三四

十一畫

雅樂寮	雅樂所	雅信大臣	雅實大臣	雅明親王	賀殿	賀王恩	賀利夜須	散樂	散手	散手作物	進走禿	進宿德	進蘇利古	菩薩	菩提仙那	
二七三	六四五七三	三	二二	二四	一七	四一	五二	四〇	四〇七八	二五	四九八〇	四九	五五	二三四五	二三四	
登天樂	登殿樂	挿頭花	番子	番舞	答舞	童舞	貴德	壹越調	渤海樂	傾盃樂	飲酒樂	棹持舞	瓶子取	朝小子	菖蒲甲	
六九	六九	八一五四四	四〇五九	七	七	七	五九七八	八二三四九	二五八	四〇	六三	六〇	六三七九	四一	三三	
附掛	帽子	敦實親王	粟田道磨	柳守元貞	須々許理	十二畫	新樂	新京樂	新鳥蘇	新舞	新羅樂師	新羅三郎	萬歲樂	萬秋樂	慈尊樂	
九	二〇四六	五四	二二	七八	五五		七	二七二	四九八〇	五六	二	四	二四	三三	三三	
慈尊製樂辨	威城樂	威皇恩	道行	道樂	鉦鼓	裝束	絲鞋	鉢頭	落躡	楚木	催馬樂	腰鼓師	裾前掛	虞韶樂	圓地樂	愛妓女
三四	三一	四一	四一	四七	八	九	九	四五	五二	五五	五四六四七二	二	九	七二六	七一	五六

肅慎	源時中	豐原統秋	嵯峨隱君子	聚樂行幸	十四畫	齊文	齊春樂	歌樂	歌曲有無說	還城樂	還午樂	圓亂旋	衰頭樂	榮圓樂	厭舞	綾切
五九	三三	四	三	五		一〇	三〇	七三	二七二	四四七八	一五	一五	二五	七〇	一〇	五六八〇
羯鼓	柷	柷	十五畫	樂考	樂名考	樂家錄	蝶舞	蝶鳥	變頭	撥頭	輪臺	敷手	調子	劔印	舞面	慶雲樂
八	九四五四六	五七		五	五	五	三三四	三三四	四五	四五	三五	五八	八	一六一七	七七	四七
衙府官人	十六畫	醉胡樂	醉鄉日月樂	臨河	箏	蕃樂	十七畫	踏歌	破河舞	韓神	十八畫	雙調	雙龍舞	鎮詞	鍾口	禮義樂
三六九	二〇	四〇	六七	八	一		二	七五	七三	七三	八二九六八	五三七七	一〇五九	五九七八	二六	
藏面	雜面	歸德侯	雞婁鼓	鎮魂祭	藤原貞敏	藤原忠房	十九畫	羅陵王	鼓	櫻人	二十畫	蘇合	蘇利古	蘇莫者	蘇志摩利	糲盃
二二六三七八	七八	五九六〇	四七	七三七六	一七	五四		一五七七	四七	七一	三三	五五七八	六九	六八	六三三九	

噶	殿	蘭陵王	蘭羅異同辨	寇祭舞	續效訓抄	二十一畫	體源抄	鶴舞	羅葛	二十五畫	掛繪裝束
一六三三三	四七八	一五七七	七七	五五七〇	四		四	六四	七四		九六〇

クメウタ 求目歌	七五	ゴイム 五音	八	コフク 胡風	四五 四六
クレノギガク 吳伎樂	一	コウダイトラデン 后帝園亂舞	一五	コマガク 高麗樂	一四九
クレマクラ 久禮風扇	二九	コウマクブ 公莫舞	四三	コマガクシ 高麗樂師	二
クロバセ 嵐扇八仙	六四	コガク 古樂	七	コマチウシ 高麗獅子	八四九
クロンカフジ 俱倫甲序	六五	ゴギガク 吳伎樂	一	コマフエ 高麗笛	八五四 六四
クワイライマヒ 羅扇舞	六八	ゴサムバチ 後卷舞	四九 五五七〇	コマランシヤウ 高麗亂舞	七五
クワエイラク 花舞扇	五四	ゴサムマヒ 後卷舞	四九 五五七〇	コマゲシエン 高麗下卷	七四九 六五 六七
クワトウラク 扇扇舞	二五	ゴシヤウラク 五音樂	二六	コマボコ 拍鼓	六〇
○		ゴセチマヒ 五節舞	一	コマミツタカ 拍光高	三四
ケイハイラク 傾蓋樂	四〇	コガクツ 古樂圖	二二	コマミツスエ 拍光學	二九 三三
ケイロウコ 龜鼓	四七	コテフ 胡蝶	五四	コマミツトキ 拍光時	三五
ケウタンセウ 教團抄	四	コトリソ 古鳥籠	四九	コマチカサネ 拍近家	四
ダンゴラク 暹午樂	一五	コトクラク 胡蝶舞	六三 七九	コマチカイヘ 拍近家	五
ダンシヤウラク 暹羅舞	四四 七八	コンシユ 胡飲酒	二〇 七八	コマトモカツ 拍朝葛	四
ダンシヤラク 見略舞	四四	コンロンハツセン 鳳扇八仙	六四	コマユキタカ 拍行高	二九
ケンバイ 勸盃	六三 七九	コヒクテ 饗口	五九		
ケムイン 劍印	一六				

●佐行

サイバラ 假馬樂	三六四 七二	サムカンガク 三韓樂	一六	シテンワウシ 四天王等	一
サイシヤウラク 採葉卷	三七 七九	サムクワン 三管	八	シナガク 支那樂	一一
サイリヤウシウ 四涼州	一八	サムコ 三鼓	八	シノツマミ 四ノ鼓	四七
サウデウ 雙調	八二九 六八	サムゴエウリヤク 三五要略	四	シンガク 新樂	七
サウブンブセツ 左右分舞説	二六	サムダイエム 三鼓圖	二四	シンキヤウラク 新京樂	二七二
サウリヨウマヒ 雙龍舞	五二 七七	サムノツ、ミ三之鼓	八四七	シンキム 神琴生	七三
ザウメン 藏面遊面	二二 五五 六三 七八	サラキツキ 瓦居突	一八	シンテキ 神笛生	七三
サガインケンシ 蟻蟻羅君子三	七一	サフモチマヒ 棒持舞	六〇	シンゴウハデンラク 神功	二二
サクラヒト 櫻人	七一	○		シンザイボン 信四本	一一
サケタウベ 酒飲	六三	シウフウラク 秋風樂	○ 本文此節ヲ脱ス因テ舞面ノ次ニ補配ス	シンシヨウトク 進走凭	四九 八〇
サシエ 拍笛	一一一 一六	シカイ 絲鞋	九	シンソリコ 進蘇利古	五五
サブ左舞 左方	二六	シキテ 敷手 重米	五八	シンテエウリヤク 仁智	四
ザブキ 坐部伎	一七	シ、キヨク 獅子曲	四三	シントリソ 新鳥籠	四九 八〇
サンガク 散樂	四〇	ジンシラク 猿舞樂	三三	シンマカ 新鞆	五六
サンシユ 散手破陣樂	四〇 七八	ジゾンセイガク 慈尊製樂舞	三四	シンナウ 秦王破陣樂	三九 七九
サンシユツクリモノ 散手作物	二五	シタガサネ 下屬	九	ジフニテウシ 十二調子	八
		シチトクノウタ 七領歌	一一 七二	シヤウ 笙	八

シヤウコ 鉦鼓	八	ス、コリ 須々許理	五五	タイキヨク 大曲	七
シヤウゾク 變束	九	ズバエ 遊木	五五	タイゲンセウ 體源抄	四
シヤウセウイドウ 常盤異同	七二六	スルガマヒ 駿河舞	七五	タイコ 大鼓	八
シヤウフカプト 菰蒲甲	三三	スキコラク 醉胡樂	二〇	タイシキテウ 大食調	八三九
シヤウラクエ 飛樂會	四四	スキキヤウジツゲツ 醉胡日	四〇	ダイジャウエ 大管會	七四
シヨウカラク 承和樂	一九	○		タイシヨウトク 退走禿	四九八〇
シヤマウオム 會毛音	二七	セイガイハ 青澤波	三六	タイヂヤウ 大定太平樂	四二
シヤマウオムセツ 會毛音歌	二七	セウキヨク 小曲	七	ダイヘイラク 太平樂	四一
ジュシユンラク 藤音樂	三〇	セキハツタウリクワ 赤白桃李花	三〇	ダイマカ 大標幟	五六
ジュモン 藤文	一〇	センナ 仙那	二三四	タウカ 踏歌	二
シユンナウテン 春鶯囀	一五	○		タウガク 唐樂	二、三
シユンデイラク 春庭樂	二九	ソカン 蘇合香	三三	タウガクシ 唐樂師	二
シユンデイクワ 春庭花	二九	ゾクケウクンセウ 綴歌調抄	四	タウシヤウゾク 唐樂東	九
ジュラクギヤウカウ 樂樂行幸	五	ソシマリ 蘇志摩利	六八	タウテキ 唐笛	八五四
シユワウ 圭皇破陣樂	四一	ソマクシヤ 蘇莫者	六九	タウリクワ 橘李花	三〇
ジュイム 助音	八	ソリコ 蘇利古	五五	ダギウラク 打鼓樂	四三
シラギガクシ 新羅樂師	二				

多行

ダダイコ 太鼓	五九	ツリアゴ 釣歌	七七	トテンラク 登天樂	六九
タフフ 答舞	七	ツルマヒ 鶴舞	六四	ドラガクシ 度羅樂師	二
タナモリモトサダ 桐守元貞	七八	○		トラデン 團亂旋	一五
タマデキンヨリ 玉手公頼	六五 六七	タイシキヤン 卒子院	一九	トリ鳥	二一
タマシヅメ 銀魂祭	七三 七六	テウカウラク 鳥向樂	四七	トリカプト 鳥甲	九二五
○		テウカマンザイ 鳥歌萬歳	二四	トクハツ 禿髮	四九
チウキヨク 中曲	七	テウゴシ 朝小千	四一	トヨハラムネアキ 豊原統秋	四
チキウ 地久	七一八〇	テン 鶴	一六 二二 三三		
チンシ 鎮簡	一〇 五九	テンジュラク 天竺樂	一五 二四		
チハヤ 千早	七四	テンチクガク 天竺樂	二三		
チヤウケイシ 長慶子	五 九 一九	テンチヤウハウジュ 天王寺寶壽	一五		
チヤウボウラク 長保樂	五二	テンワウジガクニ 天王寺人	一		
ヂヨブ 女舞	八一 二一 五	テントリモヤウ 蝶鳥紋様	二二		
○		テウマヒ 蝶舞	五四		
ツガヒマヒ 番舞	七	○			
ツクリモノ 遺物 作物	六五	ドウブ 窟舞	八一 五		
ツネシヤウゾク 常盤東	九	トウミヤウラク 冬明樂	一九		

●奈行

ナツソリ納曾利	五二七八
ナフシヨキヨク納摩曲	四九
ナムサイ南祭	五〇三月なり 二月は賑
ナラガクニン奈其樂人	二
ナリヤスシンワウ親王	一五
ニデツギヤウカウ行幸	五三六
ニナヒシヤウコ齋庭鼓	四七
ニナヒダイコ齋大鼓	四七
ニンヂヤウ人長	七三
ニンナラク仁和樂	六五
ニノツ、ミニ鼓	四七
ニノマヒ二舞	三三七九
ニハメクリ鹿巡	六八

波行

バイクワシエンアウ梅花	一五
バイロ陪隨 倍盛	二六
ハウ靴	九四八
パウシ帽子	二〇四六
ハウヒン白濱	七〇
ハシリモノ走物	七
ハダキンサダ森公貞	三八
ハチマンタラウ八幡太郎	四二七
ハツセン八仙	六四
バトウ拔頭 撥頭	四五
パンガク蒲樂	一
ハンコ香子 中古	四〇五九
ハンシキテウ般涉調	八三三
ハンナリ埴坂	六二
ハンブ番舞	七
ハンビ牛背	九二五

十四

バンエンヤウゾク 變給	九六〇
ハヤシマクラ林真倉	一八三〇
バラモンソウシヤウ 變正	三四
ヒカキ日振	一六
ヒチリキ篳篥	八
ヒヤウデウ平調	八二四六七
ヒカゲカツラ藤基	七四
フガケ附掛	九
フゴンラク不音樂	二二
フシヤウラク武昌樂	四一
フゾクマヒ風俗舞風俗歌	七四七五
フヂハラサダトシ 藤原貞敏	一七
フヂハラタ、フサ 藤原忠房	五四
フツテツ佛誓	二二三三四
ブトク武徳太平樂	二二四二

●麻行

マサアキラシンワウ 雅明	二四
マササネオト、雅賀大臣	二一
マサノブオト、雅信大臣	三
マツカツコク 鞆鞆	二五七
マンザイラク 萬歳樂	二四
マンシウラク 萬秋樂	三三
マキリオムシヤウ 龜音舞	四七
ミシマタケマサ三島武藏	一九
ミチガク道樂	四七
ミチユキ道行	四一
ミナモトトキナカ源時中	三二
ミマシ味敷之	一
ミヤビト宮人曲	七三七六
モトネコ求子歌	七六

●也行

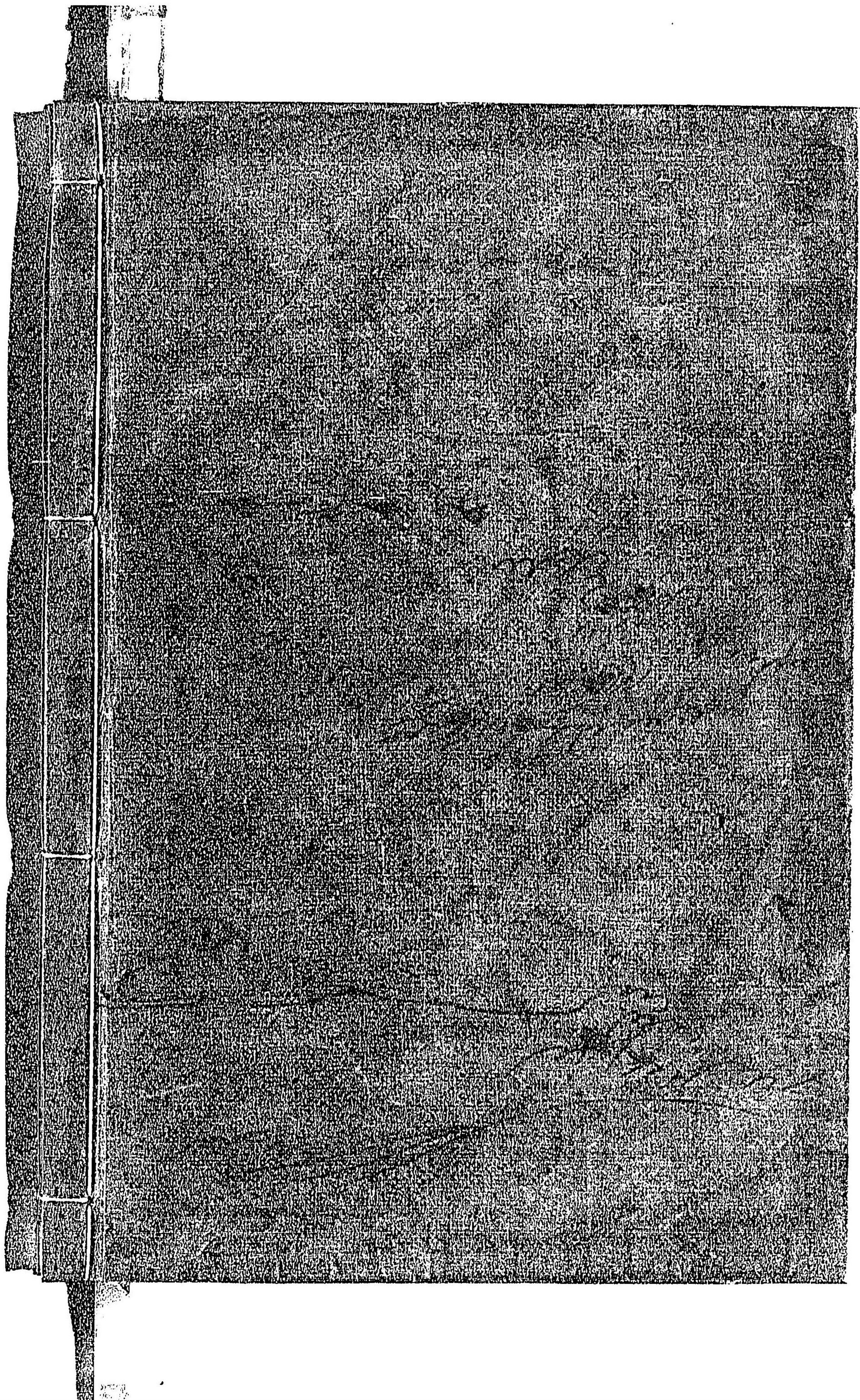
ヤウグウラク 央宮樂	三〇
ヤマトマヒ 倭舞儀歌	七六
ヨシミネヤスヨ 眞盛安世	三五

●良行

ホクサイ北祭	五
ホクタイシ北亭子	一八
ホクタイラク北庭樂	一八
ホサチ菩薩	二三四五
ホソロクセリ保曾路久勢利	五二
ホタイセンナ菩提仙那	二三四
ホツカイガク渤海樂	二五八
ボツニチクワンゴラク 涇日還	一五
ボツニチクワンゴラク 午樂	一五

●和行

リムフ 林邑	二三四 四六	ワウ王	四一 五七 五九	ヲミコロキ 小恩衣	七四
リムイフガク 林邑樂	四五	ワウシキテウ 寶鏡調	八三〇	ワンナマヒ 女舞	八一 二五六
リムイフガクシ 林邑樂師	二	ワウダイ 皇帝	二二		
リムイフランシヤウ 林邑亂樂	二七	ワウニンライ 王仁庭	五八		
リムガ林歌 臨河	六七	ワカマヒ 若舞	四九		
リムダイ 輪蓋	三五	ワゴム 和琴	七六		
リフブキ 立部伎	一七	ワニベオホタマロ 和瀨部太田麿	一八 二九 三五		
リヤウシウ 涼州曲	一八	ワニベシマツグ 和瀨部島繼	三二		
リヤウタウ 禰羅	九四六	ワニベミチマロ 和瀨部道麿	五四		
リヨウワウ 陸王	一五七七	ワフウチヤウジュ 和風長壽曲	二九		
○		ワラハマヒ 童舞	八一 一五		
ロウギヨクマヒ 弄玉舞	六二	○			
ロウデンキシユン 舞殿喜秋	三〇	エフクソンニン 衛府官人	三		
○		ヲカマサシケ 岡昌綱	七八		
		ヲハリハマヌシ 尾張濱主	三一 五		



192
55

世
香
樂
圖
說



說

全